

平成29年6月定例会会議録（第1号）

平成29年6月9日 金曜日 午前10時00分開会
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局 局長

亀井 博 人

農業委員会
事務局 会長

三浦 重 実

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 章	総 務 主 査	三 原 恵
主 査	沼 澤 和 也	主 事	小 田 桐 まなみ

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 6 月 9 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 6 号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 7 号平成 2 8 年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 2 号新庄市監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3 3 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 3 4 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 3 5 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 0 議案第 3 6 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 1 議案第 3 7 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 2 議案第 3 8 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 3 議案第 3 9 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 4 議案第 4 0 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 5 議案第 4 1 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 6 議案第 4 2 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 議案第 4 3 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 議案第 4 4 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 9 議案第 4 5 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 0 議案第 4 6 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 1 議案第 4 7 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 2 議案第 4 8 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 議案第 4 9 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 議案第 5 0 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 議案第 5 1 号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 議案第 5 2 号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 議案第 5 3 号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約の締結について

日程第 2 8 議案第 5 4 号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について

(上程、提案説明、総括質疑)

日程第 2 9 議案第 5 5 号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 0 議案、請願の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

日程第 3 1 議案第 5 6 号平成 2 9 年度新庄市一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 3 2 議案第 5 7 号平成 2 9 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 3 議案第 5 8 号平成 2 9 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 3 4 議案第 5 9 号平成 2 9 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 3 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

小野周一議長 皆様、おはようございます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席通告者はありません。
これより平成29年6月新庄市議会定例会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小野周一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において下山准一君、森 儀一君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小野周一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長佐藤義一君。
(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。
それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。
去る6月2日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め

議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成29年6月定例会の運営について協議をいたしました。

初めに、執行部から、招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成29年6月定例会日程表のとおり、本日から6月20日までの12日間に決定いたしました。なお、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告2件、諮問1件、議案24件、補正予算4件、請願1件の計31件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告2件の後、諮問第2号及び議案第32号から議案第54号までの議案22件につきましては、提案説明いただき、委員会への付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第55号の議案につきましては、本日の本会議に上程し、提案説明の後に総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

議案第56号から議案第59号までの補正予算4件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月20日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は7名であります。よって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員

長から報告のありましたとおり、本日から6月20日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月9日から6月20日までの12日間と決しました。

平成29年6月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	6月9日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告(2件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。人事案件(21件)の上程、提案説明、採決。議案(2件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(1件)の上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の各常任委員会付託。補正予算(4件)の一括上程、提案説明。
第2日	6月10日	土	休 会			
第3日	6月11日	日				
第4日	6月12日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤義一、小嶋富弥、小関 淳、山科正仁の各議員
第5日	6月13日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 奥山省三、叶内恵子、佐藤悦子の各議員
第6日	6月14日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託請願の審査
第7日	6月15日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第8日	6月16日	金	休 会			本会議準備のため
第9日	6月17日	土	休 会			
第10日	6月18日	日				
第11日	6月19日	月	休 会			本会議準備のため

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第12日	6月20日	火	本 会 議	議 場	午前10時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（4件）の質疑、討論、採決。

日程第3報告第6号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

小野周一議長 日程第3報告第6号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の報告を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

6月議会の開会、ありがとうございます。

先ほどは全国議長会表彰を受けられた皆様方に、地方自治の活性の功績を認められたことの表彰、まことにおめでとうございます。今後とも市勢発展のために御尽力を賜りますよう、心からお祝い申し上げたいと思います。まことにおめでとうございます。

さて、報告第6号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同協会の平成29年度事業計画及び予算について議会に報告するものでございます。

この平成29年度事業計画及び予算につきましては、同協会の平成28年度第5回理事会におきまして議決されたものでございます。

平成29年度予算といたしましては、別冊の平成29年度事業計画書・予算書の1ページ目にありますとおり、新庄市のスポーツを振興し、

市民の体力向上と健康の増進並びにスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的にスポーツ振興事業を一層充実させるとともに、指定管理者としてスポーツ施設を適切に管理し施設利用者へのサービス向上をさせるため、総額1億5,682万9,000円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、後ほど別冊の事業計画書・予算書をごらんいただきたいと思います。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告といたします。

小野周一議長 ただいまの報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第4報告第7号平成28年度 新庄市一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について

小野周一議長 日程第4報告第7号平成28年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 報告第7号平成28年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月の定例会におきまして、平成28年度予算の一部を平成29年度に繰り越して使用する

ことができる経費の限度額を御決定いただきましたが、これらの事業に関し繰越額が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。国の予算の繰り越しに伴い繰り越しとなった通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金、国の補正予算に呼応した事業として臨時福祉給付金等給付事業、社会資本整備総合交付金を活用した栄橋ほか橋りょう点検診断事業、東山団地1号棟外壁改修事業及び日新中学校大規模改修事業などを含め、合わせ7事業となりまして、その繰越額総額は7億6,850万2,040円となります。

財源については、既収入特定財源は流雪溝整備事業債であります。未収入特定財源のうち国県支出金は、個人番号カード交付事業費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金などであり、また、地方債は流雪溝整備事業債、市営住宅改修事業債、学校教育施設改修事業債であります。

なお、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

小野周一議長 ただいまの報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承をお願いします。

日程第5 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

小野周一議長 日程第5 諮問第2号人権擁護委員

の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成29年9月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員2名の方につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦するのは、引き続き推薦する方として柏倉政さん、そして今回新たに推薦する方として高橋正彦さんであります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき御意見を賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号はこれに同意することに決しました。

日程第6議案第32号新庄市監査委員の選任について

小野周一議長 日程第6議案第32号新庄市監査委員の選任についてを議題としたいと思います。

ここで、地方自治法第117条の規定により高橋富美子君の退席を求めます。

(11番高橋富美子議員退席)

小野周一議長 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第32号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、議会のうちから選任した監査委員より辞職願が提出されましたので、議会議長宛てに去る5月19日付で後任の監査委員について議会の推薦をお願い申し上げましたところ、高橋富美子議員の御推薦をいただきました。

この推薦に基づきまして高橋議員を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願い申し上げます。

高橋議員は、平成23年に市議会議員に初当選後、現在2期目でございます。その間、総務文教常任委員長を初めとする要職につかれるなど経験豊富な方でございます。

何とぞ御審議いただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第32号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(11番高橋富美子議員復席)

午前10時23分 休憩

午前10時24分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました高橋富美子君に御挨拶をお願いします。

高橋富美子監査委員 ただいま議会の御同意をいただき、大変にありがとうございました。大任を押し、身の引き締まる思いでいっぱいです。微力ではありますが、皆さんの役に立てるよう誠意を込めて務めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

議案 16 件一括上程

小野周一議長 日程第7議案第33号新庄市農業委員会委員の任命についてから、日程第25議案第51号新庄市農業委員会委員の任命についてまでを、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第51号までは一括議題とすることに決しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により星川 豊君の退席を求めます。

(3番星川 豊議員退席)

小野周一議長 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第33号から議案第51号までの新庄市農業委員会農業委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本年7月19日に新庄市農業委員会委員の任期が満了するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たな農業委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

平成28年4月に法改正されたことにより、農業委員の選出方法については、推薦及び公募を行うこと、議会の同意を要件とする市町村長の任命制とすること、過半数を認定農業者とすること、利害関係を有しない者を含むこと、年齢・性別等に著しい偏りが生じないよう配慮することとされております。

本市においては、推薦及び募集により応募のあった者について、新庄市農業委員会委員候補者評価委員会から報告を受けた上で候補者を決定しております。

新たに任命しようとする方は、星川吉和さんほか18名であります。

任期は3年であります。

参考といたしまして、候補者の経歴を添付しておりますが、本市の農業を振興していく上でまことにふさわしい方々であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第33号から第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第51号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第33号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号はこれに同意することに決しました。

議案第34号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号はこれに同意することに決しました。

議案第35号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号はこれに同意することに決しました。

議案第36号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号はこれに同意することに決しました。

議案第37号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号はこれに同意することに決しました。

議案第38号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号はこれに同意することに決しました。

議案第39号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号はこれに同意することに決しました。

議案第40号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号はこれに同意することに決しました。

議案第41号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号はこれに同意することに決しました。

議案第42号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ただいま御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成9票、反対6票、棄権1票であります。賛成多数であります。よって、議案第42号はこれに同意することに決しました。

議案第43号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号はこれに同意することに決しました。

議案第44号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号はこれに同意することに決しました。

議案第45号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第45号はこれに同意することに決しました。

議案第46号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号はこれに同意することに決しました。

議案第47号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号はこれに同意することに決しました。

議案第48号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

議案第49号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。

議案第50号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号はこれに同意することに決しました。

議案第51号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第51号はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(3 番星川 豊議員復席)

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第26 議案第52号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について

小野周一議長 日程第26議案第52号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第52号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

新庄市固定資産評価審査委員会委員3名の方の任期が本年6月23日をもって満了となることに伴い、委員を選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

新たに選任する方として、佐藤正弓さん、佐藤幸治さん、また、引き続き選任する方として高橋孝一さんであります。

参考といたしまして、3名の方々の経歴を添付しておりますが、知識、経験とも豊富であり、本委員会を適正に運営していく上で適任の方々であると考えております。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第52号は、会

議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第52号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号はこれに同意することに決しました。

日程第27議案第53号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約の締結について

小野周一議長 日程第27議案第53号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第53号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

この工事請負契約案件につきましては、条件

つき一般競争入札により去る5月25日に入札に付したもので、議案書記載の内容による工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものであります。

契約の内容でございますが、工事名、日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事。契約金額は4億4,280万円。契約の相手方は新庄市大字鳥越1780番地の1、沼田建設株式会社代表取締役社長金田孝司。

工期については、議決をいただきました後に着工いたし、完成を本年12月15日といたします。

工事の内容は、築37年を経過しました日新中学校校舎の老朽化対策、バリアフリー化に向けた改修工事となります。

主な工事内容は、管理棟の屋根を無落雪型に改修、管理棟・教室棟の外壁、内壁、床及びサッシの改修、バリアフリーのための渡り廊下の改築とエレベーターの設置などであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 入札参加者はどのぐらいあったのかということと、予定価格に対する落札率はいかがでしたでしょうか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正

一。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 応札業者は5者でございまして、予定価格に対します落札率は99.42%でございます。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 99.42%ということで、ほかの4者は予定価格に対してどういう状況で入札していたのか、お願いします。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 入札の件でございますので、私のほうから御説明させていただきます。

5者、入札参加をしていただきましたが、新庄市の方式は、入札予定価格を事前にお知らせする方式をとってございますので、全ての入札でそれを下回ってはおりますが、落札者が一番低額で落としたということでございます。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 99%ということでは、かなり高い落札率でありまして、最近の入札の状況として、いつもそのようなかどうか、担当者としての見解をお願いします。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 感じとしてなんですけれども、やはり大規模な工事となりますと、こちらの設計価格とそれから事業者が提示していただく価格がかなり近似してくるということは感じてございます。ただ、修繕ですとか小さいものになりますと、例えばその資材の在庫の関係ですとかそういったものもございまして、その落札額に開きが出てくるというようなことも感じてはございます。以上です。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号日新中学校大規模改修工事の内校舎改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第28議案第54号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について

小野周一議長 日程第28議案第54号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第54号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について御説明申し上げます。

本協定の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでありま

す。

協定の内容であります。平成31年3月29日を完成期限とした新庄市浄化センターの改築更新工事であります。

委託金額は5億2,040万円で、協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団理事長辻原俊博であります。

新庄市浄化センターは、平成元年10月に供用を開始し、これまでも施設の老朽化に対応した改築更新工事を実施してきたところであります。

今回の工事内容につきましては、平成29年度、30年度に計画しております建設工事、水処理設備工事及び電気設備工事となっております。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第29議案第55号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

小野周一議長 日程第29議案第55号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第55号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険法施行規則が一部改正されたことに伴い、主任介護支援専門員の資格要件の規定を整備するものであります。

改正の内容といたしましては、新庄市地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員について、要件の規定を整備するものです。また、附則において経過措置を規定しております。

施行日につきましては、公布の日であります。

以上御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案について質疑

を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。

日程第30議案、請願の各常任委員会付託

小野周一議長 日程第30議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願い申し上げます。

平成29年6月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 請願(1件)	○請願第2号『テロ等準備罪』法案(「共謀罪」法案)の撤回を求める請願
産業厚生常任委員会 議案(1件)	○議案第55号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

小野周一議長 ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時02分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

議案4件一括上程

小野周一議長 日程第31議案第56号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第2号)から日程第34議案第59号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)までの補正予算4件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第56号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第2号)から議案第59号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)までの補正予算4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第56号から議案第59号までの平成29年度新庄市一般会計及び特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第56号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ3億554万2,000円を追加し、補正後の予算総額を161億1,158万9,000円とするものであります。

7ページからの歳入についてであります。14款国庫支出金では、地方創生推進交付金の変更申請に係る額を増額しており、また、旧農林省蚕糸試験場新庄支場の耐震改修に係る文化財建造物等を活用した地域活性化事業費補助金を新たに計上しております。

15款県支出金では、森林・林業再生基盤づくり交付金を補正しております。

10ページからの歳出では、3款民生費に施設型給付費を増額しており、6款農林水産業費には新たに森林・林業再生基盤づくり交付金を計上しております。

7款商工費では、旧農林省蚕糸試験場新庄支場の耐震改修経費としてエコロジーガーデン推進事業費を増額し、8款土木費には、道の駅の検討委員会に係る経費を計上しました。

本市の今年度事業が効果的に展開できるよう国県の動きに呼応するなど、適切な対応を要する補正内容を組み合わせていただいております。

続きまして、15ページの特別会計からですが、議案第57号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第59号営農飲雑用水事業特別会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

(板垣秀男財政課長登壇)

板垣秀男財政課長 それでは、私のほうから、議案第56号一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

一般会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ3億554万2,000円を追加しまして、補正後の総額は161億1,158万9,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

こちらにつきましては、道路長寿命化事業債、この減額を行うものでございます。

では、7ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございます。

2項1目総務費国庫補助金、こちらのほうに地方創生推進交付金の変更申請に係る額を増額補正しております。

また、7目商工費国庫補助金に旧農林省蚕糸試験場新庄支場、そちらの耐震改修に係る費用、文化財建造物等を活用した地域活性化事業費補助金を新たに計上しているところでございます。

また、15款県支出金でございますが、2項4目農林水産業費県補助金でございます。こちらには、制度改正などに伴いまして園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金、こちらを減額としまして、促成山菜生産基盤整備支援事業費補助金、それから産地パワーアップ事業費補助金を新たに計上してございます。

また、8ページになりますが、市内事業者の木質バイオマス供給施設整備、こちらへの補助金としまして森林・林業再生基盤づくり交付金、こちらを計上してございます。

20款4項4目雑入でございますが、地域社会振興財団、こちらの長寿社会づくりソフト事業費交付金を計上させていただいております、9ページになりますが、21款の市債でございます。こちらでは社会資本整備総合交付金事業に係る道路長寿命化事業債を減額としてございます。

また、ちょっと戻りますが、19款繰越金でございます。8ページでございますが、こちらには、このたびの予算を補正した財源の一部としまして3,056万8,000円の増額補正をしたところでございます。

続きまして、10ページからの歳出について御説明をさせていただきます。

初めに、2款総務費でございますが、1項1目一般管理費、こちらに総務費寄附金を活用しまして、職員自主研修・研究活動助成金を増額

してございます。

また、14目市民相談費でございますが、こちらには県補助金を活用しまして、警察や関係機関との連携強化というふうなことで、高齢者の悪質商法被害防止事業に係る経費を増額してございます。

次に、11ページでございますが、3款2項1目児童福祉総務費でございます。こちらには、新たに今年度、幼稚園1カ所が子ども・子育て支援新制度に移行しましたことに伴いまして施設型給付費を増額補正としましたところであります。これにあわせまして、歳入においても県・国の支出金を増額補正したところでございます。

次に、6款1項3目農業振興費でございます。こちらでは、歳入においても御説明したところですが、制度改正などに伴いまして、園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金を減額としまして、産地パワーアップ事業費補助金、それから促成山菜生産基盤整備支援事業費補助金を新たに計上したところでございます。

また、あわせまして、1月の降雪によりますパイプハウスの倒壊などの被害に対する支援としまして、農作物等災害対策事業費補助金を新たに計上したところであります。

2項1目林業振興費でございますが、これも歳入において御説明したところですが、市内の2つの事業者が実施します木質バイオマス供給施設整備への補助金としまして、森林・林業再生基盤づくり交付金を補正してございます。

7款の1項2目商工振興費でございます。こちらには、進学により本市を離れた学生が回帰する契機創出のための就労体験支援として、12ページになりますが、学生トライアル雇用奨励金を新規で計上してございます。

また、3目観光費でございますが、地方創生推進交付金の変更申請が認められましたので、事業のさらなる推進を図るため、外国人観光案

内体制整備事業委託料及びインバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金を増額補正としております。また、新たに新庄フィルムコミッション負担金を計上したところでございます。

また、歳入で説明したところですが、長寿社会づくりソフト事業費交付金を財源とした、いすー1GP東日本大会実行委員会運営事業補助金を補正してございます。

また、エコロジーガーデン推進事業費には、旧農林省蚕糸試験場新庄支場の耐震改修のための測量設計業務委託料を新たに計上したところであります。

次に、8款2項2目道路維持費でございますが、こちらには県道土内五日町線の通行どめに伴いまして、迂回路となる市道の交通量増加に対応するため、市道舗装補修業務委託料と工事請負費を計上してございます。

また、道路長寿命化事業費には、社会資本整備総合交付金の内示によりまして、事業費の組み替えに係る経費を計上したところでございます。

次に、13ページの4項1目都市計画総務費でございますが、道の駅外部検討委員会の設置に関する経費を補正したところであります。

また、10款5項8目ふるさと歴史センター費でございますが、こちらも地方創生推進交付金事業としまして、館内の主な案内板を多言語化するための業務委託料、こちらを計上したところであります。

以上で一般会計を終わりにして、特別会計に入らせていただきます。

15ページをごらんください。

議案第57号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらは歳入歳出のおおの117万1,000円を追加しまして、補正後の予算総額を45億4,147万7,000円とするものでございます。

19ページをごらんください。

歳出のほうでございます。歳出の4款1項1目前期高齢者納付金、こちらを増額補正してございます。その財源としまして、歳入におきまして前年度繰越金を増額補正してございます。

21ページをごらんください。

議案第58号公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出おのおの538万9,000円を追加しまして、補正後の予算総額を14億9,641万7,000円とするものでございます。

23ページでございます。

第2表債務負担行為補正でございますが、こちらにつきましては、平成32年度の下水道事業の地方公営企業法適用に向けまして、その支援業務について委託し、実施するための追加をするものでございます。

第3表の地方債補正でございますが、こちらは社会資本整備総合交付金事業の内示に基づく補正とあわせまして、今申しあげました地方公営企業法適用支援業務の委託の財源とする地方債の増額を行ったところでございます。

26ページの歳出をごらんください。

1款1項1目一般管理費でございます。地方公営企業法適用支援業務委託料として計上をしてございます。

また、2款1項2目施設建設費でございますが、管渠建設事業費とそれから処理場の建設事業費を補正してございます。これに伴いまして、25ページの歳入におきましては、国庫補助金、市債、一般会計繰入金を補正したところでございます。

27ページをごらんください。

議案第59号営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。こちらは歳入歳出おのおの90万円を追加しまして、補正後の予算総額を4,014万2,000円とするものでございます。

30ページをごらんください。

歳出の1款1項1目施設管理費のとおりでございますが、施設の修繕料といたしまして90万円を増額するものでございます。それにあわせまして、財源としまして一般会計の繰入金、こちらを補正したところでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第59号の補正予算4件については、委員会への付託を省略し、6月20日火曜日定例会最終日の本会議において審議をいたします。

日程第35議員派遣について

小野周一議長 日程第35議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

6月12日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いします。

本日は以上で散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午前11時19分 散会

平成29年6月定例会会議録（第2号）

平成29年6月12日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長 井上章
主査 沼澤和也

総務主査 三原恵
主事 小田桐まなみ

議事日程（第2号）

平成29年6月12日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 佐藤義一 議員
- 2番 小嶋富弥 議員
- 3番 小関淳 議員
- 4番 山科正仁 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成29年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤 義一	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国学力テストの結果をいかに活用するのか 2. 産直の今後のありようを問う 3. ふるさと納税への返礼品に対する総務省通知への対応について 	市長 教育長
2	小嶋 富弥	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新庄まつりについて 2. 防災について 3. 教育行政について 	市長 教育長
3	小関 淳	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新庄まつりの受け入れ態勢について 2. 中心商店街の今後について 	市長
4	山科 正仁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県立新庄病院移転について 2. 通学路等の危険箇所への市の対応について 3. 新庄市総合計画の施策の生きる力と夢を育む学校教育の推進と教職員等の環境について 	市長 教育長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問は7名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

佐藤義一議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に佐藤義一君。

（18番佐藤義一議員登壇）

18番（佐藤義一議員） おはようございます。

起新の会の佐藤義一であります。

通告に従い、質問させていただきます。

3月の全員協議会でも発言させていただきましたが、全国学力・学習状況調査の結果を不等式で示されましたが、数値によってあらわされなかったことから、どれだけの差異があるのか、全国・県と比較しての学力理解度の差異を知ることが難儀でした。数字というのは説得力を持

つものでありまして、不等式で示されたものでは革靴の上から足のかゆいところをかくような歯がゆさを覚えます。どうして数値での開示がなされなかったのか、余りにも格差があり過ぎて開示するのをためらわれたのかなどと不安に思ったりします。今後もこのような不等式での開示を行うのかお尋ねいたします。

また、結果については、全国・県と比較しても余り芳しくなかったと思われま。学力の向上に向けてどのように対策をされるのか、お尋ねいたします。

また、教育委員会で作成された自校診断の結果から、今後どのような対策が必要なのか、どのような指導により学力向上対策に向かわれるのかをお尋ねいたします。

次に、産直についてお尋ねいたします。

以前から外国産農産物加工品が販売されておりまして、違和感を覚えておりました。特に食の安全が危惧される中国産農産物加工品の販売は新庄の産直において行うべきではないと考えていますが、今後そのような外国産農産物加工品の取り扱いをどうされるのかお尋ねいたします。

産直で提供されるものは、農産物だけではなく、食への安心・安全、そして生産・販売への責任であります。そのためにも生産者の氏名とともに生産者の顔写真も掲示しているわけでありまして。購入消費者は、つくった人の顔が見える安心も求めているわけでありましてから、生産履歴や加工履歴の不透明な外国産農産物加工品の取扱いは行うべきではないと考えています。

安心・安全を目指して始められた産直事業が売らんかなの商業主義に陥るようなことがあれば、購入消費者の信頼を大きく損ねることにならないかと心配していますが、杞憂なのかお尋ねいたします。

また、会員には、1号会員と2号会員と言われる格差がおありのようですが、どのように分

類され、どのような違いがあるのか教えてください。生産出品者と加工品出品者、業者でしようけれども、の違いは理解できますが、農産物生産者間にもそのような格差はないのかお尋ねいたします。もしあるとすれば、その根拠と違いを教えてください。

次に、総務省は、4月1日付でふるさと納税への返礼品の仕入れ価格を寄附額の3割以下に抑えるように通知しましたが、新庄市のみならず、各自治体では本年度予算に計上し、事業を行っているわけですから、唐突過ぎて対応し切れないのが現状だと思います。当市においてはどのように対応されるのか、また、当市においての返礼品の仕入れ価格は寄附額の何割程度かお尋ねいたします。

豪華な換金性の高い返礼品に対して歯どめをかけたいという国の意向は理解できますが、当市においては、特産品の開発、「新庄」の発信を目的として返礼品を選定しており、また以前にも申し上げましたが、ふるさと納税への返礼品開発は、新たな産業の掘り起こし、地域の活性化にもつながりますことから、今後も特産品の開発、新庄の発信を強く推し進めていただきたいと考えていますが、今後の対応をお尋ねいたします。

以上3点についてお尋ねいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤義一市議の御質問にお答えさせていただきますが、最初に学力テストの結果についてということの質問がございしますが、それにつきましては私の答弁の後、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

次の御質問の産地直売所に外国産農産物の加工品が販売されていたということですが、新庄市が運営している産直ではありませんので、

しんじょう産地直売所運営協議会に確認したということをお承りいただきたいと思っております。

確かに以前は外国農産物の加工品を取り扱っていたということでありましたが、基本的には、国内産農産物を用いた加工品を取り扱うようにしたいとのことで、産直まゆの郷を運営する協議会みずからが判断し、現在は取り扱いから除外されているということでもあります。

協議会の規約にも、会員みずからが生産した新鮮で安全な農産物を直売することにより、農業所得の向上と地産地消を進めることを目指す。また、会員が互いに創意工夫しながら、新しい特産品を開発するなどして農産物の価値を高め、地域において生産者と消費者の交流活動を活性化することを目的とするとされております。

今後とも設立の目的ののっとり判断されるべきものと考えております。

また、民間団体の企業努力に対し、取扱品目について、直接判断を下すわけにはいきませんが、注意深く見守ってまいりたいと存じますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

次に、1号会員、2号会員についてですが、しんじょう産地直売所運営協議会規約及び他の産地直売施設に重複して加入することに関する申し合わせに次のような規定がされているところであります。

1号会員については市内の農家並びに農家などが組織する団体、2号会員については、常設的に設置されている直売施設に重複して加入している農家などという区分を設けていることとあります。

次に、ふるさと納税の返礼品に対する総務省通知への対応についての御質問ですが、御承知のとおりふるさと納税制度は、平成20年度税制改正で創設以来、その実績は着実に伸びており、本市におきましても平成28年度の寄附金額は約6億8,000万に至り、その一部を医療や福祉の充実、教育・文化の振興などのまちづ

くりのために活用し、地域の活性化に役立てているところであります。

御質問でございますように、今年4月1日付で総務大臣通知があり、その内容といたしましては、資産性の高いものや価格が高額なもの、返礼割合が高いものをふるさと納税の趣旨に反する返礼品として、3割以下にするなどの内容でございました。

さらに、5月24日付で総務省より本市に対して通知があり、全品目について返礼割合を3割になるよう見直しを促す内容でありますとともに、特に価格が高額なもの3品目について見直しを行い、今後の見直し方針を報告するようにとのことでもございました。

これに対する市の対応といたしましては、基本的に総務省により示された基準及び改善指導に従い見直しを行う考えではありますが、その時期及び改善内容につきましては、他の自治体の動向を注視しながら対応していく考えであります。

現在、幾つかの返礼品につきましては既に見直しを行い、返礼率を下げたものもあり、他の品目につきましても段階的な引き下げを検討しておりますが、品目によっては単価契約を締結し、見込みにより数量を調達している返礼品もあることから、今年度中の見直しは困難であるとの回答を行ったところであります。

また、価格が高額なものとして指摘されている3品目につきましても、製造在庫分を抱えているなどの理由から、ことし12月もしくは来年4月以降に見直しを行うという回答を行ったところであります。

また、返礼品額に対する仕入れ額の割合につきましては、平成29年度の当初予算段階の全体額で49.8%という状況でございます。

議員が言われますように、地域を代表する特産品を開発していくことは、地域の活性化と情報発信力の強化を図るものであると考えており

ますので、今後も新庄市の特色を行かした特産品の開発、「新庄」の情報発信を行っていく考えであります。全国的なふるさと納税の健全な発展を目指しながら慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 おはようございます。

まず、1点目の学力・学習状況調査の結果公表についてお答えします。

全国学力・学習状況調査の目的は、実施要領の中に、調査の目的を達成するため、みずからの教育及び教育施策の改善、児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることとされております。

調査結果の公表につきましては、文部科学省においては調査が始まって以来、継続して実施要領の中で、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度の競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響に十分配慮することが重要であると、特に留意するよう求めています。

本市としましても、今までどおり数値による公表ではなく、全国や県との比較とともに各教科のよさと課題を分析し、今後の授業づくりの具体的な取り組みを明示し、公表することとしております。

教育委員会としての授業改善の方向性を示しながら、学校訪問の際に具体的な学力向上のアドバイスを行っております。

学力につきましては、知識・技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものと定義されており、多岐にわたっての総合的

な力が求められております。

全国学力・学習状況調査の結果を受けての対策についてであります。本市においては基礎的・基本的な学習内容の理解を狙いとしながら、思考力の育成を図ることが必要であると考えております。これまで各学校で取り組んできた子供たちの学ぶ意欲や必要感を大切にした課題の吟味や、仲間と知恵を出し合いながら夢中になって考える協働的な学びの場づくりとともに、児童生徒がわかったつもりで終わるのではなく、この学習で何を学んでいるのかが明確になるような学習のまとめを工夫したり、補充問題、発展問題を取り入れた授業構成を工夫したりするなどの視点を重視しながら授業改善を進めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査の児童生徒に対する質問からは、本市の子供たちが県や全国に比べてテレビやゲーム、携帯電話等をする時間が長いという課題が見られます。生活リズムの確立や家庭学習の奨励等、家庭の協力も得られるよう啓発を図っていきたいと考えております。

このような取り組みを通して、次代を担う子供たちの学ぶ意欲を高め、よりよく問題を解決する資質や能力の育成を図ってまいります。

次に、自校診断テストの結果からの今後の対策ですが、まず、自校診断シートにつきましては、児童生徒に対する質問調査と学校に対する質問調査の結果をもとにまとめております。

児童生徒に対する質問紙調査につきましては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸場面等の学習状況に関して答える意識調査となっております。

小中学生とも国語に対する意欲や授業での学び方については、両方とも全国を上回る結果となっております。

算数・数学につきましては、意欲が小中学生とも全国並み、授業での学び方は、小学生では

全国並みかそれを上回り、中学生においては全国を下回る結果となっております。

これらの結果からは、児童生徒の意識としては、おおむね学習に対して意欲的に取り組んでいることはわかります。各校が取り組んでいる子供たちの学ぶ意欲や必要感を大切にした授業づくりや、仲間とともに知恵を出し合いながら無心になって考える協働的な学びによる成果と考えております。

しかしながら、学力調査の結果では、全国や県を下回っているものもあり、こういった児童生徒の意識と実際の点数との間にずれが生じる結果となっているのも事実です。ずれを解消するためには、毎日の学習の中で教師がその学習の狙いを明確にし、本当に一人一人の児童生徒にその学習内容が理解され、次に生かせるものになっているのかどうかをきちんと評価することがまず重要であると考えております。

各学校には、授業の後半部分の授業の充実を意識した授業改善をお願いしております。主体的・対話的な学びには少しずつ近づいておりますが、まだ深い学びまでには至っていないと考えております。教師自身が教材を深く理解し、児童生徒にしっかりと考えさせていくことが必要だと思っております。児童生徒の意欲を大切にした授業づくりとともに、学習内容の深い理解を図ることで、児童生徒の意識と実際の結果のずれが出ないように授業改善を図ってまいります。

終わります。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 市長、教育長とも御丁寧な答弁ありがとうございます。

それでは、なるべく早く再質問させていただきます。

3月の総務文教常任委員会の中でも、不等式でなくて数字で表示すべきだという意見が出さ

れたと思います。私さっき申し上げましたけれども、数字というのは結構説得力を持つものなんです。それで不等式で示された場合、3月のときにも言ったんですけれども、不等式と数字の差によって示されたものって、示された側の理解度というのは当然数字のほうが理解できると思うんですね。それを、確かに教育長のおっしゃるとおり、学力状況調査というのは序列を決めるとか競争させる意識でないという、わかります、私もそう思いますから。ただ、その中で私どもの新庄を将来担っていく子供たちがどれだけの学力と知力と体力を持っているのか知っておきたいところがあるわけですよ。

例えば私が議員に当選して、先輩議員の人に連れていかれた福田山の工業団地に、今ヨーロッパでかなり注目されている環境汚染とかやっている会社がございます。そこを視察させていただいたときに私どもの先輩議員の人が、新庄にも産業系の高校があるんだと。その子供たちを採用していただけないかと、優先的にどうか、言葉使うと、採用してもらえないかという話なんです。それは地元の議員としては私は当然の発言だと思って、当を得た発言だと、大したやっぱり先輩議員は違うなと思っていました。ところが返ってきた回答は、私どもも地元の子供を採用したいと。最低限、選抜試験で最低75点か80点はとってもらいたいと。ところが30点、35点では選抜ラインに届かないということなんです。

やっぱり教育、学力というのは、小学校、中学校である程度決まるものだと思っています。ですから、そういう状況があるということに対して、先生、どう思われますか。それは高校の話でしょうと言われればそうなんですけれども、ただ、さっき話したとおりに、学習する習慣というのは小学校、中学校からつけていないと、高校、大学に入って、すぐに一生懸命勉強しようといったって理解は進まないわけですよ、

基礎ができていない分だけ。学習しようという、さっき教育長おっしゃったとおりに、意欲です。それが無い限り、ノルマチックに勉強をやっていたって身につかないですよ。そういった状況を踏まえて、教育長、もう一回、そういうことを御存じでありましたかも含めてお答えいただけますか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 私のほうからお答えさせていただきます。

やはり学力につきましては、議員おっしゃるようにもっともっと底上げが必要なんだろうという認識は持っているところです。

数値についても、説得力のあるという分、逆に点数がひとり歩きしてしまって、さまざまな面でやはり弊害を起こすということもあるんだろうというふうにも思っているところです。

学習意欲の問題、学習習慣の問題ということもございました。学習状況調査等においては、非常に子供たちの学習意欲については上がってきていますというふうには捉えています。自校シートでもお示しましたが、ずれということもあるわけですが、ただ、学習がおもしろい、好きだと答えている子供が多いというのも事実だろうというふうには思っているところです。

県内全体ですが、今、探求型学習というのを進めております。探求型学習というのは、自分たちの課題を解決していくという学習方法です。課題をしっかりと捉えながら、そして意欲を大切にして協働的に解決していくという学習手法でございますが、そういった面では、子供たちは意欲的に学習しているというところまでは来ているのかなというふうには思っていますが、教育長答弁にもございましたように、最後にやはりまとめをしっかりとしながら学習したことを定着させていくということがやっぱり必要なんだろう、そこが一番の大きな課題なんだろうとい

うふうにも思っているところです。

そういった意味では、議員おっしゃるとおり、そこら辺についてはしっかりとした学力を定着させるよう、各学校のほうにも呼びかけをしているところでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 3月議会が終わったときに齊藤課長とお話しさせていただく機会がありましたので、十分理解はしたつもりなんですけれども、年度ごとに違うというのは、私非常にわかります。要するに、悪い言葉かもしれませんが、ことしの生徒は当たり年だとか、ことは当たっていない、外れとは言わないんですけれども、そういうのがあるというのはわかります。ただ、何も学力でトップを目指せと言っているわけではないんです。子供たちが企業に入れなかったことで新庄を離れざるを得なくなったという状況があるんです。今、これだけ新庄市の人口の定着化、そして優秀な人間は新庄に残そうねという中で、学力が足りなくて新庄に残れなかった、こういう現実を我々ももっと重く見なければいけないです。例えば学力云々する人は傲慢な人間だと言われます。私は決して傲慢な人間だと思いません。人のことを傲慢だと断定する人こそ傲慢のきわみであり、あるいはまた「私の言うことが何で聞けないんだ」と、「俺の言っていることが何でわからない」「こんなことが理解できないのか」と言って子供に体罰を与えるような親や教師こそが私は傲慢のきわみだと思っております。ですから、トップを目指すということではなくて、最低限の——最低限とは言えないですけども、ある程度学力・知力を持った子供を。おっしゃることは十分わかります。小学校、中学校は学習塾ではありませんので、どこかの有名高校に入学させるための施設でも何でもありません。ただ、新庄に残れないような子供が多くいると

いう状況を我々は小学校、中学校でつくってはいけない。

私、この年になって今でも思うんですけれども、何で小学校、中学校、高校、大学でもっと勉強しなかったんだろうと本当に後悔しています。ここにいらっしゃる方は新庄市の中でもかなり優秀な皆さんだと思いますけれども、皆さんもそういう思いはあると思うんです。

例えば、ちょっと変な話ですけども、高校3年生の数学の微分積分、私にとっては中国語より難しかったです。何を言っているかわかりませんでした。ただ、微分積分をもし理解できたら、もっと違う人生があったのかなと思うんです。ですから、そういう環境を、教育長はかなり経験の豊富な方ですし、齊藤先生もそうですので、それからもっと子供たちが学習に取り組むような意欲とさっきおっしゃいましたけれども、そういう環境をもう一度皆さんで協議していただきたい。

私のうちの前は北辰小学校でありますので、先生方が毎晩遅くまでいらっしゃるのを知っています。私も毎週水曜日8時になると小学校に行って、子供たちに通称、紙芝居のおじさんをやってくるんですよ。そのとき子供たちのきらきらしている目とか、「きょうは何を話してくれるの」と来る子供たちというのはかわいいものですし、確かに意欲がある。「この話を知っているか」と、「知らない」「知っている」と言います。ですから、そういった子供たちの環境をもっと強めていただきたいと思います。最後に教育長、一言、決意だけでも結構です。ひとつお願いできますか。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 今、産業高校の話もあって、高校の話もあったわけですけども、やはり小学校では確かな力というか、きちっと基礎学力というのはつけておかなければいけないという、

その思いは佐藤議員と同じで私もありますので、やはりしっかりとそういう力がつけられるような学習指導が各学校で行われるようにこちらでも指導して、それに支援できるもの、教育指導行政で発揮できるものもいっぱいきちっと考えながらやっていければと思いますので、いろいろな形で。学力向上は、本当に子供たちがこれから自分の将来の夢を実現するためにも、そういう力がなければ実現できませんので、それをつける意欲を大事にしながら、確かな力を。

やっぱり毎日行われるのは授業です。その授業が変わらなければ、授業を大切にしなければ、子供たちに力つかないと思いますので、教師と子供、そういういい環境をつくって、そんな授業づくりに努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） ぜひお願いいたします。

産直について再質問させていただきます。

さっき市長は、新庄市直営ではない、協議会のほうで運営しているんですからということでしたけれども、一般市民はそうは思っていません。新庄市があれだけバックアップしている産直ですので、実際、経営主体は協議会のほうですけれども、新庄市の産直だというような理解をしていると思います。

それで以前から、外国産農産物加工品として今撤去していますと言いましたけれども、撤去されたのは、商工観光課長、いつですか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 私の確認したところでは、今年度撤去になったと思っております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 今年度の何月。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 5月ですか。4月にそのようなお話を聞いていましたので、直接確認、最終的には5月だったかもしれませんが、4月からそういう話は出ておりました。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 何で何月だと確認するかと言ったのは、私が産直に何回も出向いたんです、前から、こんなもの売っちゃいけないんだ、新庄の産直ではと。一番最初は何年も前ですよ。私、新庄市農協の職員のところから言っていましたから。そのとき答えが、彼女、何と言ったと思います、「お客様が欲しいから売っているんです」、それは提供する側の理屈として正しいと私は全然思っていないです。

それで今回あえて何月だとお聞きしたのは、今の新しい会長にお会いしたくて何回か足を運んだんです。そのとき会えなくて、たまたま私だと気がついたみたいで電話をくれたんです。それで、このままああいう農産物加工品を販売していくのかと。俺も何遍も言ったけれども、あなた方が聞いてくれないので思い切って6月の議会で一般質問するぞと言った途端に外しているんじゃないですか。課長、どうですか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 議員と会長とのやりとりの細かい部分はわかりませんが、そういった話を以前から受けていたということで内部で検討して、撤去に至ったというふうに私は思っております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 何で、中国産のゼンマイが特に私気にしているんですけれども、山菜とりに行かれる方はわかると思うんですけれども、ゼンマイに似たカクマという植物がありま

す。カクマは、形状を知らない人が見たらほとんどゼンマイと間違えます。ただ、戦時中には食にもしたようです、食料不足で。ただ、余りにも血が汚れるという説がありまして、戦時中であっても特に妊婦、あるいは妊娠の可能性のある世代の女の人には食べさせなかった。このカクマという植物を干すとゼンマイに酷似するんですよ。私、そこで袋を見て当てられます、これゼンマイ、これカクマって。そういう商品が入っているものを何で新庄の産直で売らんだって何回も言ってきたんです。それをずっと、さっきも言った「お客様が欲しがらるから置いているんです」という理屈のもとに十何年置いてきたんですよ。だから、あえてさっき撤去したのは何月ですかと言ったのは、5月ですよ。一般質問しますよと、ちゃんと答えてくださいねと言った途端に外したんです。これが私が言うところの売らんかなの主義だと思うんです。

それからもう一つ、私が記憶しているのは、中国産のゼンマイの戻し、ロシア産ワラビ、中国産の乾燥キクラゲ、中国産大豆によるきな粉、これは商工観光課長、認識されていましたが、そういう商品があそこにあるということ。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 産直に行った際に、そのようなものがあるというふうなことは見ておりました。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 市長もさっき、協議会が運営母体だから、新庄市は直営でないんで余り突っ込めないような話をしましたけれども、指導監督する立場にある人が「見ていました」という認識で、それだけだったんですか。こんな食の安全・安心、責任を持つ産直で、こういうものを売っちゃいけない。特に中国産の食に対する危惧というのは日本全国で言われている

じゃないですか。ちょっと考えて、もう少し。まあ、それはしようがない。

戻した容器に入っている、ありますよね、液体。あれは、恐らく教えたのでわかると思いますけれども、聞かないけれども、リン酸塩水ですね。リン酸塩水というのは加工品にかなり使われています。加工する側にとっては非常に使い勝手のいいやつです。例えば食品がつつやする、あるいはふっくらする、それから色映えがいいとか、これは加工する業者にとっては非常に便利で使いやすいんですけども、ただ、摂取する我々にとっては大きな問題がいっぱいあります。五十肩の原因となる石灰沈着、あるいは骨粗しょう症の原因となる骨の成分の分解、特に成長期における子供には摂取させるな。あと老化を促進する。私、ちなみに、おでんに入っている練り物は絶対いただきます。大根と卵しか食いません。それは入っているからです。こういうものが含まれているという商品があそこに陳列されているということも含めて、課長、それは御存じでしたか。リン酸塩水ですよ。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 佐藤議員から、ただいま貴重なさまざまな産直の商品にかかわる安全・安心の部分、御説明いただきましたけれども、私も正直余りそこまで詳しい知識がなかったので、大変勉強になっているなと思っている次第でございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） さっき言いましたように、経営主体が向こうだからとは言いますが、新庄市の施設を使って販売しているわけですから、大家だから、たな子が何をしても構わないという言い方は絶対ないです。大家としての責任をとっていただきたいと思います。ですから、そういう健康被害が予測されるものを

新庄の産直で、それは誰が聞いても変な話。

私、3月の議会が終わってから、天気よかったときに、かみさんと2人で、風車市場、始まって、遊佐のふらっと、ねむの丘、西目の道の駅、秋田までで大体6店舗ぐらい全部見てまいりました。残念なことに一つもありませんでした、中国産は。全部地元産です。そういうふうな産直を目指していくことが、購入消費者に対する安全・安心、そして責任なんですよ。販売する者は責任を持って売らないといけません。安かろう、悪かろうではだめだ。

私は農家ではないですけども、我々農家だって米を出荷する場合は生産履歴を表示しているわけですから、それでないと消費者は買ってくれない、そういう時代ですので、売ればいいんだという、売らんかなと先ほど言いましたけれども、私がまだ新庄市農協にいたころに、産直ができたときに当時の県の総合支庁の農業振興課、経済課ですかね、「産直について」という会議を持ちました。そのときに行ったのは、新庄市農協からは私、それから萩野農協からは当時の参事、それから郷野目ストア、それから産直まゆの郷が見えました。驚いた発言を聞いたんです、私。まゆの郷の代表だという方は課長がいる前ですよ、課長2人いましたから、「俺たちは冬、売る野菜を持っていないんで、八百屋と契約して千葉産のキャベツを持ってきて、それでまゆの郷で売っているんだ」と言ったんです。それが産直なんですかと思いますよね。私は当時、その情報を知っていたので驚きもしないで、ただただ不信感を強めただけです。ところがそれを聞いた農業経済課の課長は、そんなもの絶対会議録に残せないです。急に立ち上がって、ぱたんと資料を閉めて、「本日はこの会議はこれで終わります」と。考えられますか。産直ですよ。それが堂々と言うんですよ。八百屋と提携して千葉からキャベツを持ってきて、それでまゆの郷で売っているんだと。

信じられないですね。それが私に言わせると商業主義になると。安全・安心、そして責任なんですよ、産直というのは。そういうのも含めて、ないとは思いますが、確認の意味でそういうものはございませんか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 産直につきましては、皆様方のほうに、3月の議会で、エコロジーガーデンの保存・改修計画等を御説明させていただきました。また、この6月議会のほうにも補正予算を上げさせていただいておりますけれども、いよいよ、文化庁の補助をいただきまして、保存改修計画のほうに入っております。そうしたことから、我々としてもより魅力的な産直になっていただきたいという願いはありますので、ただいま議員からさまざまな御指摘いただきましたけれども、そういったことをこれからいろいろな産直とも保存・改修に向けて打ち合わせをする機会もありますので、しっかりと伝えていきたいと、そのように思っております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 1号会員と2号会員の違いってありますけれども、1号会員、さっき市長から御答弁いただきましたので理解しますが、1号会員と2号会員の手数料率はどうですか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 2号会員につきましては、運営協議会のほうで決定されているとお聞きしていますので、その詳細については承知しておりません。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 生産出品者、まゆの郷にしか出さないという人方、これが1号会員で

すね。2号会員というのは業者もそうですね。例えばさっき言っていた何とか食品というのでも2号会員になっている。あと、複数の産直に出品している人も2号会員。

手数料は、1号会員と業者の2号会員と違うのはわかります。重複して産直に出している人が業者より手数料が高いという話は御存じありませんか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 私はそこまでは知りませんでした。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 2号会員になった、総会の運営協議会で決められたことだからと思うんですけども、そのいきさつを私もちょっと知ってしまして、恣意的なものを感じたものですから、産直まゆの郷にしか出さない人、ほかにも出す人、その中に恣意的なものを感じたのでお尋ねしたんですけども、ただ、同じ新庄市内の農業者でありますので、そういった差異はあっていいのかなというふうに疑問に思ったのでお尋ねします。

なお、さっき言ったように、昔は地産地消ののぼりが出ていました。最近、地産地消ののぼりがなくなっているのは、地産でないからかなというふうにかからって私よく笑ったんですけども、千葉産のキャベツは売らないでください。新庄のキャベツつくられていますから。

時間も押してきましたので、最後にふるさと納税について、市長、御答弁のとおり、新庄の商品開発、それから新庄の発信だということで継続したいということなんですけれども、ただ、今回の3割以内に抑えるようにという中には、私がよく使う言葉なんですけれども、大都市のエゴって言うんですけれども、石原慎太郎さんと橋下さんが両方の知事のときに消費税を地方

税にしようと言ったんですね。そうしたら、とんでもない税金があるわけですよ、東京都と大阪府は大消費地ですから。それはやっぱり大都市のエゴなんですね。今回も大都市のエゴが私、感じられるんです。例えば東京都23区で2015年、おとしです、129億の税金の減収になっています。

新聞の記事によりますと、東京都内で100人規模の保育児童の運営を109カ所できる経費に相当すると書いてあるんです。でも、それは大都市のエゴであって、今はふるさと納税によって地方が活性化している部分もあるわけです。そういったエゴって、私だけなんですか。ふるさと納税担当課長、どう思われますか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 エゴと特定するのは難しいかもしれませんが、やはり大都市のほうでも事務的にかなり膨大になっているという現実があるんだと思います。そういったものも理解しながら、ふるさと納税の健全な発展というものを視野に入れてこれから進めていかなければいけないなどは思います。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 米沢は有名ですよ、パソコンで。パソコンは高価な商品だと言われています。けれども、米沢の市長ははっきり、やめないといいました。これは何ですか。米沢の産業だからです、パソコンをつくっているのは、俺のところをつくっているんだと。もう一回総務省が何かまた言ってきたら、そのときに総務省と話し合いしましょうと。今は総務省の通知に従う気持ちははっきり言ってないと答えています。

こうやって、新庄も確かに高価な商品はあるかと思っています。さっき3点を見直しするって市長答弁ありましたけれども、3点については大

体想像つきますので、あえてここで質問しませんが、ただ、新庄市の産業に直結するような、例えば6次産業化でつくった「いいにゃ!しんじょう」、こういうのをもっともっと、そういった費用の中で、ふるさと納税の基金によってつくっていきなすと思います。それで発信ができると思います。それをぜひやっていただきたい、継続していただきたいと。

大都市のエゴとは言い切れないという課長の慎重なお答えですけれども、そういったエゴに負けないで、新庄市のために頑張ってくださいというふうに期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

小野周一議長 次に、小嶋富弥君。

(17番小嶋富弥議員登壇)

17番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。

議席番号17番、起新の会の小嶋富弥であります。6月定例議会、2番目に質問させていただきます。どうかよろしく申し上げます。

まず、初めに、新庄まつりについてから質問いたします。

まさに月日のたつのは早いもので、春の桜の花が咲くのを心待ちにしております、カド焼きを楽しんだら、もう田植えも終わり、ちまたにおいては新庄まつりの話題に移る季節になり

ました。

この新庄まつり山車行事は、平成21年に国重要無形民俗文化財に指定され、昨年の12月1日未明、当市の新庄まつり山車行事を含む18府県、33件のまつりで構成する山・鉦・屋台行事がユネスコの無形文化遺産として登録されたわけがあります。今までの歌舞伎、能楽、和食などに続く登録で、ユネスコの日本の無形文化遺産は21件になり、当市の新庄まつり山車行事は山形県においては初めての快挙であります。

しかし反面、世界の宝として認められたことは、市民、関係者に大きな誇りと喜びを得ましたが、その分、伝統の継承の多大なる責任も課せられた気がいたします。

ことしのお祭りは、ユネスコの無形文化遺産登録を受けての初めての行事であります。今まで以上に県内外の関心が増しております。いろいろな報道で遺産登録を知り、この機会にぜひ新庄まつりを見に来る話を多く聞きます。私だけでなく、多くの市民の方々もお聞きしていると思います。当然多くの人出が予想されます。そこで大事なものは、受け入れの身構え、対応の整備態勢ではないでしょうか。この新庄まつり山車行事を期待して来た方々に対し喜んでいただき、なおかつ、安全・安心なまつり行事を図らなければなりません。何と云っても本年はユネスコ登録を受けて初めてのお祭りであり、そこで、これらを勘案した安全・安心なまつりの運営のあり方についてお伺いするものであります。

また、まつり期間中は、不特定多数の人出があります。この間の危機管理はどう図られるのかあわせてお聞きいたします。

次に、発言事項2番目の防災について質問いたします。

この4月より防災無線の運用が始まりました。これらの効果として検証をまずお伺いいたします。

この事業は、昨年度の主要事業の一つで、環境課地域防災室が担当であるわけであります。

目的として、デジタル防災無線（同報系）の整備を図り、災害発生時に迅速かつ的確に市民に情報を伝達し、市民の安全・安心を守ることとされております。

今般の事業内容は、平成27年度に行った実施計画に沿い、親局を上下水道庁舎に設置し、土砂災害及び水害の発生が予想される13の地域、すなわち土内、萩野、山屋、小泉、休場、市野々、鳥越、二ツ屋、滝ノ倉、升形、前波、本合海、畑の集落に小局を19基設置いたしたわけであります。正午に市民課のチャイムを鳴らし定時放送がなされておりますが、まだ緊急情報の発信はないと思っておりますが、そこで、これらの設置効果とその検証をお尋ねするわけであります。

また、当市には活断層があります。今後、市内全域をカバーできる防災無線の整備が必要ではないのでしょうか。これらについて、今後どのような取り組みを図るのかお伺いするものであります。

次に、まことにしてもらっては困る、大きい迷惑な北朝鮮の弾道ミサイル、北朝鮮の挑発、未経験の有事に対し、落下・避難に対する新庄市の危機管理についてあわせてお伺いするものであります。

次は、発言事項3番目の教育行政についてお伺いいたします。

まず、高野教育長には、新教育長として就任いたしましたことに心からお喜びを申し上げます。

長年、教育現場に携わり、真室川・安楽城小学校、新庄小学校の校長を務め、最上教育事務所長を歴任、まさにその道のエキスパートであります。その手腕を新庄市の学校教育、社会教育の発展に向けて大いに発揮していただくことは、私を初め多くの市民の皆さんは期待してお

るところであります。

今日、日本は、少子高齢化社会が顕著になり、社会基盤が心配になります。当市とて例外ではありません。少子化に対応した教育が求められることは申すまでもありません。

万葉の歌人、山上憶良は「白銀も金も玉も何せむに優れる宝子にしかめやも」と有名な句を残しております。我々日本人がいにしえから子を思う気持ちには変わりはありません。地域に生きる子供は大きな大切な財産でありますし、育むのも社会全体、そして大人の責任であります。新庄市の児童生徒が夢を持って学習や生活できる力を育む新庄市の学校教育に対しての新教育長の熱い抱負をお伺いするものであります。

また、教育長は、学校教育でなく、社会教育の振興・充実も図らねばなりません。市長は年度初めに当たって、市政運営に関して所信を述べます。今回、教育長においては就任して初めての定例議会ですので、ぜひ学校教育並びに社会教育行政をどう導き、どう運営を展開なさるのか、その思いをあわせてお尋ねいたすものであります。

次に、教育勅語についてお伺いいたします。

大阪にある、幼稚園児に教育勅語を唱和させる学園の国有地の払い下げ問題で政治が大きく揺れ動きました。それらを機に、教育勅語が話題・注目となりました。そこでまず、教育勅語について私は高野教育長の見解をお尋ねするものであります。

道徳が、義務教育では小学校が平成30年度、中学校は平成31年度から道徳教育として教科化されます。

政府、安倍内閣は、3月に教育勅語について、憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されないと答弁書を閣議決定いたしました。その後、松野文科大臣は、道徳の教材として使うことは否定せず、一義的には教員、学校長の権限と説明。菅官房長官も

それぞれの現場で判断することと述べております。

しかし、国会での審議を経ず、教育勅語の使用をなし崩しで容認すること自体、憲法や教育基本法の精神に反しているとの考えを持っている人もおります。ここでまず、率直な教育長の見解をお聞かせください。

それでは、次に、教育行政の3番目の質問に移ります。

施設一体型明倫学区義務教育学校の建設が始まります。私は3月の定例議会で、明倫学区義務教育学校の建設について質問をいたしました。その続きのようになりますが、当時の教育長は武田一夫さんでした。この4月より新たに教育長に就任した高野教育長は、豊富な教育キャリア、現場に携わった経験があります。

西洋のことわざには、新しい酒は新しい革袋に盛れとの故事があります。今回、初の教育長としての定例会議ですので、ぜひ高野カラーと申しますか、明倫学区義務教育学校の建設に向け、どのような教育目標を掲げ、どのような特色ある学校をつくるのかをお伺いいたすものであります。

国では今後の学習指導要領の改訂のスケジュールも示されております。県の市町村教育委員会、教育長会議でも、探求型学習の推進など取り組みの強化などが話し合われたと思われまます。外国語活動の開始は、小学校3年生からになります。新指導要領に適した設備・施設、そして明倫地区の一貫校は義務教育9年であります。これらに適した、そして保護者・地域というスタンスと経営の視点を考慮した学校を地域・保護者は期待しておるのであります。それらについてのお考えをお伺いいたします。

以上の私の通告した質問は終わりでございます。御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、初めに、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

まつりに関することというようなことで、議員の中でもまつりに関することは非常に関心の強い御意見だというふうに承っております。

本市のまつり、おかげさまでユネスコの文化遺産になっていますけれども、ことし8月、初めての開催となるということで大変緊張しているところでもあります。実行委員会の席上におきましても、多く訪れるなどの来訪者に対して、安心・安全なまつりでなければならないというようなことを名誉会長という立場で意見を述べさせていただきました。どんなにすばらしい祭りでも、事故が起きたりさまざまな事件が起きますと、それは祭り関係者のみならず多くの皆さんに大変御迷惑をおかけするというところで、これを第一義的に考えていただきたいというようなことを申し上げたところです。当然、おもてなしの心を持って迎えるということですが、駅前通り商店街の皆さんも、トイレの提供とかそうしたことをいろいろ工夫なさっておりますので、そうしたことも含めながら、24日の宵まつり、その方法、態勢については今後とも警察及び最上広域消防なども連携しながら、安心・安全なまつりに努めていきたいというふうに考えております。

新庄まつり、本当に多くの皆さんに来てほしいところではありますが、そのことは十二分に今後とも細心の注意を払いながら、関係機関と連絡してまいりたいというふうに思います。

次に、防災無線についてであります。議員御指摘のとおり、市民の安全・安心の確保について重要な施策として進めていく必要があると考えております。

最近の災害を見ましても、平成26年8月に発生した広島市での土砂災害、また、平成27年9

月に鬼怒川で発生した河川の氾濫、昨年は台風10号による河川の氾濫で岩泉町の高齢者福祉施設の入居者が死亡するなど、土砂災害等で大規模な被害が全国で発生しています。

これらの災害に対応するためには、河川改修などで災害そのものを未然に防止する方法と、情報をいち早く伝達し避難することで被害を最小限に抑える方法がありますが、ハード事業だけの対応では限界があることから、災害の種類に応じた避難行動をとることが重要になってきます。

情報を伝達するために、土砂災害警戒区域や洪水時浸水想定区域などにデジタル防災行政無線を20基整備し、本年4月から運用を開始しております。この運用については定時放送で動作確認を行っていますが、現在、防災無線の操作方法を含めた説明会を行っており、地域の方の御意見をいただきながら検証を進めてまいりたいというふうに考えております。

窓を閉めている家の中では聞き取りにくい、山に反響して聞きづらいなどの声がある一方、遠くまでよく聞こえるなど、気象条件や自然条件に影響される部分が大きいと捉えております。また、うるさいなどの御意見も頂戴しているところですが、災害対策本部からの緊急時の連絡手段であることで地域としても安心感があるとの御意見をいただいております、防災無線全体の運営状況としては良好であると捉えています。

本市の想定する災害としては、土砂災害等のほか、新庄盆地断層帯地震や山形盆地断層帯地震などがありますし、国民保護法制上の非常事態にも対応することが求められている現状にもあります。

このようなことから、災害対策本部から遠距離にある地域を中心に、市街地を含め同報系のデジタル防災行政無線を整備し、平成32年度の工事完了を目指して情報伝達網の整備を図っていききたいと考えております。この事業展開にあ

わせ、自主防災組織の育成を図り、地域や消防団と連携した災害に強いまちづくりを推進していききたいと考えております。

また、学校における学校の近いところでのチャイムのあり方等も意見が出ております。一つ一つ切りかえができますので、12時過ぎまで授業を行っておりますので、その場合には夕方にするとか、その地域地域で状況に合わせた放送をしていきたいと。必ず1日1回は鳴らすと。鳴っていないかったということのほうが設置した条件に合わないということで、必ず朝昼晩のどこかで1回は鳴らすということは守ってまいりたいというふうに考えております。

次に、北朝鮮のミサイル落下時の避難行動についての危機管理であります。弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある判断された場合には、内閣官房からの情報が全国瞬時警報システム、Jアラートを通じて緊急情報が伝達されます。Jアラートが使用されると、市内に設置されてあります防災行政無線が自動的に起動し、スピーカーから特別な警報音が発せられ、ミサイルが落下する可能性があることと、頑丈な建物や地下に避難することなどを呼びかけるメッセージが市民に対して瞬時に流されます。

また、消防庁からは、携帯大手事業者を経由するエリアメール、緊急速報メールにより携帯電話やスマートフォンに弾道ミサイルの情報が配信される仕組みとなっております。

しかしながら、弾道ミサイルは発射から極めて短時間で着弾するものであり、落下の可能性があると情報が発せられた際には直ちに屋内に避難する、適当な建物がないときは物陰に身を隠す、地面に伏せ頭部を守るなど、まずは市民自身の冷静かつ迅速な行動が求められるという現状にあります。

市といたしましては、弾道ミサイル落下の可能性を危機感を持って受けとめ、内閣官房から通知のありました住民への周知依頼に緊急的に

対応し、4月24日に地域担当職員を動員し、全区長に弾道ミサイル落下時の避難行動を示したチラシを全戸配布させていただきました。

さらに、市のホームページにおいても、市民がとるべき避難行動やJアラートに関する情報を掲載し、周知を図っているところであります。

県においては、知事が「訓練こそ最大の防衛」として県内の避難訓練を行うことを表明し、これを受けて酒田市が6月9日に国・県と合同で300人規模の住民避難訓練を実施しました。

本市においては、住民の避難に関する新たな情報が国からなされたときは速やかに市民に周知するとともに、市民が参加する形での避難訓練の実施については県と検討・協議をしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

教育行政につきましては、教育長より答弁させていただきますので、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 まず、抱負と教育行政の取り組みについてお答えいたします。

未来を担う新庄市の子供たちには、夢を持ち、元気で才能豊かな命輝く子供になってほしいと思っております。命を大事にし、自分の才能を磨き、確かな生きる力で自分の夢や目標を実現してほしいと願っております。また、ふるさとを考え、精いっぱい生き、誰もが輝く人生を送ってほしいと思っております。そのために、特に命の尊厳を根底に据えた心の教育、小中一貫教育、ふるさとを大事にする教育を大事にしていきたいと考えています。

生命尊重と生き方を学ぶ命の教育、ふるさと新庄のよさを知り発信し、地域づくりを考えるふるさと学習、未来を切り開く資質・能力を育成する授業づくりに力を入れていきたいと考えております。そして、9年間を見通して小中一貫教育を進め、さらに効果を上げていきたいと

考えております。

また、「あれっ」「なぜ」「どうして」と疑問を持ったり、周りが気になったりする子供の感性を大事にしていきたいとも考えております。学校・家庭・地域が連携し合って未来を担う子供たちの教育に携わってまいります。

次に、教育行政についてですが、教育委員会 は、法改正もあり、地方教育行政における責任体制が明確化され、地方公共団体の長と教育委員会の連携が強化されました。このことを踏まえながら、市長と教育委員会で構成する総合教育会議にて協議・調整を尽くし、教育大綱に基づき市長部局と連携して、それぞれが所管する事務を執行してまいります。

また、教育委員長と教育長が一体化した新教育長になって初めての教育長ですので、事務の執行状況を教育委員会に丁寧に報告し、教育委員からのチェック機能を強化していただきます。教育委員一人一人の意識の高揚、資質向上も図り、事務局とともに研修し合う機会を拡充してまいります。

そして、教育委員会には教育総務課・学校教育課・社会教育課と3課があります。教育行政では3課の連携を強化していくことが大事です。また、施設の連携も必要です。情報の連携から事業の連携について検討してまいります。

最後に、教育行政である教育委員会の機能として指導行政の部分があります。学校、社会教育施設、関係機関・団体が迅速、適正に対応、事務が執行できるよう、指導機能をこれまで以上に発揮していきます。そのためにも報告・連絡・相談が機能する関係づくり、会議の場をつくっていくとともに、指導に当たる職員の専門性の向上に今後も取り組んでまいります。

さまざま期待のお言葉をいただきましたけれども、それに応えられるよう精進し、また今後も議員の皆様のお意見を拝聴しながら教育行政に携わってまいりたいと思います。

次に、教育勅語についてですが、小嶋市議のおっしゃるとおり、教育勅語の取り扱いについて、安倍内閣は3月の閣議で、憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されないとの答弁書を閣議決定しました。その後、松野文部科学大臣は、道徳の教材として使うことを否定せず、一義的には教員、学校長の権限と説明しています。

教育勅語そのものは既に法制上の効力を喪失しており、我が国の教育の唯一の根本となるものは教育基本法になると思います。憲法や教育基本法あるいは学習指導要領に反しない形で教材として用いることを否定されないと考えております。

最後に、新学習指導要領を踏まえ、明倫学区義務教育学校はどのような学校を目指すのかということについてお答えをします。

小嶋議員がおっしゃるとおり、ことし3月、学習指導要領が告示され、平成32年から実施に移されますが、主体的・対話的で深い学び、小学校での外国語の教科化、道徳の教科化など教育内容が大きく変わります。

また、山形県では探求学習を進めています。明倫学区義務教育学校は平成33年4月開校を目指し、整備推進に向けて鋭意取り組んでおります。この明倫学区の義務教育学校については、保護者・地域の方の期待も非常に大きなものがあることも理解しております。

主体的・対話的で深い学びを進めたり、探求学習を進めたりする上ではグループでの学習や調べ学習等がしやすい環境整備が必要ですし、その学習成果をプレゼンテーションできるような自由に活動できる施設が有効になると思います。また、新庄市ではふるさと学習を進めてきていることから、そういった意味でも地域の方との交流がより深められるような学校を目指していく必要があると思います。

また、情報教育のICTがより活用しやすく

なるような環境整備にも配慮していく必要があると思います。ことし3月に明倫学区義務教育学校の基本構想をお示しいたしましたが、教科教室制の導入や特別教室等の配置などは、新学習指導要領を具現化して進めていくためには継続してこの明倫学区義務教育学校においても必要であると考えております。

未来を担う児童生徒が意欲を持って学習するのにふさわしい学校づくりを進めてまいりたいと思います。また、地域の方々の意見をしっかりと聞きながら地域とともに歩む学校づくり、地域の方々から愛される学校づくりを行ってまいります。

今年度、新たに明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会を設置いたしましたので、子供たちが学校生活を送る上で具体的にどんなものが必要なのか、学区における学校づくり協議会を初め地域の方々からも御意見をいただき、よりよい学校をつくってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。さすが教育長は現場を踏んだ方で、かなりいいお話、いい目標を得たものと思って、期待にそぐう方だと思っていますので、ますますの御尽力をお願いしたいと思いますし、我々もできることがありましたらお力になりたいと思いますので、御相談いただければありがたいと思います。

そこで、最初、新庄まつりの件で聞きました。安全・安心が一番だというようなことでおっしゃいましたので、まさにそのとおりでありますし、やってみないとわからないこともありますね。具体的に、ことしの新庄まつりはこうするというようなことは今回答弁なかったんですけども、1点、これは露天商も結構ふえると思うんですね。その辺も警察と消防と連携をとる

というようなことで、ぜひ安全・安心が一番です
ので、よろしくお願ひします。

なお、またおまつりが終わったら検証などを
伺いたいと思います。

それで、答弁漏れがあったような気がします。
ということは、おまつりの3日間、不特定多数
の方が集まります。100万人構想を掲げており
ますけれども、その不特定多数に対する危機管
理の件で御答弁がなかったような気がしますけ
れども、この辺のことはどのように図るんでし
ょうか。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 危機管理の部分についてお答
えさせていただきます。

危機管理となりますと、1つは火災の部分、
もう1点が犯罪を含めた治安の部分、この2つ
が課題になってくると捉えているところであり
ます。

まず、火災の部分でありますけれども、発生
した場合については、消防本部と消防団の活動
で対応するということと、あとまた、露店にお
いての予防の部分であります。その点におい
ては消防本部の予防課での事前の指導、対応と
いうことで連携を図っていきたいと考えており
ます。

あともう1点の治安の部分でありますけれど
も、その部分については新庄警察署の地域課、
あとそのほか生活安全課と情報交換しながら全
体として取り組んでいきたいと考えているとこ
ろでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 以前ですと、消防団、
おまつり警戒というようなことがあったんです
けれども、私も消防団をやった経験があります
けれども、山車をつくる若連と消防団が一体と
なってなかなか手が回らないというような現実

もありますし、特別警戒というのが最近なくな
ったんじゃないかなという気はしますけれども、
その辺は消防団の行事と申しますか、そういつ
たものは今特別なっていないんでしょうか、あ
るんでしょうか、お聞きしたいと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 市街地の消防団とあとお祭り
の若連という部分の兼ね合いになってくるんで
すけれども、その部分を相当兼ねている人が多
いというのも実態であります。

そして、御質問の特別警戒についてでありま
すけれども、以前は全体として対応した経過が
あるんですけれども、最近については警察と消
防を含めての対応ということで行っているところ
でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） そうですね、やはり時
代と合ったことをやっていかないと対応ができ
ないというようなことだと思います。ひとつ万
全をお願いしたいと思います。

デジタル防災無線についてお伺いしますけれ
ども、私の聞き漏れだったか、平成32年度まで
に全部配置するというようなお考えだったんで
しょうか。もう一回確認したいと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 新しいデジタル防災無線の今
後の進め方とそのスケジュールについてであり
ますけれども、地域に入りまして場所の説明を
含めましてまず今年度行いたいということが1
つと。

来年度においては実施設計の業務委託を行
いたいと考えております。その設計に基づきまし
て、平成31年度、32年度の整備工事を完了とい
うことで進めていきたいというようなスケジ
ュールを考えているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 平成31年度実施設計に基づいているということは、具体的には新庄市、全部カバーできるというような考えでいいんでしょうか。その範囲内、どの辺をするかというようなこと。

これ5月25日付で区長宛てに新庄市のデジタル防災無線（同報系）の整備についてというようなアンケートなんか出して、その辺をその目的のためにこういったものを出して整備を図る。もう少しどの辺までそれが、具体的に見えませんか、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 現在考えているスケジュールでございますけれども、平成32年度の整備工事の完了に向けて進めていきたいというところでございます。

5月末に区長を対象に設置についてのアンケート調査を行ったところでございますけれども、今現在、集計中ではありますが、59町内中、38町内で設置したいというような希望も受けているところでございます。

今後どのような形で進めるかということについてであります、最初にどの場所に設置できるかというところが一番重要になってきて、具体的には地域の公民館とかあと消防の小屋のあるところが中心になってくると想定しております、そこを具体的に詰めていきたいというふうに考えております。

そして、設置の方法なんですけれども、災害対策本部から遠い地域を中心に計画を立てながら、市内については学区単位での設置方法とか、そこは今後、新計画を策定する中で詰めてまいりたいと考えております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） これ、山形とか東根も防災無線やって、4月5日付新聞報道によりますと、やはり風向きとか気象条件によって聞こえないということがあるんですね。これはやむを得ないです、やっぱり気象条件ですから。それをサポートするために防災ラジオを配布しているというようなことでやっていますね。携帯電話とかを持っていない方とか高齢者の方ということでやっています。残念ながら、米沢で900台設置したけれども配っていなかったという、人のまちはどうでもいいんだけど、米沢の危機管理の薄さというのは報道でも指摘されていますけれども、これは非常にいい制度だと思うんです。条件によっては風向きで聞こえないということも、その辺まできめ細かい配慮をなさるべきでないかなと思います。

また、自主防災組織、現在どのぐらい新庄市は行っているんでしょうか。そして山形の事例を見ますと非常にいい制度だなということなんです。防災訓練など活動を支援するため、炊き出しや給水、救急救護などの訓練を行った自主防災組織に対して昨年度に続き報償金を支給します。やはり、ただつくって、はい、終わりということではなくて、北朝鮮のミサイルなんてとんでもないものも来る御時世ですので、自主防災をつくった後の、自主防災をいかに地域に組織として活性化できるようなということがまだ当市の状況では行っていないような気がします。

それで、自主防災をつくった方々で連絡協議会をつくって、お互いの情報交換をやったらいかがですかというようなことも提言なされました。設置したかしないかわかりませんが、もししていなかったら、なぜしないのか。その後、ただつくって、それらの組織をうまく活用すべきではないかなと思うんですけれども、その辺の取り組みをお聞かせ願えればありがたい

と思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 まず最初に、防災ラジオの件でございますけれども、有効な情報手段のツールであるというふうに認識しているところであります。ラジオ受信機によって災害情報を直接家の中で受信できると、自動起動ができるラジオも1万3,000円くらいであるというふうにも聞いているところであります。

実際、県内でも山形市等で導入しております、手法としましては、コミュニティFMとの連携とかエフエム山形の連携というような中で、356台、火山への対応ということで設置しているというふうに聞いているところでございます。

また、自主防災組織の育成に関してですけれども、新庄市の状況では、上昇しているとはいえ現在47.6%と、県内一番低い組織率となっているところです。こういう部分では、はっきりとこちらから出向いていって率を上げる形で進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、これから同報無線設置の現地説明に入りますけれども、そこでの働きかけとか、あと今回、アンケート調査の中で自主防災組織に関心のある団体・町内が、41町内未組織である中で31団体が関心があるというような答えもありますので、あらゆる機会ですべて率を上げていきたいというふうに考えております。

もう一つの、避難訓練をした際の補助制度でありますけれども、実際、山形で議員御指摘のとおり行われております。自主防災組織が、実際に避難訓練を実施したり初期消火に対応するためには有効な手法の一つと考えているところでありまして、このような防災対策については、同報無線をこれから市内全域で整備していくことや、消防での資機材の充実を今後どうするかも含めて防災行政全体の中で考えていく必要があると思っておりますので、今後の課題と捉

えさせていただきますと思います。

あともう1点の自主防災組織の連絡協議会についてでありますけれども、地域と今さまざまお話しさせていただいておりますが、やっぱりリーダーとなる人にとっては課題とか、地域においても悩みというものがあるようですので、その情報交換をする場としては連絡協議会というのは有効な手段と考えておりますので、今年度中に設置していきたいと考えております。

それとあわせて、総会の情報交換というのはもちろんであるんですけども、例えば気象台などから講師に来ていただいて、研修会も兼ねた形での連絡協議会の立ち上げという形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

弾道ミサイル落下について再質問したいと思います。

チラシを見まして、これは全戸配布したわけですね。これらに対して市民からの問い合わせ、反応なんていうのはないのでしょうか。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 特に顕著な質問はなかったように覚えております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） いつ来るかわからないから、大変なところは大変なだけけれども、ここに国民保護ポータルサイトをごらんくださいと書かれていましたので、見ました。ネットで調べました。国民保護法というのがあるんですね。それに基づいてやっているだけけれども、国民生活に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体の責務、避難・救助・武力攻撃災害の対処等の措置がなされているということで、

国だけでなく市としても十分配慮して危機管理を持つことが大事ではないかと思しますので、酒田市では全国で4番目に訓練したというけれども、市長の答弁では、県と検討しながら訓練するよということですが、当市ではそのようなお考えはどうなんでしょうか。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 国民保護に関する計画については、平成19年に策定しておりますが、この辺具体的な有事がなかったということで見直ししていませんので、早急に見直しをかけていきたいなと思っております。

それから、例えば北朝鮮からのミサイルに備える対応につきましては、住民参加型の避難訓練ということで、県知事はこの4月に県内の自治体のほうへ市町村と連携した訓練を行いたいというふうな方針を打ち出しておりますので、今後そういった自治体を募って調整していくというようなことでございますから、今後県と協議、調整しながら、住民参加型の避難訓練について検討、協議してまいりたいと思います。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。安全・安心が一番です。

時間も迫りましたけれども、教育長から力強いお言葉をいただいて、大変心強く私も思いました。

山形新聞の「頑張ります」というコラムがございました。その中でこんなことをおっしゃっていますね。「教育現場に長年携わり、児童が頑張る姿、成長する姿に何度も心打たれた。何事にも関心を持ち、感動できる子供を育てたい」と抱負を語っています。先ほどの答弁と合致するところがございます。ぜひひとつお願ひします。

前の教育長の武田さんは行政上がりで、萩野

中学校という山形県内で初めての事業をなし遂げました。今度は、高野教育長は明倫という新しい一貫校を推進していただくわけですので、ぜひ先ほどの抱負に述べられました高野カラーと申しますか、そういうものを強く打ち出して地域に根差した学校をひとつ推進してもらいたいなと思しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小野周一議長 小関 淳君。

（4番小関 淳議員登壇）

4番（小関 淳議員） 穆清会の小関でございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。いつもどおり一問一答方式で質問をしていきますので、答弁のほうもよろしくお願ひいたします。

先ほど小嶋議員の質問にもありましたが、新庄まつりについての質問をさせていただきます。新庄まつりの受け入れ態勢の質問でございます。

まつりについての質問は、過去にそれこそ何度も質問をしていますが、私の質問の仕方が未熟なのかもしれませんが、なかなか明快な回答を得られていません。そこで再度、過去の答弁

なども振り返りながら確認をしていきたいと思
います。

この夏、ユネスコ無形文化遺産登録後、初め
ての新庄まつりが開催されるわけですが、駅前
通り商店街を初めとする中心商店街には、例年
以上の人出があると予想しています。

しかし、世界から認められた新庄まつりの中
心エリアとしての商店街は、空き地や空き店舗
が一層目立っております。このような状況は、
年々けんらんさを増す新庄まつりの華やかさと
衰退の度を深める商店街の姿は、まるで真新し
い新幹線と古びた在来線がすれ違うように、そ
ういうさまに似ているように感じます。日本全
国から、さらにははるばる海を越えて来られる
方々は、この隆盛と衰退の交錯した現状を一体
どのように受けとめるのでしょうか。

昨年、新庄まつりの人出は51万人とのこと。
そもそも歴史から見ても地元の住民のためのま
つりですが、ことしは世界文化遺産に登録され
てから最初のまつりとなります。登録後はメデ
ィアからの注目度も一層高くなり、以前よりも
効果的なPRが可能となると感じています。

今回のまつりは、天候のよしあしはあると思
いますが、今までにない相当の人出になると予
想されます。当然、まちは人であふれ返ること
になり、まつり期間中の受け入れ態勢などに付
いては、先ほど小嶋議員もありましたが、安全
確保、そして宿泊、駐車場、案内板の設置、観
覧所の設定やトイレ・ごみ箱の設置方法など、
多岐にわたる綿密な対応策が求められると考
えます。そこで、世界遺産登録後の人出をどれ
ほどと予測して、どのような態勢で対応しよう
としているのかを聞かせてください。

また、中心商店街にある各店舗との相乗的な
効果を最大限に引き出していくにはどのような
対応を考えているのかも聞かせてください。

これで最初の質問を終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

(山尾順紀市長登壇)

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、小関市議員の御質問に
答えさせていただきます。

新庄まつりの受け入れ態勢についてでありま
すが、御質問にありましたとおり、ユネスコの
無形文化遺産登録後初めての開催となる本年の
新庄まつりは、相当数の観覧者の増加が想定さ
れているところであります。

まつり期間中3日間の人出は、曜日の並びや
天候の影響を受けるものの、ここ数年は50万人
程度で推移しておりますが、このたびのユネス
コ無形文化遺産登録による影響度を推察する根
拠がなく、その予測は非常に困難と考えていま
す。しかしながら、国内外から新庄まつりが注
目されることによって、観覧者数の増加が確
実視されることから、実施主体である新庄まつ
り実行委員会においてまつり専門部会を随時開
催し、その課題解決に向け検討を重ねておりま
す。特に24日の宵まつりの主会場となる市内の
中心商店街エリアについては観覧場所などの受
け入れが飽和状態であることから、25日の本
まつり、26日の後まつりへと誘導を図り、まつ
り期間中3日間ともにぎわいが創出される状
況を目指すとともに、山車運行と観覧者の安全
確保を最優先に、市としても実行委員会への
支援をさらに強化してまいります。そのため、
本年度予算には、ユネスコ無形文化遺産登録
記念事業として、25日の本まつりのアビエ
ススタンド席無料化のための経費に加え、まつ
りの安全・安心を確保するため警備関係費を
増額した新庄まつり実行委員会負担金を計上
しております。

また、環境整備に関しましては、仮設トイレ
の設置と商店会連合会との連携によるトイレ
協力店への参加について、一昨年度、ユネス
コ登録を見越して設置数をふやしましたが、今
年度もさらに拡大を予定しております。さら
に、ごみ箱の設置につきましては、従来のご
み箱の設置につきましては、従来のごみ箱の設

置のほか、各露店にもごみ袋等を設置するよう、担当している商工会議所が各露天商に要請することとしております。

なお、本市最大の行事である新庄まつりがもたらす経済的効果は大きいものと考えますが、まつりによる町なかのにぎわいは従来から創出されていることから、それを商機として捉え、活用していくのはあくまでも各店舗であり、各事業者であると考えております。実際に株式会社TCMが新庄まつりあんこパイを開発するなど、新たなお土産品開発という形で各事業者の主体的な動きも出てきております。

しかしながら、中心商店街の各町内はそれぞれ山車を運行していることや、まつり期間中の消費者ニーズが平常時とは大幅に異なることなどから、中心商店街からの御意見、御提案等をいただきながら、中心商店街とともにその方向性を探ってまいりたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 再質問をさせていただきます。

今回の人出が予測困難だということですが、今市長がおっしゃったような、いろいろなやらなくてはいけない準備というものをやるにはやはり予測が困難では済まない、ある程度本気で数字を何とか見つけていく必要があるかと思えます。

再質問します。

毎年、ここ何年か、駅の改札を出ると真ん前に巨大な白いフェンスがあるんですけども、以前、森議員も質問していましたが、あれはどのような役割を持っているのか、そしてことしはどういうふうにするのか、教えてください。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 駅前のフェンスにつま

しては今年度も設置を予定しております。駅で観覧客、また駅の利用者との混雑を緩和しながら、常々言われておりますけれども、安全・安心という面で、その駅への誘導の部分は確保を図りたいということで考えています。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） かなりあのフェンスというのは違和感を覚えるという市民が少なくないです。恐らく電車で新庄まつりにいらっしゃった方々も、いきなり目に飛び込んできてかなり違和感を覚えるんじゃないかと思えますけれども、どうしてもあそこにフェンスを万里の長城のようにしなければならないのであれば、もう少し低くする必要があると思えますが、それは考えていませんか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 フェンスの設置については従来どおり考えております。私も新庄まつり、駅をおられる方、違和感とおっしゃいましたが、いろいろなところのお祭りで、駅の懐近くまであれだけ大きな山車が通っている祭りって本当にあるのかなということで見ただですが、余りわかりませんでした。それだけ駅前というところの従来から我々の新庄まつりというのはそこを有効に活用したと。その中で安全・安心というものを検討しながらやってきたところでございますので、今現在は、そのような御発言ありましたけれども、フェンスによじ登ったりなんだりといういろいろなことの危険性を検討された結果だと思えますので、考えてはおりません。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） いろいろ検討した結果、ああいうふうな巨大な、町なかも見えないようなフェンスを設置せざるを得ない状況なんだと

いうことでしょうか。そういうことだと理解させていただきます。

ただ、本当に違和感を持つ市民も多くいらっしやるので、ことしはそういうふうに決まったということなので、今後もう少しよい方法、安全策なんだということですがけれども、余り違和感を感じさせないようなものにするのも検討いただければと思います。

次に、先ほどの答弁にもありましたけれども、まつりのごみ対策ですね。今回は露店の方々にも御協力をいただくということですが、実行委員会を設置するのは何カ所でしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ごみ処理の実行委員会での対応ということですが、一応ごみ処理対応につきましては、6カ所の設置を予定しております。

4番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4番(小関 淳議員) 6カ所、前年と一緒ですね。

前の私の似たような一般質問で、平成26年の9月に答弁が担当課長からあったんですけれども、ごみ回収ボックスを設置してはどうかという質問に対して、祇園祭をやっている京都市に問い合わせをしたと。京都市では、その際に1,500個の段ボールの回収ボックスを設置したと。その回収については500名のボランティアもお願いして、そこをうまく運営したということだったそうです。

私も祇園祭、一度だけ行ったことがあるんですけれども、そのときの人の多さというか、本当に歩くすき間もないような多さでした。前祭と後祭というのがあるんですけれども、前祭3日間、1週間置いて後祭3日間ということになっているんですけれども、去年は前祭の一番初日で32万人の人出があったそうです。

祇園祭の期間中の人出の総数を仮に200万人とした場合に、回収ボックスが1,500個、ボランティアが500名になっているわけですね。それならば、新庄まつりにそれを当てはめると、人出が約50万人だと回収ボックスは375個必要になります。あとボランティアが125名必要になります。6個で、担当の職員か委託した方が6カ所のごみ回収ボックスから何度も何度もビニール袋を持ち帰るんだと思いますけれども、でも、京都の人出からして375個も必要であるというのは、そうなる本当に50万人来ているのかどうかもちょっと怪しくなってくるわけでございます。

いろいろな対策をこれから立てなくてはいけないと。より現実的な対策を立てていくためには本当の人出の数、そういうものをやっぱり把握する必要があるんじゃないかなと思うわけでございます。今まで人出の算出方法についても質問をしてきましたけれども、基礎数値ということをよくおっしゃっています。どういうふうな算出の方法なんでしょうか。基礎数値というのはそもそもどういうものなんでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 新庄まつりは3日間ありますけれども、花火大会と違って、ある時間に打ち上げられて観覧者というわけではなくて、例えば25日であれば朝の6時からまつりが始まって夜9時まで。また、飾り山車にしても、昨年は10時からやっているとか、宵まつりにつきましても既に昼から出店が出ておりますので、たくさん人が出ております。そういったことを、今、私、積算の細かいところを持っていないんですけれども、それらを通じた新庄まつりの経験知から、人出ですので、同じ人が何回も3日間来ることもありますし、郡内から来られている、また学校も休みであると、そういったことを全て含めて観光客数と合わせて、この3

日間で繰り返し来られたり新しく来られたりした方たちをベースにしているというような形でお聞きしております。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 前の答弁から見ると、平成24年の6月答弁では、基礎数値が40万人で、その根拠というか、新庄市の人口の8割、80%、最上郡内の町村の人口の4割、40%。庄内からおいでになる方は5%、村山は4%、置賜は3%となっています。そういうこと、あとは天候、その他いろいろなことを加味して人出の数字を出しているわけですよ。ところが、その前の年の9月の似たような質問の答弁だと、市の人口、最上の人口のパーセンテージは答弁にはなかったんですけども、前の年の人出、庄内だと3%、村山2%、置賜1%ということで計算してあると。そのときの人出というのは公表されているのが43万人。1年たって、さっきの庄内5%、村山4%、置賜3%、2%ずつなぜか上乘せになっていて、その年の人出は52万人となっていますね。なぜ2%を上乘せしたのか。上乘せの理由、根拠を教えてください。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 正確なところではお答えできないんですが、以前、山大生を含む大学生に新庄まつりをお手伝いしていただいて、アンケートとかとったときもありました。その際に、どちらから来たんですかというような形でアンケートをとったり、あれだけのエリアとあれだけの時間ですから、ほんのサンプリング程度にしかならないんですけども、そういった傾向があったのではないかなと思っています。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 山大の学生からお手伝いいただいてアンケートをとってということで

2%ふやしたということですか。人出の数も10万人ぐらい多くなっている。

私がこんなふうになんて言うかということ、やっぱりそれこそ世界遺産に登録されて、日本中どころか世界から注目されるまつりになっていると。人出の算出方法に問題はありませんかというふうな話題が出始めたらどういうふうに明確に説明をするのだということと心配しているわけでございます。そして、何度も申し上げているように、しっかりした、お客様をもてなす態勢を本気で整えるためには、なるべく正確な数字を把握する必要があるんじゃないかという意味で申し上げているんです。だから、重箱の隅をつついていような質問だなんて決して思わないでください。基本的な数値、そういうものをしっかり把握して初めて対策というものが練られるはずなんです。ぜひそのことを考えていただければと思います。

先ほどごみ箱のほうからちょっとずれて人出のほうに来ましたけれども、今回のまつりでも、今後、祇園祭などのように回収ボックスを充実させるような方向性はお持ちですか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 我々のほうでは、ことしのユネスコの無形文化遺産登録になるだろうと昨年信じておまして、昨年度のまつりから大型の回収台というものを導入して回収そのものに大きく改良を迎えたところでございます。それを今年度も、昨年既に登録になるだろうと信じておりましたので、予備的にもう既に実践しておりますので、そういった形をさらに検証しながら充実させていきたいと思っています。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 300個も400個も設置しなさいというわけではございません。やっぱり来られた方が非常にきれいなまつりだねと感じ

るような、そういうふうな体制というか、していただければと思うわけでございます。少しずつ進んでいるというのであれば、それでいいと思いますが、ぜひ来年のまつりは、本当に日本中、世界中が注目するようなきれいなまつりにしていただければと思います。

ごみに関しては以上です。

あと、案内板について。

平成24年9月の答弁の中には、ごみボックス、あとトイレの表示は遠くからわかりにくいので、その辺反省しているという答弁がありました。その後、それからどういうふうにサイン、案内板というものを改善してきたか、それをお答えください。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 仮設トイレの設置等につきましては、見えるような位置に設置していると思っております。また、南本町のところにも新しい公衆トイレ等ができておまして、そこには市のシンボルマークであるかむてんが案内するというような形もありますが、単に案内板をふやすだけではなくて、我々のほうではトイレマップというものも印刷して、必要に応じて事務局に置いたり駅に置いたり観光客にお渡しするという形で、各商店からも、トイレ協賛店とかありますので、そういった形でわかりやすい形、看板だけではなく努めております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） トイレについても、お客様が新庄に来て、新庄まつりを見てよかったなと思えるような体制にしていいただければと思います。

あと、去年のトイレの設置の仕方、ごらんになった方も多いかと思いますけれども、道路に面してトイレが横並びにあると。要するに利用される方は、道路からすぐ利用することができ

ますけれども、出てくるとき、いきなりみんなから視線が集まるようなレイアウトになっていきますけれども、今年度はどういうふうなレイアウトで、仮設のトイレですよ、どういうふうに設置するつもりですか。通常であれば、道路があればそれに直角に設置して、ここにちょっとしたフェンスを置くと。駅前のああいうフェンスじゃなくて、ちょっと隠れるようなフェンスを置くというのが利用される方の気持ちを思えば、特に女性ですけれども、そういうふうなレイアウトの仕方をするだろうと思いますけれども、ことしはどのように設置するおつもりでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 私のほうで細かい仮設トイレの設置方法まではまだ把握しておりません。ただ、実行委員会の中でこれからさまざまな警備やトイレ等、打ち合わせになっていくと思いますので、その中でまたよりよい形を検討されていくように、私のほうでも見ていきたいと思えます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ、どうせ設置をするのであれば、女性の方でも利用のしやすいような仮設トイレにしていいただければと思います。

あと、時間もないのであれですが、先ほどの答弁にもあったんですけども、露店と露店の後ろに商店があるという状態で今新庄まつりがあるわけですけれども、どちらがメインだと考えますか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいまの質問で、どちらがメインという趣旨がよくわからなかったんですが、意味がよくわからなかったのですが、歩行者天国から入りやすいように露店が配置さ

れておるといふふうに私は理解しております。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 質問が悪いということですが、露店があつて、その後ろに歩道があつて商店があると。商店の中には、私たちは後ろのほうだからというふうな、何かつらい思いも含めて言う人もいます。どうしても露店が前で後ろが商店ということであれば、通路を確保してほしいと商店主は言います。通路というか、要するに歩行者天国になっているとき、露店間を過ぎて歩道になって商店に入れるような通路を確保してほしいということですが、実際は露店と露店の間をシートで遮蔽して通れないようにしているところも多くあります。そういうことについて指導はなさっているんですか、露店に対して。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 露天商等に関しましては組合がありまして、その中でいろいろな話し合いがされていると思いましたが、私のほうでそういった意見があるというのは今初めて聞きました。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) ぜひ商店街のことも考えて、商店のことも考えていただきたいと思います。いずれにしても新庄まつりの舞台は商店街だし、まつりと商店街は切っても切り離せない関係だと思います。切り離すこと自体、不自然な感じもするわけで、世界に誇れる新庄まつりになったわけでございますから、さらに全体が魅力的な状況になるように、商店街との良好な関係を築いていただければと思います。

時間がなくなりましたので、まつり関係はこれで終わります。

その流れで、中心商店街の今後についての質

問に入りたいと思います。

前の質問と重なりますが、新庄まつりの最大の魅力は、中心商店街を練り歩く宵まつりではないでしょうか。

その中心商店街、空き店舗や空き地が本当にふえています。来新した方々は、現在どのような町なかを目にすることになり、そしてどのような思いを持って地元というか戻っていくんでしょうか。そして地元に戻ってどのような話題になっていくんでしょうかと想像すると、ちょっと苦しい感じになります。

市長の平成29年度施政方針の中にも、商店街の活性化については100円商店街サミット開催の支援、あともう一つ、空き店舗等出店支援事業、この2つしかありません。それらの事業については私は否定するつもりはないんですけれども、本当に活性化するためにはそのような事業だけでいいのかなと感じるわけでございます。

また、商店街の衰退を現在どのようにして阻止しようと考えているのか。さらに、そもそもこれまでと同様の商業エリアというくくりだけでなく、根本部分からの見直しは考えていないのでしょうか。

そういえば、市長は前に、商店街に福祉や文化施設などを入れ込んで多様な機能を持たせるという、「まちなかの暮らし総合エリア」を公言なさっています。そういう公言をした後、現状をどのように捉えて、その後、具現化に向けてどのような事業を進めてきたのでしょうか。また、今後はどのように活性化を進めていこうと考えているのか。

さらに、市街地再開発と申しますか、地区再開発、規模に差異はあってもいいんですけれども、そういう観点からのアプローチは考えていないのかを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 商業エリアにおける中心商店街の

活性化に向けた事業の進め方、アプローチについての御質問であります。中心商店街につきましては、これまで平成26年度から平成27年度にかけて商店街の街路灯LED化の支援や、昨年は賑わい創出事業として4商店街に音響設備を設置し、各種イベントや災害時の防災放送として利活用できますよう活性化と安全・安心の面で支援を行ってまいりました。

また、空き店舗出店補助金の活用により、商業エリアの中にはサービス業、飲食業、医療、福祉サービス業などさまざまな店舗が出店されております。

さらに、市民のコミュニティーの場として、駅前に地域おこし協力隊が運営するコワーキングスペースGOSALONを開設いたしました。最近では、市民有志による空き地・空き店舗等を積極的に活用し、まちを盛り上げようとするプロジェクトも始まっております。

また、ゆめりあにも、新庄最上漫画ミュージアムなどの注目を集める文化施設もでき、少しずつではありますが、中心商店街にもさまざまなアプローチが始まっております。

これからも本市の豊かな自然、歴史、文化資源などを生かしながら、個性あふれる商店街及びまちづくりとなるよう支援してまいりたいと考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 再質問をしたいと思っております。

LED化にしても音響設備の設置にしても、非常にありがたいことだと思っております。空き店舗も支援事業で埋まっているということだと思いますけれども、老舗が、あるいは何十年もやってきた商店が店を畳んでいくというのは今でもあると思っておりますが、そのことに関してはどういふふうな感想をお持ちでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 つい先ごろも駅前の方で、1つお菓子屋が、後継者問題のほうなのか、お父さんのほうがなかなか健康がすぐれないという形で閉店になったところもありますので、そういったところは非常に私は残念だと思っております。ただ、そのお隣なんかを見ると、我々新庄中核工業団地のほうに進出した企業が自社の製品をアンテナショップとして開設するなど、そういった新陳代謝というのはどこでも行われるんでしょうけれども、古いもの、新しいもの、そんなものがいろいろ商店街には生れつつ、消えつつあるなと思っております。

例えば再生可能エネルギーが話題になりましたけれども、今、駅前通りのほうには、自然エネルギーの普及を目指したものがみ自然エネルギー株式会社、こういったところもオープンしております。そんなことで、いろいろと動きがあるなというふうに捉えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 本当に今、課長から非常に残念だという言葉をしていただいて、ある程度御理解はしていただいているんだなと思います。何十年もやってきて閉めざるを得ないという気持ちは、私も痛いほど理解できますので、ぜひ既存の商店などもいろいろな方面から支えていただいて、持続可能なエリアにさせていただければと思います。

先ほど市長の答弁の中に漫画ミュージアムのことがありましたけれども、やっぱりインターネットなんかでも見させてもらおうと、非常に反応がいいというところも感じます。駅のゆめりあの中に今は設置しているわけですが、それを駅のほうからお客様を町なかに誘導するというか、そういうふうなために町なかに設置するみたいな考えはありませんでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 漫画ミュージアムにつきましては最上総合支庁と一緒に運営しているところでございますけれども、我々として漫画ミュージアム、間もなく企画展も開催を、3月議会で遠藤議員の御質問に答えさせていただきましてけれども、そのようなことも計画しております。漫画ミュージアムを今大きく育てようとしている段階ですので、現在そのような考えはありません。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 今、課長からそんな考えはないとずばつと言われましたけれども、予算的なこともありますし、大変だと思いますけれども、今々やってくれということは申し上げていないんです。いろいろな手法、民間の力を利用したPFIとかPPPという手法もありますので、町なかにはよいつくりをしていながら店舗を開店していないという建物もございますので、本当に、駅前からみんな若い人たちが歩いてくるような動線を考えていただいて、町なかにそういうミュージアムなんかがあったらもっと新庄は明るくなるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、平成26年9月に市街地開発についての質問をさせていただいたときに、市街地開発を進めるには明確な目的が必要だと。土地の利権、既得権の整理など解決が必要であると。導入するには体力も必要、恐らく体力というのは資金的なものだと思うんですけれども、現状と将来像を踏まえ、関係者と話し合いを進め、検討していきたいと答弁していただいています。

今までそのような関係者と話し合いを進め、検討を進めてきたかどうか。明確な目的が必要と答弁にありますけれども、明確な目的というのは、私は恐らく中心市街地の活性化だと思うんですけれども、それについて教えてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 平成26年のときは市街地の活性化について関係機関との協議が必要だというようなことは確かにお答えしましたがけれども、現状の中で新庄の市街地が非常に動いている状況であります。県立病院が富士通ゼネラルの跡地に行くということで、そこが今度あいてくるということにもなります。

また、高校の再編ということが今現在叫ばれて、平成35年か36年ぐらいには2校になるのではないかということで、そこの土地という問題もございます。

関係機関ということは業界の人たちですけれども、そういう場の中でいろいろな御要望をいただいております。その中でマスタープランを作成するというようなことで、今マスタープランの検討会を始めることを指示したところであります。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 県立病院も移転するというので、空き地利用とかも考えながら市街地を考えていきたいと。マスタープランも検討中であるということですがけれども、本当にコンパクトシティ化を掲げるのであれば、やはり町なかの機能をいかに充実させて、いかに魅力的にして町なかに住みやすい、生活しやすい状況にするかというのは当然考えていなくてはいけないことだと思います。

やっぱり先ほども申しあげましたように、新庄まつりは日本全国から、さらに世界中から注目されるまつりになったわけでございます。全国の厳しい目が新庄市に向いてこないことを念じながら、市民がより住みやすい新庄市にしたいだけのようにお願いしながら質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時57分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

山科正仁議員の質問

小野周一議長 次に、山科正仁君。

(13番山科正仁議員登壇)

13番(山科正仁議員) それでは、一般質問をさせていただきます。

市民・公明クラブの山科です。議席番号13番です。よろしくお願いいたします。

一般質問の一問一答方式でやらせていただきますので、あわせてお願いいたします。

まず1番目は、県立新庄病院の移転についてということになります。いよいよ最上郡関係市町村待望であります県立新庄病院改築事業、これがスタートいたしました。平成28年6月から始まりました基本構想検討委員会、これを皮切りにしまして3回の検討委員会を重ねまして、年末にはパブリックコメント実施、その意見を参考にしながら基本構想策定に至っている現状だと思います。

御存じのとおり、最上郡は面積がほとんど香川県と一緒に聞いております。山形県内で2次医療圏内の中で最も人口が少なく、したがって、広範囲に点在する住民の方への医療提供体制の確立が今後の重要な検討課題となっております。

また今後の、高齢化となっておりますが、通院患者数、それから入院患者数とも減少傾向に向かうという中で、最上地域への病院の存続と

いう形、これは大変喜ばしいことでもあります。また、今後の進展としましては、改築整備基本計画策定から実施計画策定と、順調に進んでいくことを期待いたします。

さて、県立新庄病院は県の施設ということでありまして、市としてはどの程度関与できるか、それからどの程度裁量権が及ぶか、これはわかりませんが、当然に移転後、この跡地及び築40年たっておりますけれども、平成16年から18年、大規模改修工事を行った建物については今後有効な利活用という問題があらわれると思います。検討委員会の議事録を見ましても、まだそこまでは議題としては上がっておりませんが、時系列で考えれば、この移転後、跡地及び建物の利活用問題と並行しまして新庄市の大きな問題として上がってくる公共施設の総合管理、この問題が起きます。

私は、県立新庄病院跡地有効利活用と今後の公共施設更新問題、これをリンクさせて考えるのがある程度解決の糸口かなと思うのですが、市の考えを伺います。よろしくお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

県立新庄病院の跡地利用に関する御質問ですが、御承知のとおり、現時点では移転候補地が決定した段階であり、病院移転に係る県の工程も示されておりません。しかしながら、現病院の立地場所は市の中心部であり、新庄市のまちづくりの観点からも重要な場所であると認識しておりますので、機会を逃すことなく協議してまいりたいと考えます。

先ほど小関市議にもお答えさせていただきましたが、その跡地、高校の再編等、さまざまな諸条件がここ数年の間に入ってくる予定であります。そこら辺も含めながら、マスタープラン

の作成に向けて市民の皆様と協議しながら、跡地利用あるいは再開発等についても検討していかなければならないというふうに考えているところでもあります。

また、昨年度、新庄市公共施設等総合管理計画を策定し、本市の公共施設の今後の目標や方針をお示ししたところですが、今年度からその方針に基づき個別施設計画の策定に着手し、より具体的に各施設の維持管理や更新について検討していく予定であります。

この個別施設計画の策定におきましては、施設の更新に当たり、複合化や多機能化など、効率的な再配置を進めるとともに、維持管理費の削減を図りながら、さまざまな手法による、安価でも質が高く、市民ニーズに対応した公共サービスの提供を目指す必要がありますので、県立病院跡地利用につきましても、個別施設計画の策定の中で県と協議を重ねながら検討してまいりたいと考えています。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） ありがとうございます。大変大局的な御回答で理解できました。

ちょっと各論的な質問になりますけれども、基本的にパブリックコメントの中でも1つ意見がございました。現施設は市の中心部にあると。何らかの形で残せないかと。手を加えて医療とか介護、それから福祉連携拠点、この一部にすることはできないのかと。県が主体になるのは当然ですけれども、まちづくりの観点上は、新庄市を中心とした最上広域で考えなければだめじゃないかというふうなコメントがありました。

県の回答としましては、新病院の開院後は、現施設及び敷地については今後検討してまいりますと。若干無機質な返答かと思いますが、後段で、明らかに検討すると、検討できますよというふうな回答が得られています。このパブリ

ックコメントの意見を尊重して、早い段階で市としても手を挙げて検討のテーブルに着くのが大事じゃないかなと思っております。

仮に、今、市長の答弁の中にもありましたけれども、これをちょっと細かく考えて、将来的に考えた場合ですが、県との協議で、新庄市のほうで跡地・建物の利活用をしたいと、それを歓迎するという事になった場合、市で考えている今おっしゃった施設の複合パターンというか、メニューはどれがベストと考えておられるでしょうか。

また、新庄市の公共施設等総合管理計画、この中に明記されている、今、市長もおっしゃいましたが、経費の削減、施設総量の最適化、目標値が変わってくると思うんですが、それはどの程度変わるんでしょうか、お答えください。お願いします。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 どのような施設がふさわしいかというような御質問からまずお答えさせていただきたいと思います。

現在の立地場所につきましては、先ほども市長申し上げたとおり市の中心部でございます。また、周辺地区のランドマーク的な機能も果たしているのではないかなというふうに考えてございます。そういったところから、新庄市のまちづくりの観点からも重要な場所であると認識はしてございます。

仮に新庄病院の跡地を利用して施設整備を計画するというようなこととなりますと、今申しました市の中心市街地というような立地条件からさまざまな用途が考えられると思います。また、施設の複合化と同時に、これも市長申し上げましたが、市民の利用のしやすさですとか施設の複合化、そういったものも検討する必要がありますと考えてございますので、施設利用に関する協議に関しては県の意向も当然踏まえながら

であります。今段階ではまだ何とも申し上げられませんが、最善の方向を考えていきたいというふうに考えてございます。

もう一つ、済みません、公共施設等の総合管理計画でございますけれども、新規施設の整備につきましては、原則として単独の整備は行わないというふうにうたっております。また、既存施設との統廃合、それから複合化・集約化を行うというふうなことで、施設の総量を10年間で5%削減するというようなことも明記してございます。

また、老朽化した施設の更新に関しても極力複合化を図るということで、建設コストですとか人件費を含んだ維持管理経費、そういったものを抑えていく方向で検討するというようになってございます。これもやはり現時点ではまだ何とも言えないところではあるんですけども、どの程度施設面積、それから維持管理経費の圧縮につながるかはまだ未知数ではありますが、極力、今申しました総合管理計画に基づく方向性を持ちまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) ありがとうございます。やはり未知数であるのは当然だと思います。今後の本当の課題かと思えます。

この総合管理計画書の中の、今、新庄市公有財産管理活用検討委員会というのを立ち上げるというふうなものが入っておりますけれども、立ち上げ状況というか、今後の予定はどうなっておりますでしょうか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 いわゆる進捗状況というふうなお話だと思いますが、計画においても、議員おっしゃったとおり新庄市公有財産管理活用検討委員会、こちらを市内横断的な検討組織とし

て位置づけて強化を図っていくというようなことをうたっております。

具体的な取り組みでございますが、これも市長申し上げましたが、今年度から個別施設計画、こちらを策定するための準備に着手してございます。国では、個別施設改革について平成32年度までにやりなさいよというような要請が来ているところでございますが、本市におきましては、平成30年度をめどに個別施設計画をつくっていききたいというふうに考えてございます。個別施設計画の中では各施設の更新、それから統廃合、コスト削減、そういったものを含めた今後の方向性を検討して策定をするというふうなことで考えてございます。

平成29年度、今年度でございますが、個別施設計画を策定するための準備期間というふうに位置づけてございまして、その手始めとしまして、先ほど申しました新庄市公有財産管理活用検討委員会、こちらを改編しまして、より計画を推進できる体制を組みながら、推進体制の構築を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) 組織自体を立ち上げるのは簡単でしょうけれども、内容の充実した組織となるように祈っております。

また、この組織の会員というか委員になられる方というのは、どのような算定基準を持っているかわかりませんが、今後の期待したいと思います。

今言った算定自体、もし県と協議するときのテーブルに着くときのいわゆる条件というか、市としての考えというのが一番入っていないといけないという話だと思います。しっかりとビジョンと、あと費用、推計額とかのシミュレーションをしっかりと行ってやっていきたいと思っております。今はまだまだスタートラインですから

椅子は十分座れますし、将来的な市の財政負担の軽減が確かに図れるというふうなことであれば、これは何としても挑んでいただきたいと思います。

また、施設の統廃合、必ず跡地利活用の問題というのは起きます。市でも今はもう過ぎたじゃないですけども、今現在も進んでおりますが、旧萩野小学校の跡地とか、旧泉田小学校のグラウンド問題とか、あとはこれから北辰小学校関係の跡地の問題というのが確かに起こってきますので、これも同じ轍を踏まないようにして問題に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番に入らせていただきます。

通学路の危険箇所の市の対応についてということに入りますが、御存じのとおり最近、登校班の児童の列に車が突っ込んだりする事故例とか、登下校の見守りをなさっている方が事故に巻き込まれるというふうな事例が全国各地で起こっております。まことに痛ましく残念であると思っております。このことを契機にしまして、今後一層、児童生徒、高齢者の安全性の向上のための整備が必要となってきたわけであり

ます。しかし残念なことに、全国の自治体、これは危険箇所だと把握していても、特定していても、なかなか改善されていないと、残されているというような事例が多くあります。このことは新庄市でも例外ではないのかなと思っております。

以前、私の一般質問でも、市内のある特定箇所についてお聞きしたことがありましたけれども、今回は総論的な事業としてお聞きしたいと思います。通告書に列記してありますけれども、①の児童生徒の通学路等における危険箇所の特定状況はどうなっているか。②の特定されている箇所の具体的な対応状況はどうなっているか。③の見守り隊とか交通指導員、警察署、国交省、最上総合支庁、また学校関係者、PTAとかで

すね、の市民とか地域、各種団体等の関係機関との連携はどうなっているかと。

まず、大きくこの3点をお伺いいたします。お願いいたします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 通学路の危険箇所への対応に関する質問にお答えいたします。

通学路等の安全確保については、かねてより関係機関、地域住民の方々と連携し進めてまいりましたが、平成24年の京都府亀岡市における登校中の小学生の列に車が突入した事件を契機とし、全国一斉に緊急合同点検が行われ、これ以降、県教育委員会を主体として市町村教育委員会、警察及び道路管理者が連携して通学路の安全点検、改善を行う体制、取り組みが構築されております。本市の場合も全ての小学校区を対象に同様に事業の強化を図っております。

現時点での具体的な対応として、各年度当初に学校側から危険箇所の抽出を受け、教育委員会、警察及び道路管理者で構成する通学路安全推進会議において対策を協議し、必要に応じて現地での合同点検を実施しております。

市民、地域とのかかわりについては、これらの対策の全般を通して保護者・地域住民の要望を取り入れながら進めることが指針とされておりますので、市もこの指針に基づき、学校側での聞き取り、現地での合同立ち会いなど調整を図りながら進めております。

また、これらの改善案、対策結果について、「通学路の安全対策」として市のホームページを通じて市民への情報公開を行っております。

危険箇所の特定であります。平成24年度の緊急合同点検以降、平成28年度まで、市内の通学路において38カ所の危険箇所を特定し、これらについて73件を要対策件数としております。全ての箇所について点検を行い、66件の対策を行いました。すぐに対応可能箇所については迅

速な改善を図るとともに、道路拡幅整備など解決に時間を要する箇所については、関係機関と課題の共有化を図り、現状で対応可能な改善について相互に提案しながら具体化しております。

以上が通学路の危険箇所に対する現時点での取り組み状況であります。今後とも通学路における交通安全確保については関係機関との連携を図りながら対策を進めてまいります。以上です。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) ありがとうございます。

答弁内の新庄市の通学路安全推進会議という組織の中で、交通安全プログラムの取り組みで66件、重要な危険箇所の改善がなされておると、把握しているということですね。また、この推進会議のメンバーによりまして定期的な合同点検も行われているということで、かなり行政側としては危険を認識して回避するというようなシステムができ上がっているのかなと認識しました。

ただ、答弁の中にありましたけれども、先延ばしにされてしまう案件、どうしても経費がかかる、費用がかかる、都市整備課のほうになっちゃうんですけども、工事費がかかるからというので、国道とか県道との接続、あと権利関係とかいろいろあって弊害になっているケースが多いのではないかなと思っております。それを文言的に回避しているのかどうかわかりませんが、重要性を鑑みて優先順位をつけて順次対応していくというような言葉で回答してしまっているという点があります。実際は、イコール未対応というふうになってしまっている感じがするんですが、都市整備課長、どうですか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 歩行者とか自転車におけ

る交通事故、それが自宅から500メートル管内で多く発生しているという事例があります。言うならば身近な道路で発生していることからすれば、都市整備課としても十分それらについては対応していかなければならないというふうに考えております。

先ほどの会議で示されたものについては、別途、都市整備課のほうでも予算化をし、外側線等の路面標示に努めております。

また、事業費が大きくなるようなものにつきましては、別途、公安事業というのがございますので、そちらの中で実現可能なかどうかということも案件ごとに精査をしてみたいというふうに思っております。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) はい、わかりました。

前にも言いましたけれども、どうしても優先順位というのを前面に出して事業を行っていく。でも、優先順位がまだまだ来ないと待っている住民の方は必ずいらっしやいまして、それが行政不信につながっているという点が大きいんだと思います。

それから、私も前も言いましたけれども、都度、優先順位というのを公表したらどうですか。ここに最上地域全体の最上開発協議会というんですか、これの地域の重要事業の要望書というのがどきとあるんですけども、これは全ての市町村の中でも大きな要望が載っているようなまとめ物であります。ここまでじゃなくても、本当に、例えば住民の方から何月何日こういうふうな要望があった。着手するかしないかわからない、もしくは不可能とか、検討中とか、じゃいつまでやれそうとか。結局は、都市整備課に頼めば、都市整備課のほうでやってくれなければ、住民の方々はどうしても都市整備課に対してバッシングが行くと。それでは都市整備課のほうで頑張っているのにわかって

らえないじゃないかというふうなつらい立場もあるでしょうし、逆に予算化しようとして要求しても、財政課ではじかれたというのであればはじかれましたと、市長査定ではじかれました。そうなれば矛先が変わるじゃないですか。そういうふうに公表していった住民の方に納得してもらって、やってくださっているんだな、話を聞いてくれたんだなと思われることが大事かと思えますけれども、いかがでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほど申し上げさせていただいたんですが、外側線等の部分につきましては毎年約20キロぐらいの整備をしております。それらについても通学路であるとか交通弱者が多く発生するような場所、そういうふうなところに力点を置いて整備をさせてもらっています。

ほかには、平成27年度において菖野学園のところのグリーンベルト、こちらについては同様の形で整備をさせてもらっているということもありますので、都市整備課としては予算の範囲の中で一生懸命努力させてもらっていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) 重々周知しておりますので、ぜひ優先順位をわかるような形でしていただきたいと思います。

どちらにしても児童生徒の通学路の安全性の担保というのは、命にかかわる重要案件ということで、優先順位は大事じゃないかなと、そういうふうに考えていただきたいと思います。

続きますけれども、早急な改善の対応が大変困難だと。財政面とかいろいろな弊害があって執行まで時間がかかるというふうな案件であれば、それに応じて子供たちというのは危険な通学を余儀なくされる、させられるというふうになってしまうわけです。スクールバスとかで対

応できないとか、いろいろな話が過去にありましたけれども、なかなか対応はできないと。なぜかというふうな非常に疑問があったわけですが、教育長にお伺いしますが、新庄市のスクールバス運行管理規程第5条ですか、その運行条件10号に、教育長の裁量いかんによって幾らでも乗せられるというのがあります。教育長の裁量権発動権限でしょうけれども、それで安全性が保たれるのであれば、これはスクールバスによる登下校というのをもっと柔軟に対応するということが可能ではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 道路改良にはかなり時間がかかるといった例をとれば、通学上の道路環境については、それ以外についても改良の余地がとてもあるという部分も結構出てまいります。

現在、スクールバス12台ございますが、これは全部国の補助制度を活用して購入しておりますが、本来、距離制限が決められておる部分がありまして、小学生が4キロ、中学生の場合は6キロというようなことで、スクールバスを活用するにふさわしい距離というものが示されておりますが、この制度を活用してスクールバスを運行できる6年を過ぎたバスにつきましては、今、議員おっしゃられたような、統廃合及び統廃合以外の場合の通学の上でとても安全を確保できないというふうに判断された場合につきましては運行をしておるといような現状でもございます。地域の方とか学校との相談、あるいは保護者との相談の中でその活用を決めている次第であります。

昨年度につきましても、道路改良の至らない部分がまだ先だというようなことがありました

ので、その部分も冬期間フォローしたというようなこともございますので、総合的に距離の公平さも担保しながら、独自性の上乗せということで規制の緩和はしています。小学生は3キロ、中学生は5キロということで、距離の緩和はしていますけれども、ある程度、距離の担保といったところも教育上大切ですので、その辺も含めながら判断しておるところでございます。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) やはり児童生徒の安全性の確保というのは絶対大事なことでありますから、たとえ3キロであろうが1キロであろうが、さっき都市整備課長おっしゃいました500メートル以内で事故が起きているという話。ということは、もっともっと制限の距離をぐっと縮めないと安全性が確保できないというような議論になるのかなと今感じました。

あと、最近というか、3日、4日前の話で恐縮ですけれども、県道で見守り隊をなさっている方から連絡がありまして、歩道を歩く子供たちがいるんですが、歩道の白線が引いていないと。じゃ私、言ってやるということで、学校のほうに言ってやりました。それが教育委員会に伝わりまして、そこから県に伺っていただいたようでした。来た返答が、センターラインの予算はあるけれども、歩道の白線は引けませんというような返答だったそうです。というような報告を受けました。「何だ、それは」と私思いまして、車の安全は確かにセンターラインであれば当然必要だとは思いますが、子供が毎朝、毎夕方通る、どこまでが道路で、どこまで歩いていいのかとわからないような範囲のところを歩かせること自体がおかしいだろうと。

では、市教育委員会のほうでは、それはおかしいんじゃないかということをお願いしたのか。それとも、そういうふうに言われたと学校に報告、学校が私に電話くれたという

パターンなのかなと、どっちかなと思って、それをお聞きしたいと思います。お願いします。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 今のケースは個別には聞き及んではおりませんが、萩野学園の私道ではないかと私は受けとめた話なんですけれども、外側線の整備というような部分については、課題として平成27年度に出てきているところのほうでは把握しておりますが、平成24年度以降の交通安全・安心プランの中で積み上げている残り7カ所の未整備地区につきましても方向性というものは出ておりますので、その辺につきましても、これも優先順にはなってくるんでしょうけれども、できるだけ多目に、あるいは長目に解決をするために、これは当然動きとしてはとめてはいけないものだろうというふうに思っております。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) 私の聞き違いだったのかはわかりませんが、とりあえずは県道でありまして、私、直接言ってやってもよかったですけれども、一応学校に報告をして、対応を見たというところでした。答えがちょっと不本意だったものですから、今、質問させていただきました。

全般的に言いますけれども、児童生徒の安全性の確保というのは命に直結すると、これは重要ですから、ただ、間違っていて理解してもらおうとか、私の発言とか質問を間違っていてもらっては困るという点は、決して過保護なことをやろうと思って言っているわけではありませぬし、過保護を助長しようと思っているわけでもありませぬし、このことは強く申し上げておきたいと思っております。今後行政で回避できる

ことはしっかりと向き合って、ともに解決していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、3番目ですけれども、こちらは教育現場の質問になります。

全国的な流れとしては少子化が起因、それから教育のカリキュラムの効率化ということで、教育現場の変革というのは起きておるわけです。

当市においても、萩野学園の小中一貫義務教育校の開校とか、今これからスタートを切っております明倫学区の義務教育化推進と、ここ数年で大きく変革してきています。また、今後も変革していくと見ております。それに伴って地域のあり方とか、児童生徒の学習環境というのがクローズアップされてきているわけです。いろいろなメリットやらデメリットがあらわれてきている中で、一番大事な教育現場の環境の整備というのが一足おくれているのではないかなと私は感じております。

具体的に申し上げますと、教職員の方々の負担の増に対する対応という点であります。確かに今年度予算で児童生徒の個別支援事業、これに対して、昨年度当初予算と比べて約430万ほど増額計上されているという点、これだけを見ますと、取り組みとしての意欲は感じられるわけです。しかし、実際の学校現場からの声としては、教職員の方々の負担軽減の一番の方策であります個別学習指導員の加配というのが少ないのではないかという話があるわけでございます。各学校によっては条件等が変わっておりますが、個別学習指導員の雇用条件整備、これに向けた市の考えというのを伺いたしたいと思います。

またあわせて、もしこの整備の効果が余りないというような状況になった場合、学校、教職員等、児童生徒に対して与える影響、懸念される現象ですね。午前中、佐藤義一議員も質問しましたけれども、学力の向上という点で弊害が

起きるんじゃないかという点を踏まえて伺いたします。お願いします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 教職員の負担軽減等についてお答えしたいと思います。

今本当に、さっきいろいろありましたけれども、学校の中でとか、全国的には学習指導要領の告示とかと、教育界はまさに変革の時期を迎えております。しかしながら、問題行動の発生、特別支援が必要な児童生徒の増加など、学校を取り巻く状況も多様化・複雑化し、学校に求められる役割は拡大、多様化しているように思います。

そのことを踏まえ、市ではさまざまな面から教職員の負担軽減策にこれまで取り組んでまいりました。発達障害により他とのかかわりが苦手な児童生徒がおり、周りの児童生徒に影響を及ぼしたり、学級全体での行動がとれなくなったりということが実際起きております。そういった児童生徒に寄り添いながら支援するために、先ほどもありましたけれども、本市では個別学習指導員を配置しているところであります。

教育委員会では各学校を訪問させていただき、校長先生の話の聞いたり、対象児童を観察したりしながら、今年度は3名ふやし23名の個別学習指導員を配置してきたところです。このことについては、各学校から本当にありがたいという声をいただいております。ただ、そういった支援の必要な児童生徒については年々増加傾向にあるというふうに思っているところです。学校のほうからは、安全確保のため、まず人数を多くしてほしいというふうなことを求められております。

まだまだ実際さまざまな課題はあるところです。個別学習指導員の雇用条件等につきましても今後さまざままた研究してまいらなければいけない部分があるかなというふうに思います。

さらには教職員の負担軽減、学校への支援についてはさまざまな面からまた考えていく必要もあると考えております。

これから新しい学習指導要領の中で小学校の外国語活動が教科化になったりすることも含めながら、そういうことの対応も含め、ALTについては昨年度の2名から3名にふやしましたし、今年度8月から4名体制にしたこと。それから各学校に地域コーディネーターを配置したこと、山形大学大学院教育実践研究科の三浦光哉教授より発達障害の巡回相談という形でおいでいただいているということ、県の家庭教育支援のためのスクールソーシャルワーカーが配置されていることなども、これは教職員の負担軽減につながっているというふうに思っております。少しでも多忙感を緩和し、教師が子供と向き合う時間が多くつくれるようにしてまいりたいと思っております。

ただ、これで学校の支援体制が十分とは考えておりません。今後も県や国の動き、あるいは先進地の事例なども参考にしながら、また県への要望等も含めて一步一步進めていく必要があると考えています。そのように進める必要性があるのは、それがなければ非常に学校はいろいろな面で先生方の負担、それから子供への影響というのがあるように私は感じております。

また、教職員にとっては健康維持も大切なことだと考えています。昨年度から市の予算で健康診断の折に医師よりストレスチェックをしていただいております。精神的にも健康を保てるように注意してまいりたいというふうに思っております。

このような取り組みを通して、教師本来の業務である授業に専念できる環境をつくり、児童生徒が安心して学べる環境整備に今後も努めてまいりたいと思います。以上です。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） やはり教育現場って大変だと思っております。重々承知しておりますし、いろいろな意味でかなり力を入れていかなければならない部門だと思っております。

学校現場の実情把握のために、今おっしゃいましたけれども、山形大学の三浦教授ですか、市内の巡回相談、それから特別支援研修等の講師とかもなさってくださっているようだけれども、三浦教授が各学校の児童生徒、各種の障害等の有無、それから検査が必要かどうかという、要検査の判断というのを行っておると聞いておりますけれども、現時点で把握している市内の小中学校での発達障害児童の方の数等。あと、ここが一番問題点なんですけれども、その中で特別支援学級に在籍しないで普通学級に在籍しているというふうなお子さんの数がおわかりでしたらお願いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 昨年度の調査ですが、三浦教授には、S、A、Bというふうに判定をいただいております。Sについては医療へつなぐと、医療に行っている子供さん。あるいはAについては、そういった検査を受けたり医療に行ったほうが良いというお子さん。A・Bについては、それぞれ発達障害の疑いがあるというお子さんですが、昨年度は新庄市内、13%ほどおりました。年々ふえているような状況にいるところです。

また、特別支援学級、普通学級というくりでございしますが、教育支援委員会というのを開きながら、その子供さんにとってどのような形がよりよい教育だろうかということで判定しているわけですが、当然保護者の理解を得ながら進めていくということもまた必要でございます。そういった意味で、なかなか保護者の了解を得られずに、普通学級の中でという子供さんも何名かいるということも事実でございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） 数については把握していらっしゃるのかわかりませんが、とりあえず児童はいらっしゃるということですが、何を言いたいのかといいますと、普通学級に在籍している児童が、親の気持ちとすればわからないでもないということなんです。たとえば発達障害があったとしても、そう判断されても軽微な場合、グレーゾーンという、Eランクの場合ですけれども、これはやっぱり普通教室で普通に勉強させて普通に卒業させてやりたいという親の気持ち、当然だと思います。ただ、ここに問題があると言ったのは、どうしても多動性のあるお子様とか障害が若干あると、やっぱり落ちつきがないということで一般教諭の方の時間が大いにとられてしまうと。ということは、イコール、授業がおくれると。学力が低下するというふうな悪循環になると。

そこで、普通教室の中でももしそういうお子さんがいらっしゃるのであれば、それは特別支援学級に準じた個別学習指導員が配置されるというのは当然じゃないかなというような形になるわけです。それは教育現場に大きな支障が起きないように食いとめる方法かと思いますが、いかが思いますか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 やっぱりそういったお子さんに個別学習指導員を配置しながら授業に集中する、あるいは学級の中で友達とよりよい関係をつくっていくと、これも大事なことだろうというふうにも思っています。

ただ、そうならないようにしていくと、予防していく、そうなる前に対応していくということもまた大切なんだろうというふうに考えているところです。そういった意味では、山大的三浦教授に来ていただいて判定をしていただくと、

そのことが保護者への理解にもつながっていて、医療と結びつけていくと。医療の中で薬を飲むことによってそういったことが抑えられるお子さんもいます。そうすれば、当然薬を飲みながら学校の中で、あるいは普通学級の中で通常どおり生活できるお子さんもたくさんいますので、事前に判定をいただいて、そして保護者の理解をいただいて医療へ結びつけるということで、そういった子供さんを減らしていくという対処よりも、事前に予防していくということもまた大切な視点だろうというふうには考えているところです。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） 対処医療ということで、対症療法ということでしょうか。

それでは、今私が言った事例に関しては、学校の現場のほうから声は先生方から上がってきておりませんか。また、そのことを加味した個別学習指導員の適正配置になっているとお考えですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 今議員がおっしゃるように、各学校のほうから非常にやはり要望としては大きなものがございます。

市としては、各学校を訪問させていただいて、校長先生のお話もお聞かせいただきながら、なかなか担任だけでは学級運営ができないような学級、あるいは学級から飛び出したりするというので、本人の安全が確保できないという子供さん、それから友達に危害を加えてしまって、そういったお子さんの安全が確保できないというお子さん、さらにはやはり本人とかあるいは学級の子供さんの学習とか安全が保障できないことを優先的に配置をさせていただいております。ただ、議員がおっしゃるように、まだまだ課題は大きいなというふうにも捉えているとこ

ろでございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） まさに私が言いたかったのはそこなわけですし、どうしてもその子供に時間がとられてしまうということが大きな問題でありまして、ましてや、子供同士で傷害を負わせてしまう、けがをさせてしまうというような問題が一番怖いわけでありまして。親とすればそんなことはもちろん望んでいないわけでしょうけれども、子供が、無邪気な気持ちか、病的なものがあるかもしれませんけれども、とりあえずそれをやってしまった場合に取り返しのつかないことがあると、そういうことは絶対回避しなければならない問題だと思いますので、今回増額した予算、これをもとに今後、特別学習指導員の待遇改善、それから研修とか、教職員のもうちょっと負担軽減しようとか、この予算をどのように有効に使いたいと考えておりますか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 個別学習指導員につきましては、何年か継続していただいているということもありまして、市としても研修会等も設けながらスキルアップに努めているところです。個別学習指導員をされている方の指導力、あるいはスキルアップという面では年々向上しているのかなというふうに思っておりますし、今年度もさらにまた、各学校に丁寧に聞き取りをしながら状況等を把握して、そして先ほど申し上げましたような学級、あるいは子供さんに対して適正に配置をしていきたいなというふうに思っているところです。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） ただ単に人をふやせばいいのかなというふうな問題もありまして、ど

うしても人ですから、意欲と経験知と、それに合わせた待遇というのが必要だと思うんです。経験豊かで一生懸命意欲のある人というのはそれなりの能力に合わせた報酬というものは当然必要だと考えますので、一律、時給幾ら、ましてや日々雇用、保障なし、通勤手当なし、誰も来ないというふうな状況もあるかと思えます。他町村のほうが待遇いいよなんて言っている方もいらっしゃるし、その点も踏まえて新庄市でもしっかりした待遇の改善というのが必要かと思えます。

今後の教育現場の変革、これを見据えまして、良好な環境の整備、更新を行っていきと。将来の新庄を担う子供たち、これによき教育を受けさせていきたいと思っております。

質問の2番にもありましたけれども、子供たちの命というのをしっかりと守っていける行政運営を基本にして、将来ある新庄市、この発展を目指していきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日6月13日火曜日、午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦勞さまでございました。

午後2時43分 散会

平成29年6月定例会会議録（第3号）

平成29年6月13日 火曜日 午前10時00分開議
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長 井上 章
主査 沼澤 和也

総務主査 三原 恵
主事 小田桐 まなみ

議事日程 (第3号)

平成29年6月13日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1番 奥山省三 議員

2番 叶内恵子 議員

3番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

平成29年6月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	奥 山 省 三	1. 空き家対策について 2. ゴミ袋の地区名、氏名の記入について 3. 市道の整備について 4. 学校の配布物について	市 長 教 育 長
2	叶 内 恵 子	1. 空き家対策とまちの再生 2. 次期新庄市まちづくり総合計画にむけて	市 長
3	佐 藤 悦 子	1. 医療と介護保険問題について 2. すべての子どもの発達を保障することについて 3. 公契約条例の制定について 4. 教育勅語は道徳教材としてふさわしくないということ について	市 長 教 育 長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

奥山省三議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に奥山省三君。

（10番奥山省三議員登壇）

10番（奥山省三議員） おはようございます。
穆清会の奥山です。

きのう、市報が届きましたが、その中で人口の推移が載っていましたが、ことしの4月末で当市の人口ですけれども、3万6,507人というふうに載っておりました。去年の同じ月よりも372名の減少となっております。これを1年間にしますと約4,400人の減少となります。鮭川村の人口がことしの3月末で4,353人となっておりますので、村1つが1年間で消滅することになります。

世帯数では、昨年より83世帯増加となりました。この世帯数の増加もあと2年後の2019年をピークに人口と同じように減少していくと

言われています。大変残念です。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、空き家対策についてでございます。

現在の空き家の数はどのくらいあるのか。適正に管理されている空き家はどのくらいあるのか。それから、以前と比較すると増加していると思われませんが、増加の原因はどういうふうを考えているのか。また、所有者と連絡のとれない空き家はどのくらいの比重を占めているのか。これらの空き家は固定資産税が納付されているのか。緊急に対策をとらなければ倒壊してしまう空き家は現在どのような処置をしているのかもお聞きします。

今後に向けてますます増加していく空き家対策について、市としては現状の対策でこのままずっとやっていく方針なのか、考えをお聞きしたいと思います。

2番目のごみ袋の地区名、氏名の記入についてでございます。

ごみ袋の回収について、地区名、氏名の記入欄がありますが、これを記入しないと業者は回収しないで、そのままごみステーションに、私のところはほったらかしにしていきますが、これは法律に違反するというふうに私は思っていますけれども、その辺のところもあわせてお聞きしたいと思います。

最近、若い人から、個人情報保護の点からすると、氏名を書かせるのはおかしいという人もいます。

朝などに商店街のごみ袋がカラスにより散らかっているのがたまに見受けられます。網などできちんと管理されているところもあるようですが、散らかってしまった場合の対処が大変だと思います。市内の全地区にごみステーションの設置が必要ではないのでしょうか。

これからインバウンド事業などで外国からでも人々を呼び込むことを考えますと、市内の清

掃、美化運動に留意されなければならないと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

市道の整備について、3番目です。

最近、車で市道を走っていると、道路がでこぼこになっているところがたくさん見受けられます。これは、いろいろな工事の後の補修というか修繕がうまくいっていないとも思われます。もう少し市道について見直しが必要だと思いますが、どうでしょうか。市道全体について見直しをする予定はないのかお聞きします。

これから観光などで人を呼び込むとしたら、整備が必要なのではないのでしょうか。インフラ整備について、予算がなくて大変なこともわかりますが、老朽化して穴でもあいたらもっと重大な事態になるとも限りません。早急に点検をして補修をすべきだと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

それから、学校の配布物ですけれども、学校の地域への配布物についてお聞きします。

市の配布物については、区長へ年間の予定表があらかじめ送付されています。月2回、主に10日と25日が基準となっています。これについて、学校には連絡をしていないのでしょうか。市の配布物が終わった後に、よく学校から配布物が届きます。緊急な場合ならすぐ配布しますが、特に至急などと連絡事項は書いていないのですが、やはり自分の手元に保管しておくのはよくないと思い、隣組長宅にすぐ配布のお願いに行くと嫌な顔をされます。

以前もこの件について直接学校に言ったことがあります。最初だけで、あとはもとに戻ります。先生方の非常に忙しいことはわかりますが、この点、調整できないのか、考えをお聞きしたいと思います。

以上、答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の空き家の問題についてですが、少子高齢化が進んでいることや、建物が維持管理されず老朽化していることなどから、全国的な課題となっております。

本市では国に先駆け平成24年12月に、新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例を制定して対策に取り組んできたところであります。

国においては、空き家対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に公布し、平成27年5月に施行されました。この法律においては、空き家の所有者や管理者に管理責任が第一義的であることを前提としつつ、住民に最も身近な市町村が地域の実情に応じた空き家対策としての実施主体となることが位置づけられております。

空き家対策では、危険家屋である特定空き家の対応はもちろんですが、利活用を含めた施策を含め総合的な対応が求められています。国からは基本指針として国・県・市町村の役割が示され、市においては空き家対策の体制の整備、空き家対策の計画の策定を進めることとなっており、所有者の管理を原則としつつ、必要な措置を講ずることとされております。

法に規定する措置については、内容によっては強い公権力の行使が含まれることから、その措置に係る手続については透明性や適正性の確保が求められております。

御質問の新庄市内の空き家件数については559件、うち特定空き家、いわゆる危険空き家は171件となります。危険空き家のうち、連絡のとれない空き家が12件となり、固定資産税の納付の状況は、108件が納付され、19件が未納となっております。

特定空き家についての対応になりますが、助言、指導を行ったものが76件、トタン屋根の飛

散防止や雪おろしなどの応急措置を行ったものが22件となっております。

今後におきましても、危険な状態にある家屋については、市民の皆様から情報をいただきながら、行政としても対応を図っていきたくと考えております。

次に、ごみ袋の質問であります。一般家庭ごみの収集、運搬、処分の方法も含め、地方公共団体の事務として行っております。

ごみ袋につきましては、平成11年4月から有料化を開始し、町内や氏名の記名の試行期間を経て、平成16年4月から、市指定ごみ袋に町名、氏名を記名することとして対応しております。

無記名で対応したときは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの分別が徹底されておらず、燃やせるごみの袋に瓶や缶、金属類が非常に多く混入しており、焼却炉の故障が頻繁に起きるなど処理コストの増加を招いておりました。分別を正しく進めるために、市広報、お知らせなどにより注意喚起をしてみましたが、改善が見られず、市民の皆様により直接的な指導を講じなければ改善が図られないと考えまして、市民一人一人がごみの排出者としての責任を持っていただくことを目的に、町内名と氏名を記載していただくことをルール化したところであります。

その効果といたしましては、開始後1年で約36%の減量が図られ、今日まで順調にごみ減量化の促進が図られております。

ごみ出しルールには、分別、場所、時間などがあり、これらのルールを遵守することについて責任を持っていただくために記名をいただいております。

ごみ出しルールについては、市報、市ホームページや回覧及び全戸配布のチラシなどで市民の皆様にお知らせしておりますが、何らかの理由により伝わらなかった場合には、ごみ袋を出した方は正しいと思っておられてもルール違反

となってしまいます。本市では、ルール違反のごみは回収せず、どこが不適切であるか、ごみ袋を出した方にお知らせしております。記名されていなければ、誰が出したのかを調べるためにごみを調べて手がかりを探す場合も必要になりますが、市内全体のごみ出しルールやマナーが浸透するよう対応しているところであります。

次に、ごみステーションについてですが、設置、維持管理ともに町内会で行っているところでもあります。設置に関しましては、新庄市ごみ集積器具購入費補助金、その上乘せとして衛生組合連合会ごみ集積器具補助金を利用いただきながら、順次設置をしているところでもあります。

ネットを利用している町内のごみステーションにつきましては市内に1割程度あり、町並みの景観や管理上の問題から、ごみ袋をそのまま置いている町内がありますが、町内の事情によってそれぞれの対応となっております。

市内地域の美化につきましては、今後におきましても衛生組合連合会で行っている花いっぱい運動、地域美化運動を初め、市民と行政が一体となって市環境課、衛生組合、市民の皆様との協働により取り組んでいきたいと考えております。

次に、市道の整備、補修についての御質問ですが、整備、補修を実施する上で必要となる事前の調査点検につきましては、平成25年から2カ年にわたり舗装総延長235キロメートルのうち、幹線道路や緊急輸送道路等に位置づけられる約79キロメートル、約3割について路面状況調査を実施し、道路舗装の現状や整備、補修についての方向性について取りまとめを行っております。

このように、平成27年度から補助事業として舗装、補修工事を実施しておりますが、一方で市の要望額に対して交付される内示額は過去2年間の平均で約20%と低く、思うような改善が

図られていない状況となっています。

また、残りの市道についても、昨年度、市独自の調査により補修すべき路線数、延長、総事業費等についての調査を実施、優先順位をつけ、舗装、補修を実施しているものであります。

本市においては、今後も東北中央道の整備や除排雪の強化などにより、路面損傷の一因である大型車の交通量が相当見込まれることから、なお一層の計画的な補修及び修繕に心がけるとともに、補助事業の交付率アップについても要望強化を図りながら、市道の安全・安心を確保してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

学校の配布物については教育長より答弁させていただきますので、壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 おはようございます。

御質問の学校の配布物についてお答えします。

学校の配布物の使送の件について、各学校にこのたびお聞きしましたところ、10日と25日が使送日であることは、どの学校も承知しておったところであります。ただ、中には次の使送日に間に合わせるため、予定より余りにも早くお渡ししてしまったり、行事等の案内で、どうしても間に合わずお願いしてしまったというケースもあったように思います。そういったことで、区長方には大変な御迷惑をおかけしてしまったと思っております。

今後、再度学校のほうには、使送日の期日を守るよう校長会等を通し話し、徹底を図ってまいりたいと思います。

また、早目に区長方に渡す際には、使送日のメモ等を入れて混乱しないように連絡するようお願いしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） それでは、再質問をさせていただきますと思います。

最初に、空き家の関係ですけれども、ただいま市長の答弁では現在559件の空き家があるということです。そのうち171件が危険というか特定空き家、連絡しても連絡とれないのが12件、あと、固定資産税の未納が19件、応急措置をとったのが22件というふうにただいま話がありましたけれども、固定資産税の滞納といいですか未納というか、それは将来的には時効が来て不納欠損になることはないのか、その点をお聞きしたいと思います。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 今、議員のほうから話がありましたいわゆる滞納でございます。

現在、滞納については、先ほど市長の答弁からございました19件でございます。そのうち、いわゆる空き家に関するものといえますか、相続放棄、あと行方不明というものについてはそれぞれ2件ほどありまして、全部で4件というふうな形でございます。もう一つ、それから免税点ということで、いわゆる課税標準額がその金額に満たないものが8件ほどございます。全部合わせまして12件ほど連絡がとれない部分でございますけれども、やはりその中で相続放棄、行方不明について、現在、公示送達ということで対応しておりますけれども、最終的にはやはり不納欠損ということも考えられるというふうなことでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） ただいまの話ですと、滞納19件で、空き家とかその他行方不明とか4件で、免税12件ですか。連絡とれないというか、公示送達をして、中には時効が来て不納欠損になるものもあるという数字です。

今まで金額的に不納欠損になった固定資産税は過去にどのぐらいあるのか、その点をお聞きしたいと思います。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 いわゆる税の不納欠損につきまして、今御指摘ございます空き家に関する数字については把握してございません。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 把握していないということですので、それはしょうがないと思います。

ただ、これから人口減少に伴って空き家がふえてきて、固定資産税も未納になって、だんだん不納欠損になっていくという状況がますます増加する傾向にあると私は思います。その点、やっぱり税務課でも調べて、今後どういう対応をしていくか、その点も考えていってほしいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、特定空き家に関して、現在の国の対策特別措置法、平成27年5月施行ですけれども、それを使って特定空き家の改善をされたというか、そういうふうになった空き家はないのか、その点をお聞きしたいと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 特定空き家についての対応でございますけれども、これまでも助言、指導を76件、継続的に行ってきたところであります。区長からの情報や地域からの情報をもとにして対応を続けておりますけれども、結果としまして、当初より27件減りまして171件ということで、特定空き家の件数については減少しているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） わかりました。これか

らますます人口減少に伴って空き家は逆に増加していくということになるわけですが、今の国の対策特別措置法、それから新庄市の条例で、このままで空き家に対して対応がちょっと私からすると生ぬるいというか、今後本当にますます人口減少に対応するにはどのようにやっていくのか、もう少し改めて私も含めて考える必要があると思っていますけれども、その点、市としての考えをもう一度お聞きしたいと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 特定空き家の対応という部分の背景でございますけれども、現在、少子化が進んで、かつ人口の移動ということがありまして、管理しようと思っても遠くに住んでいてできないとか、また体調面で不良で対応がなかなかできないというのも一つの現状かなというふうに感じております。そこは十分に踏まえてはおるんですが、空き家対策ということについては、環境課としても助言や指導を通じて現状を語っていくという必要があると考えております。

特に本市の特定空き家の特色としましては、屋根の雪の問題というのは非常に大きいなと感じておりまして、その部分についても適正な管理が行われるように、また取り壊しの対応も含めてやりとりを継続していきたいというふうを考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） じゃ、次のごみ袋の件に関してお聞きしたいと思います。

当市ではごみ有料化で、ごみ袋を有料で市民の方が買ってごみを出していることになっておりますけれども、お金を出してごみを出しているわけなんですけれども、これについても若い人の中には、ちょっとおかしいんじゃないかと抵抗を感じる人もいるように思われます。

それから、ごみ袋に氏名を記入しないと業者がそこに置いていくということもありますけれども、ほかの市町村ですけれども、例えば尾花沢市なんかは書いていなくても回収はするということでした。村山市も回収はする、酒田市も名前を書いている場合でも回収はする、鶴岡市でも回収をするというふうになっています。新庄市はその点、私からしたら見せしめのためにしないのだから、その辺はよくわかりませんが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 ごみ袋の回収についてでございますけれども、一般家庭のごみの収集、処理方法も含めて、市町村の事務として行っているところでございます。

ごみステーションの維持管理については町内をお願いしているところでありますが、その場所の提供も、特定の家の前にステーションを設置しているということも含めて、市民の皆様の善意を前提にして成り立っている部分があるというふうに感じております。このため、自分で出したごみについての責任、意識を持ってもらうために、町内名、氏名の記入をお願いしているところでございます。

また、実際に各市町村の状況ですけれども、全く規制しないで集めているのは山形市だけでありまして、ほかの市町村については、新庄市と同じ対応をとっている団体もありますし、名前を書くか書かないかも含めて町内に委ねている団体もあります。その際は、町内でごみの中身を調べて特定してルール化しているところもありますので、そういうふうな対応の中での新庄市の選択というところでございますので、よろしくお願いたします。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 私は、名前を書いているなくても袋にきちんと入っていれば、これは回収していくのが普通ではないかというふうに考えます。それは各自治会に任せるというのもありますけれども、名前は書いていなくても持っていく、例えば仙台市とか山形市なんかは別に名前の記入は必要ないです。だから置いていくということ自体がちょっとどういう理由だかわかりませんが、その点、やっぱり市のほうから、それは持ってくるなよと言っていることになるように私は感じます。その点、答弁をお願いしたいと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 ごみの収集、全体に関してですけれども、町内の衛連も含めて相当な協力をもって成り立っているという部分があるのかなというふうに思います。

その際に、町内に委ねる形ではなくて、市として一つのルール化として示させていただいているところでございますけれども、余りケースはないと思いますが、他の市町村の人が無記名で市内のごみのステーションに置くという事態も想定されますし、そういうことからすれば、町内で設置しているごみステーションがきれいに使える状態にあるということも非常に協力していただいている方には重要な部分と感じておりますので、記名という形をお願いしているところでございます。

その際にはシールを張って、どの部分が改正してもらいたい部分かということをお知らせして、またその形を出していただければ、全部回収しているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 全地域にごみステーションをして、皆さんに氏名を書いてするように願うというのが一番ベストだと私は思い

ますけれども、ごみの件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、市道の整備ですけれども、きのうも山科正仁議員ですか、道路改修の優先順位について質問がありましたようですけれども、どのような基準を決めて改修を行っているのか、改めてお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 整備の優先度としましては、通学路であったり、それから除雪の強化路線であったり交通弱者の多く発生するような場所であったりというふうにして、それらを点数化しまして、点数の高いほうから整備をするという形で進めております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） ということは、市民の生活に密着しているというか、そういうところから工事を優先的にやっていくというふうに感じられますけれども、優先順位について同じような道路というかあった場合、判断というか、どちらを先にするか、どちらを後にするかとか、そういう点についてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 今申し上げたのは、一般的にはそういうふうなことを重視して優先順位を決めるというふうなことであります。ただし、その時点、その時点においてそのほかの要因というのがありますので、それらも含めまして、どこからやればいかなどというものを決めて実施をしております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） そうすると、例えば工事する場合の判定基準とかそういうようなもの

が決めてあるわけですか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほどの答弁にもありましたように、市としては2つの調査を実施しております。1つは、国が示した路面性状調査と言われるものです。これにつきましては、ひび割れとか平坦性、それからわだち掘れなどという項目について、それをはかる車がありますので、そちらでもって約80キロほど調査をしたということであります。

それとは別に市独自で、これは単に目視にすぎないんですが、一見してこれは非常に悪いというものについてもあわせ調査をしております。その中では、大体全体の4分の1ぐらいについて早急に整備をすべきだろうというふうに認識をしております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 先ほどの市長の答弁ですと、平成25年から27年というふうに2年間で調査して、今のところ全部で235キロのうち79キロほど早急に何らかの対応をしなければならないという話のように伺いましたけれども、例えば今1年間に当市としてはどのぐらいの改修を行っているのか、その点をお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 路面性状調査に基づくものとしましては、平成27年度が410メートルでございました。平成28年度については145メートルということで、かなり延長としては短くなっております。

そのほかにも市独自の整備といたしまして、損傷している部分のパッチングやらオーバーレイなどというものについて実施をしております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 新庄市、235キロという市長の話でありましたけれども、79キロぐらいが早急というか修繕が必要ではないかという話でしたので、今例えば410メートル、145メートルという数字ですけれども、79キロもあるとすればいつまでかかるかわからないという計算になりますので、1年間に何キロメートルぐらいの予定をもって計画を立ててやっているのか、その点をもう一度お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 230メートルぐらいの舗装延長というのがあるわけです。舗装の耐用年数というものにつきましては、一般的には10年と言われるものがあります。しかし、それは交通量やその他の要因で、必ずしも10年に縛られるものではないと思っています。

単純計算しますと、とてつもない修繕が必要になってくるといようなことが言えるかと思えます。いかにして、長寿命化に向けて舗装を維持、修繕をしていくかということが必要なんだろうなというふうに思っております。とりわけパトロールを実施し、ピンホールと言われる穴等がありましたらそれは対応するというふうな形で計画を持って整備する部分と、それから日常管理の中で整備する部分を分けまして、実施していかざるを得ないというのが現状だろうというふうに思っております。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 市道についての改修事業、市としましても、本当に課題の一つであるというふうに認識しているところであります。

財源については、社会資本総合交付金が年々減ってきているということで、その辺の割り当て部分が少なかったということで延長路線の舗

装に拍車がかかっていないというのが現状であります。

一昨年からこの問題を庁舎内でいろいろ検討しまして、財源をどこにというようなことで、平成29年度で国営水利事業がかん排に対する返済が終わるといふようなことで、このあたりの財源も活用しながら、単独事業として来年度から舗装の整備を図っていききたいという計画を立てております。

延長の路線がかなりありますので、先ほど都市整備課長がなかなかはっきり言えないのは財源の問題でありまして、やる気は十分にありますので、来年度からその辺の予算を回しながら市内の傷んだところから順次舗装をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 済みません、市長は答弁で235キロあって、補修が必要なところは79キロメートルぐらいあると言うから、だからこれ、もう修繕するにはもちろん財源も、今市長のあれで話は大体わかりましたけれども、財源のこともありますけれども、例えばだから1年間で何キロメートルぐらいの予定を立てているのかと、その点を答弁で出なかったものですか、その点もう一回お願ひしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほどの235キロ、79キロの件についてもう一度御説明させていただきたいんですが、舗装の全体延長235キロあります。その中から、緊急輸送道路とか幹線道路、交通量の多い道路について、とりあえず79キロについての路面性状調査を実施したというものであります。したがって、79キロそのものが全て緊急的に修繕をしなければならない道路ということではございません。79キロの中で緊急的

に整備をしなければならぬ路線といえますか、延長としては13キロというふうな数値が出ております。

そういうことで、この13キロについては計画を持って整備をしていきたいということでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） はい、わかりました。

先ほど私、教育長に答弁いただきまして、先生方にもそのようにお願いをするということで、ちょっと質問からそれるかもしれませんが、きのうの議会でも教師の負担軽減について質問がありました。以前、朝日新聞などに小中学校の教諭の7割、週60時間勤務、医師・製造業を上回るという記事などありましたけれども、そのような勤務実態などから、そういう配布物などについては後回しになっていくというふうに、私らは逆に、ブラック企業という言葉がありますけれども、小中学校の先生もブラック勤務というふうになっているのか、その点、できれば高野教育長に答弁いただきたいと思っております。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 教職員の勤務についての御質問ということだというふうに思います。

やはり勤務状況としてはなかなか難しいといえますか、長時間勤務になっているという実態がございます。昨年度調査した勤務状況につきましては、1週間の勤務ということで、小学校で9時間ちょっと、それから中学校では16時間ぐらいの時間外があるということで、例年そのような形になっているところでございます。

昨年度の調査につきましては、11月4日から11月10日までの1週間という中で調査をしておりますが、やはり中学校によっては部活動等の勤務ということで、長時間勤務になっていると

いう実態がございます。ただ、それと使送とのかわりについてはまだ何とも言えないかなというふうに思っているところです。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小野周一議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） いずれにしても先生方が病気になったら困るのが未来のある子供たちですので、健全な勤務体制をとれるように教育委員会でも指導していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

小野周一議長 次に、叶内恵子君。

（2番叶内恵子議員登壇）

2番（叶内恵子議員） 議席番号2番、叶内と申します。

先ほど奥山議員のほうからも空き家対策について質問がありましたが、通告に従いまして、重複する部分もあるかと思いますが、質問をさせていただきます。私見を交えながら質問させていただきます。

4月上旬、私は空き家の現状を目の当たりにしました。最上郡内出身で現在は関東圏に住んでいる方が、市内に移住を考えたいと私の事務所を訪れました。相談に来られた御婦人の息さんが、金山町の神室スキー場へのアクセスが

よく、中心市街地から離れ過ぎず、家庭菜園もできて住環境がよいところとして北辰地域の住宅エリアを希望されていました。希望したエリアに、売却可能な土地を探してほしいということが第一の希望でしたが、売却可能な中古住宅があれば、あわせて見てみたいという依頼でした。

後日、お客さんが希望したエリアに行ってみると13軒の住宅があり、お客様の希望にかなう十分な広さの空き地も点在していました。

まずは、空き地の利用状況、希望エリア在住の方に聞いてみることにしました。現在、あいている土地は、ここ30年変わらずそのままということでしたが、ここ10年以内で13軒あるうちの4軒が空き家になってしまい、もう1軒がとしじゅうに空き家になるということでした。このままだとますます寂しくなるばかりだという声を聞きました。

このような現状を裏づけるかのように、平成25年の住宅・土地統計調査による全国の空き地・空き家率は13.5%と、5年前の13.1%に比べ0.4ポイント上昇し、過去最高となり、日本にある住宅の実に7戸に1戸が住人不在の空き家という計算となっています。

また、空き家問題においてより問題視されているのがその他の住宅です。入居可能な売却用・賃貸用の住宅ではなく、金銭上・税制上の問題から放置せざるを得ない状態に陥っている、その他に分類される住宅であるその他の住宅の空き家率についても5.3%と、5年前の4.7%に比べ0.6ポイント上昇し、過去最高であり、空き家は今後もふえ続けると考えられます。

野村総研の試算では、2040年には空き家率が30%から40%に達するということです。この発表は日本中に衝撃をもたらしました。

山形県の空き家率は10.7%と、5年前の11%に比べ0.3ポイント低下し、全国では45位という結果になっています。この結果に私は驚いた

のですが、ただ、山形県は決して空き家問題が解消しているというのではなく、空き家率の低下の要因は、東日本大震災の避難者の関係で賃貸物件が埋まっているためと分析しています。このことを裏づけるかのように、懸念されているその他の住宅の空き家率は5.1%と、5年前の4.7%に比べ0.4ポイント上昇しているという発表でした。

山形県は、昭和60年ごろから続く人口減少、平成22年をピークにして減少を続ける世帯数、さらに、平成25年発表の人口推計によると、山形県は全国で6番目、東北では2番目と、高齢化率が年々高くなっており、かつ65歳以上の単独世帯等の割合も増加しているということでした。

都道府県別にその他の住宅空き家率と人口増減率の関係をみると、人口増減率が高い都道府県は、その他の住宅空き家率も高くなる傾向があることがわかります。また、その他の住宅空き家率と高齢化率の関係をみると、高齢化率の高い都道府県は、その他の住宅空き家率も高くなる傾向があることがわかります。

それらの環境を踏まえると、先日、調査に行った北辰地域においても同じような現象が起っていました。高齢化した御夫婦の一方が亡くなり、残された方が他地域に住むお子さんのもとに引っ越していくというような状況です。新庄市内全域にわたって空き家の増加は今後ますます深刻となるのではないかと思える現象を目の当たりにしました。

不動産を取り扱っている私でも、直接現地に入ってみなくては実情を把握し切れないのが現状ですが、新庄市の現在の空き家の状況はどのようになっているのか、どのように把握しているのか伺います。

次に、新庄市は、平成27年2月26日に施行された国の空き家等対策の推進に関する特別措置法に先んじて、その1年以上前には、新庄市空

き家等の適正管理の促進に関する条例を施行しています。これは空き家所有者等へ適正管理を促すとともに、市民等からの情報提供により空き家の状況を把握し、緊急性がある場合には市で応急措置を講ずるなど、安全・安心な地域社会を確保することを目的としています。

そして、昨年6月27日には、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会新庄もがみと業務提携し、空き家バンクを開設し、新庄市のホームページでも公開しています。

また、宅建協会新庄もがみは、3年前から不動産無料相談を月1回のペースで開催をしています。平成26年11月には、山形県が空き家活用支援協議会を設置したことにより、宅建協会新庄もがみにおいても、不動産無料相談にあわせて空き家相談も行っています。しかし、空き家について、相談件数はそれほど多くないというのが現状です。

相談件数が伸びない理由として、宅建協会のほうで特にお客さんに直接アンケートをとっているわけではないんですが、日本不動産学会の報告によると、空き家所有者から見れば、特に急いで売却する必要はない。何とかしないといけないが、その方法がわからないといった状態で、いきなり不動産業者に連絡をするには気が重いという傾向が多いということがわかっています。

また、広島県の空き家管理等に関する体制整備のための相談実績の分析では、相談者が相談窓口を知った方法として県や市、町の窓口からの紹介が92件と最も多くあった。このことから、全ての市と町への窓口周知ポスター、チラシの配架が効果的であったと考えられる。その一方で、空き家所有者は、まず、市や町に相談する傾向にあることもわかったとしています。

全国の事例を見ると、行政が総合窓口を設置して1次情報と相談を行い、情報を整理した上で、空き家やその売り主・買い主を不動産業者

に紹介するなど、自治体によってさまざまな取り組みがありますが、行政が従来よりも業務の遂行を一步踏み込むことで、業務のスリム化が実現され、官と民との新たな連携が生まれています。新庄市として、空き家への窓口はどのようになっているのか伺います。

次に、リノベーションまちづくりという手法は御存じでしょうか。平成26年には山形市において、昨年からは鶴岡市においても取り組まれていることを御承知の方も多いと思いますが、このリノベーションまちづくりという手法は北九州市に始まりました。遊休化した不動産を民間主導で公と民がリノベーションの手法を用いてまちを再生することで、産業振興、雇用創出、コミュニティー再生、エリア価値の向上などを図る取り組みのことです。

平成21年、JR小倉駅周辺のオフィスビルの空きフロアの増加に頭を悩ませていた北九州市経済産業局サービス産業政策課という商店街振興とは全く関係のない新産業を育てるセクションが、都市再生プロデューサーである清水義次氏という方に、都市型産業を振興することを一番の目的として、その手段として中心市街地の遊休化した不動産を活用したいという依頼から始まりました。

平成23年2月に、公民が連携し「小倉家守構想」という戦略的な都市マネジメント政策を策定しました。小倉家守構想の実行に当たっては、5カ年計画を作成し、これに沿って民間主導、行政が支援するまちづくりを着実に進めました。その結果、予定どおり成果を上げることができています。平成26年9月までの実績・成果ですが、リノベーション件数13件、協議中17件、雇用量300人を超えました。うち、起業家140名、商店街通行量、平成21年度に比較して3割アップしたと発表されています。

リノベーションまちづくりの最新の状況を北九州市経済産業局商業・サービス産業政策課の

安永課長に伺いました。小倉家守構想を推し進めていくためのエンジンであるリノベーションスクールというのがあるのですが、こちらのほうがことし3月に12回をもって終了しました。これまでの過程を通してまちにともった熱気を、まちの中にある資源である遊休化した不動産を活用して、公民が連携して知恵を注ぎ広げていく次のステップに進んでいるということでした。

私は単刀直入に、北九州市のように人口が多いところでないとリノベーションまちづくりの手法は成立しないのではないかと質問しました。課長からは、もちろん処方箋の出し方や表現の仕方は地域によって異なるが、地方都市の産業の疲弊がまちに直接的にダメージを与えていることや生産年齢人口の減少といった背景の構造的要因は、どの地方にも共通しています。そのため、その解決手法も共通すると思っています。地方都市であればあるほどリノベーションまちづくりの手法というのは効果的な成果を見られると考えているという返答をいただきました。

これはまちを再生するための一つの方法です。ほかにもまち再生の手法は多々あると思います。遊休不動産の積極的な利活用によって地域の活性化につなげていくためには、民間と行政が一緒になってこれからの時代に合う戦略的な都市政策を考案し、実行可能な、新しい、地に足がついた都市政策を検討し、同時に、その構想を実現するプロセスを、公民の連携プレーにより方向性を定めていくことが必要であると考えます。新庄市として考えを伺います。

次に、衰退するまちには2つの共通な要素があります。これは日本全国の、北は北海道から南は宮崎までのさまざまな行政マンの方々と話をする機会がありまして、その中で2つあるということが浮かび上がってきました。一つは、民間の自立心が欠如しているということ、もう一つは、社会変化に対応する行政のマネジメント力が欠落していることです。

先月、新庄最上地域の空き家や空き店舗を積極的に活用し、まちを盛り上げようとする民間主導の空き家活用のためのプロジェクトが始動したという新聞報道がありました。5月8日には20歳代、30歳代の年齢層を中心に、市・県の職員、建設業の方、建築士の方、金融関係者、学生、他市町から来られた方、空き家を所有している方、起業を検討している方など、さまざまな業種の30人ほどが集まっていました。私も足を運びまして、予想以上に多くの方が参加していることに驚いたと同時に、この空き家プロジェクトが高い関心を集めていることがわかりました。空き家を所有している方は、空き家の活用方法や方向性を模索していることがわかりました。そして、起業を考えている方は、商売や事業を持続していくことへの不安を抱えていることがわかりました。私は、参加した全員が、人口減少、高齢化、中心市街地の空洞化、空き家増加の社会現象の中にあって、地域活力の減退を感じて、この地域がどんどん悪くなっていくのではないかという不安と危機感を抱いていることを感じ取りました。しかし、その危機感があるからこそ、自分の住むまちを何とかしたい、元気にしたいという民間の思いが形になり動き始めたのだと考えます。この民間の中から立ち上がった動きを市としてどのように考えているのか伺います。

次に、2番目の項目として、次期新庄市まちづくり総合計画にむけてとして質問させていただきます。

第4次まちづくり総合計画は、市民参加、市民参画による市民本位のまちづくりが今後ますます重要になるとの認識から、市民と行政の協働による策定過程を重視し、多くの市民が参画した策定委員会において、まちのあるべき姿とともに描きながら計画の原案づくりを進めたとあります。

総合計画は、市民が参加し、市民の思いが計

画の中に盛り込まれ構築されたものであるにもかかわらず、私の身近な、積極的に発言行為をしない大多数の勢力であるいわゆるサイレントマジョリティーと言われている市民の方々は、まちづくり総合計画というものがあることすら知りませんでした。お恥ずかしながら、私も議員として初めて議会に来るまで総合計画があることを知りませんでした。初めて総合計画を読んで、こんな計画があったのかと思ったと同時に、総合計画では「市民のまちづくり」という言葉が使われていても、当の市民がまちづくり総合計画すら知らないというアンバランスな現象に違和感を覚えました。

あるとき、御高齢の男性から、新庄市は新庄をどんなまちにしようとしているのか全然わからない。将来のビジョンがさっぱり見えない。若い世代の人たちにもはっきりとした将来のビジョンを打ち出す必要があるのではないかと問われました。総合計画において新庄市の将来像は明示されています。しかし、市民が参加し、市民の思いが盛り込まれた総合計画であるのに、市民に共有されていないのはなぜでしょうか。

平成23年8月、基本構想の策定義務が廃止されました。この法改正は、地域主権改革における国から地方への義務づけ、枠づけの見直しの一環として行われたものであると考えます。そのため、当然のことながら、市区町村において基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、基本構想及びこれを含む総合計画全体についても、市区町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたと捉えるのが適切だと考えています。このように国の方針に伴って第4次まちづくり総合計画は策定されたものと考えます。

本市は、第4次新庄市まちづくり総合計画が平成23年に策定され、目標年次は平成32年度となっており、昨年度からは後期5カ年の実施計画が展開されています。あと残すところ3年と

なっていますが、現段階においての目的達成状況、成果、また課題を伺います。

そして、ここに参考にしたい総合計画があります。これは総合計画本体ではないのですが、北海道のニセコ町で出版をされている平成27年度分の予算説明書です。こちらは全世帯に配布をされています。表紙をめくりますと、第5次ニセコ町の総合計画の概要が全て網羅されています。基本理念と基本理念を支える5つの将来像を初め、計画のポイント、計画推進方法、ニセコ戦略のビジョンとして、基本計画の戦略ビジョンの進行管理と評価の仕組みが誰が見てもわかるように簡潔に明示されています。総合計画の素案策定については、町民のさまざまな意見をくみ上げるボトムアップ形式となっています。町民アンケート、関係団体のヒアリング調査、審議会議論、子どもワークショップ、庁舎内での検討に始まって、住民による検討と合意形成を深める場を何度も何度も設けて、幾重にも設けて、町民の意識を再確認して原案の素案の策定に至っています。総合計画はつくって終わりではなく、全町民が理解し、うまく活用することで生きてくるものであることを全町民に向けて発信しています。全町民の手で、ニセコ町をよりよくしていくための総合計画であるということがわかります。

さて、本市の総合計画は、何のための、誰のための計画なのか。住民が基礎的に必要とする行政ニーズを網羅するためには、一般的には総花的な内容となるとよく言われていますが、それでいいのでしょうか。事後に評価・検証を実施するのが困難な抽象的な表現にとどまる場合が多いですが、それでいいのでしょうか。総合計画、行政評価、予算編成、定数計画などを連動させる必要があるのではないのでしょうか。どれぐらいの行政職員がみずからの仕事に関して総合計画を活用しているのでしょうか。新庄市の将来像の実現のためには協働によるまちづく

りが必要だと明記していても、いつまでたっても協働のための理念は構築されないのではないのでしょうか。基本構想の策定義務づけの規定が廃止されたために、基本構想の策定の是非だけでなく、基本構想や基本計画をどのような位置づけのものとするかも改めて新庄市みずから定義することが必要になりました。総合計画が、自治体の行政運営の目標や方向性を定める行政計画とするのか、行政だけでなく地域の全ての主体が目標を共有し、その実現に向けて取り組む事項を定める公共計画とするのか。次期総合政策を策定するに当たっては、市民の声を数多く拾い上げ、地域の知恵を結集できる方法を工夫し、ローカルガバナンスの姿についてじっくりと検討・共有する場をどのようにつくっていくのかということが必要だと考えます。次期総合計画の策定の方法をどのように進めていこうと考えているのかを伺います。

以上、質問となります。御答弁のほう、よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

空き家の対策とまちの再生についての御質問かと思いますが、空き家件数については、先ほど奥山市議にもお答えさせていただきましたが、平成24年から27年度の調査で559件、その後も増加傾向にあると考えています。本年度は、現地調査員を雇用して追跡調査を進めているところです。

空き家に関する窓口につきましては、利活用に関する部分を都市整備課や総合政策課において、また管理不全空き家については環境課を主体として対応させていただいております。特に利活用に関する取り組みとしては、議員の御指摘にありました市民有志の皆様による空き家プ

ロジェクトなど、空き家数減少に向けた大きな動きと捉え、市民の方々の活動を推進するためさらなる連携、情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

なお、本市の空き家対策の方向性を定めるため、現在、新庄市空き家等対策計画の策定に向け、外部の有識者で構成する協議会を設置し、本年度中の取りまとめに向け作業を進めておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

次に、新庄市まちづくり総合計画に向けてありますが、各地の事例などを取り上げながら、民間の自立心、行政のマネジメントがどうなっているのかというようなことも含めて御質問なのかと思います。

新庄市まちづくり総合計画につきましては、平成23年度から32年までの10年間にわたり、住みよい地域社会を構築していくための指針を定めた市政運営の根幹となるものであります。計画を着実に推進するため、後期5カ年に向けて基本計画を見直し、2年目を迎えております。

まちづくり総合計画における現段階での目的達成状況、成果、課題についてであります。後期5カ年の基本計画見直しの際、前期5カ年の評価、検証を行っております。5つの基本目標と推進方法、それぞれに設定した目標指標の達成度の分析を行っております。評価、検証の内容につきましては、後期5カ年基本計画に掲載しておりますが、各施策に設定した目標、指標のうち、目標値を超えているものが11.2%、目標値の達成まではいかなかったものの目標値に近づいているものが49.0%、基準値と同程度で推進しているものが12.2%、基準値を下回っているものが27.6%となり、6割を超える指標で成果が向上していると考えております。

各基本目標の分析についても記載しておりますが、主なものとして、産業分野や農林業で市振興作物である園芸作物の販売額や新規就農者

数、認定農業者数などが順調に向上しており、商工業振興や労働に関しては、商品販売額や製造品出荷数などの指標が減少している一方、有効求人倍率は向上しております。

健康福祉分野では、3歳虫歯有病者率は減少しており、防災・防犯では全体的に成果が向上しております。

教育分野では、学校耐震化は目標を達成し、スポーツ関係は大きく向上しております。

環境分野では、ごみ処理等において、1人当たりの生活系年間ごみ排出量が微減し、生活インフラ関連については、普及率の向上などの成果があらわれております。

推進手法とする協働によるまちづくりについては、着実な前進が見られていると考えております。

また、基本指標となる人口フレームにつきましては、平成32年の総人口3万7,000人としているものは平成27年の国勢調査では3万6,809人と、既に下回っている状況にあります。

この人口減少問題については、後期5カ年計画と同時期に、地方創生に向けた戦略として新庄市総合戦略を策定しましたので、まち・ひと・しごとの視点で人口減少問題に取り組んでいく考えであります。

また、数値にあらわれない成果となりますが、ここ数年、市内外の方から、最近の新庄市はまちが動いている、おもしろい仕掛けがふえているとの評価をいただくことがあります。これは協働も含めたまちづくりの成果を実感される方がふえてきたものと感じております。

まちづくり総合計画自体の課題についてですが、求められるまちの姿をどう運動していくかだと思っております。社会情勢や住民ニーズの変化を捉え、他の計画とも連動させながら、求められるまちづくりを行っていく必要があると考えております。

また、おもしろい仕掛けがふえている、最近

は新庄市はまちが動いていると言う方がありますが、なかなか住んでいる方々がその実感がないということも事実であります。ほかの地域の方から見ると、かなり新庄は動いている、元気がいいという評価をいただいているところあります。この辺は、先ほど新庄市のまちづくりの方向性がわからないというようなこと、なかなかわかってもらえない。つくったときには多くの皆さんから意見をいただいていたこと、自分にとってかわりのないことに対しては人間は非常に関心が薄くなると。自分が困っている状況が目の前で解決されると行政に対する信頼感は上がるのですが、それ以外のことに対する関心というのは非常に少ないと、薄いということもよく感じております。

私は就任以来、一貫して「人いきかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」を訴えております。人口減少を支えるのは、今後交流人口の拡大であるというような信念のもとに、新庄まつり100万人構想を上げたり、さまざまな事業プロジェクトを実施していることも御理解いただきたいというふうに思います。

また、「人ふれあうまち」、これは地域の希薄化をどう補っていくかということで、職員の地域派遣制度を実施したり、あるいは防災関係のことから、現在、防災行政無線を導入し、地域の安全・安心に向かった方向性を市民みんなで共有していきたいというふうなこと。

「人学びあえるまち」、何といたっても教育力の向上を目指すと、これを大きな柱として今まで進めてきておりますが、市の総合計画においても、市民からいただいたことがこれと合致するような形で進んでいるというふうに思っております。

次に、新庄市まちづくりの総合計画の策定の進め方についてでございますが、現在の計画策定に当たりましては、市民参画による市民本位

のまちづくりが今後ますます重要になるとの認識から、市民と行政の協働による策定過程を重視し、多くの市民が参画した策定委員会において、まちのあるべき姿をとともに思い描きながら2年をかけて計画の原案づくりを進めたところでもあります。

次期総合計画の策定につきましては、平成31年度から策定作業になると思いますが、平成30年度の後半からその準備に入らなければならないと考えております。来年度以降のことですが、具体的な進め方については定めておりませんが、これまで同様、市民の方から意見を多く取り入れていかなければならないと考えております。

市民の声を取り入れていく方法といたしましては、市で主催する会議での意見聴取やアンケート、パブリックコメントなどがあります。また、職員の地域担当制を活用して定期的に地域からの声を伺ったり、区長と市長のまちづくり会議における提案なども受けております。

これに加え、今後は市民が主体となりまちづくりを考えていただくような場面設定も必要かと考えています。まちづくりに対する提案となりますので、市民生活全般について考えていただくものとなります。

総合計画の目標指標の一つに地域づくり協議会の設立があります。まだ具現化しておりませんが、まちづくりをみずから考える実行する組織をつくり、行政とともにまちづくりに取り組んでいくためのものであります。その組織化を進める中で、地域の課題、取り組むべきものが見えてくるのではないかと思います。その対応策について、市民が主体となり議論いただくところから始め、次の総合計画に取り入れるべきまちづくりに対する提案ができ上がれば、市民主体のまちづくりへと前進できるものと考えております。

まちづくり総合計画は、まちづくりの指針となる計画であります。次期計画の策定に加え、

次期国土利用計画の策定や定住自立圏共生ビジョンの見直しなどの作業も重なり、今後の新庄市の進む方向性について十分な議論が必要となります。それまでの間、まずは総合計画を着実に推進することが重要であると考えています。少子高齢化、人口減少などの問題解消に向け、重点プロジェクトに掲げる雇用・交流拡大、安全・安心の充実、子育て・人づくりに全力を注ぎ、その達成度を見ながら、次期総合計画につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 御丁寧な御答弁をありがとうございました。

空き家対策のところからなのですが、現在、空き家率という観点でどの程度であるか把握していらっしゃいますでしょうか。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開します。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 4%程度だというふうに確認しております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） これは調査した年度からの推移はまだ出ていないということでしょうか。調査したときと例えば現在と推移があると思うんですが、そちらはどうでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほどの件数につきまし

ては、先ほど申し上げました空き家件数500幾らというのを全戸数で割ったというような形でのパーセンテージになっております。現在調査中の部分についてはその中にまだ反映されておられませんので、今後はっきりした段階でまたその数値についてはお示しできるかというふうに思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 済みません、559件。

これは何年度の段階の調査でなんでしょう。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 集計されているのが平成24年から27年の調査ですので、平成27年時点というふうにお考えいただければいいかと思いません。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 平成24年から27年の3年間で調査されたということの理解でしょうか。そうすると、平成24年度に調査したあたりというのはもう変化がなかったということなんですか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 空き家につきましては、市が条例施行した段階、たしか……。

済みません、申しわけございません。数値……。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開します。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 失礼しました。

市の空き家条例、平成25年1月施行なわけですが、平成26年10月現在で346戸、平成26年4月現在で326戸、平成27年4月現在で316戸、平成28年4月現在で321戸というような調査でしたが、先ほど申しましたようにもう一回、空き家の適正化を促進する条例時点では調査を行ったんですが、その後きちんとなっていなかった部分があるので、改めて平成24年から25年、26年と地域担当制を使いながら調査した結果、平成27年末では約559件の空き家があったという状況で、空き家については傾向から見ると年々ふえている状況にあるかと思えます。ただ、全体の戸数としてどうなのかという割合は、先ほど申し上げたような約4%ぐらいの空き家率ということになるかと思えます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 4%の空き家率は全てと考えていいんですよね。総住宅数に対する全ての空き家の率、特定空き家というのも全部含めて。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 世帯数全体で割っておりますので、一つの参考値としてお考えいただければと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 山形県の平均パーセントと比べても、4%と言われるとちょっとまだ安心してしまうような感覚が出てきてしまうんですが、空き家率の把握というのは私はとても大事だと思っているんですね。それがなぜなのかといいますと、やっぱり不動産学会の報告によってしまうんですが、ドイツの実例の研究だと、空き家率が30%を超えると、30%はまだまだ先かと思うんですが、人の住むまちとして成

立しなくなるという発表があります。人手がもちろんなくなって税収も減って、上下水道や電気供給などの公共的なサービスの効率が全く悪くなり、その結果、治安が悪化して犯罪率がふえたと、都市の破綻につながるということが実証から出ています。ドイツは東西のベルリンの問題もあったので、そういった空き家率の状況が先進地として研究されているのだと思うんですが、ただ、今4%ですが、先どんどん。北辰地域のあるエリアに行っても、「ことしも1人出ていくんだわあ」なんていう話を聞くと、高齢化率を考えるとあつという間にまちが縮小していくんじゃないかと、手に負えなくなっていくんじゃないかというような懸念がありますので、空き家率の状況などもちゃんと経年で出させていただき、公表していただけたら業界にしても助かるかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 現在の調査を踏まえまして、今後そのような形で対応させていただきたいというふうに思います。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) よろしく願いいたします。

次に、先ほど空き家への窓口として、空き家バンクなどは都市整備課、そして危険空き家、特定空き家とかの対応に関しては環境課、あと空き店舗の活用などにしたら商工観光課、定住や移住には総合政策課というふうに窓口、セクションが分かれていると思うんですが、庁舎内で部署横断して空き家に対して相談できるような形というのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 議員おっしゃるように今現在、空き家の利活用については都市整備課、危険空き家の対策につきましては環境課というふうに2つの大きな柱でもって取り組んでいるところですが、総合政策課としても定住促進、まちづくりの観点からかかわっておりますので、こちらのほう、現在も庁内的な検討委員会の開催に当たりましては総合政策課が主体となって開催させていただいております。

やはりまちの再生という意味でも、空き家対策というのは今後の定住促進の一つの柱となってくる可能性がございますので、新たなプロジェクトを起こすかどうかというのはこれからの検討課題になりますけれども、体制整備とあわせて今後考えてまいりたいと思います。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) 先ほどリノベーション

まちづくりというところに触れたんですが、民間の若い方たちが本当にこのままではということで立ち上がった姿を見て本当にすごいなと思って、ただ、宅建の業法とかそういったものとかかかわっているいろいろな部分で、抵触しないようにという言い方は変ですけども、自分も専門家なので、その観点からちゃんと若い人たちと意見交換などもできたらいいなとは思っています。

その中で、そういった動きが起きてくると、それを支援する形として庁舎内でさまざまな連携ができていただかないとなかなか進まなくなってくるかなと。北九州市の産業局の課長とお話をして、そういった適切なお話もいただけたものですから、部署横断という、横串を刺すという言い方がありますけれども、その形ができていかないとなかなか民間の方たちの動きを促進してあげられないという現状が出てくるという話でしたので、ぜひ体制のほうをつくっていただけたらなと思っております。

あと、空き家バンクについて伺わせていただきます。今現在どのような状況であるか、お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 空き家所有者と中古住宅を利用したい方のマッチングということで空き家バンクを創設させてもらったわけです。全空き家数の約1割ぐらいについて登録に向けての調査なり返答をいただいたというところであり、その中で実際に診断をして、インスペクションしまして登録をさせていただいているのが現在16件ということになっております。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 開設してから今16件載せられていて、月の相談なりの回数ってどのようなんでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 月ごとの集計というのは今この場ではお話しできないんですが、平成28年、29年という形で受け付けをしたわけですが、初年度において15件で、29年度に至って1件というふうな形で、年度分けとしては今のよう数字になっております。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 開設しただけで、将来的にこうなっていくんじゃないかという想像とかシミュレーションというのはなかなか難しいとは思いますが、開設して1年くらいで何か課題があったらお聞かせください。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほどの16件中、実際に契約が成立したのが2件ございます。

いずれにしても、中古住宅に対する適正

な評価というのが売り手側といたしますか、買い手側にとって特に重要視されるのではないかと、いうふうに思っております。そういう意味で、昨年度から住宅診断というふうなもの、それからそれを実施できる人間の育成にも努めてまいったわけでございます。

いずれにしても、今言いました中古住宅の評価という部分について、市がそこに入りまして、適正な価格なり適正な評価というものについてのアドバイス、指導ができればというふうに考えております。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） インспекターの設置も積極的に補助金をいただいて、ふやしていただいている、新庄市の方だけじゃなく、最上町の知り合いの方なんか、行政が違うんですけども、インспекターの質なんか相談、質問してきたりしていたので、ますますこの取り組みを強化していただけたらなと思っております。

1つ要望があるんですが、ホームページに入ってクリックさせていただいて空き家バンクを見ると、ちょっと魅力に欠けるページになっていると思うんですが、いかがでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 やはり空き家に対しては現状がどうあるのかというふうなことで、まず現状を知っていただくということが必要なんだろうというふうに思っております。先ほどのお話がありましたように、それをどのような形でリノベーションするか、直していくかということにつきましては、お買い求めいただいた方の中でその辺は考えていただくということで、まずは現状を正確に御理解いただくということで、あろうというふうに思っております。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 済みません、時間がなくなってしまう。

空き家バンクの活用で、この事例がいいなど思ったのが岡山県の尾道市の空き家バンクです。尾道空き家再生プロジェクトという……。

ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 午後より、大場代表監査委員が都合により欠席しております。

それでは、休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党の一員として一般質問を申し上げます。

初めに、北朝鮮のミサイル発射に対し、一時アメリカが先制攻撃か日本が支援するかという事態となりました。戦争となれば、日本・韓国・北朝鮮で数百万人の死者が出る、朝鮮戦争以上のおびただしい犠牲が生まれることは明らかです。誰もそれは望んでいません。戦争では、北朝鮮の問題解決はできません。北朝鮮の核開発の暴走をやめさせるには、国際社会が一致して経済制裁などの強い抗議の姿勢を示し、6カ国協議などの話し合いを持つことが大切です。

同時に、核兵器全面禁止の国際条約を結ぶことが、北朝鮮にも核兵器の放棄を迫る説得力を持つこととなります。戦争放棄、戦力は持たないとした平和憲法、憲法9条を持つ日本こそ、

戦争ではなく9条を生かした平和外交で北朝鮮の暴走をとめるべきです。変えるべきは憲法ではありません。憲法を壊そうとする安倍政権こそかえるべきだと思います。

質問に入りますが、まず第1番は、医療と介護保険問題についてです。

①として、来年度からの国民健康保険の都道府県化による税額決定の今後の日程についてお聞きします。県の標準税額決定の日程や市の税額決定の日程はいつになるのかということをお聞きします。

県に、標準税額が今より大幅引き上げとならぬよう強く求めるべきではないでしょうか。また、市独自の繰り入れで引き下げ、また現在25%という国庫負担の大幅増額を要請すべきではないでしょうか。

②として、2025年度の入院ベッド増減計画によれば、山形県はマイナス2,724床で、率にして22.7%も削減されるとのことです。これでは入院ができにくくなり、重症化を招くのではないのでしょうか。県内一の医師不足しているこの地域で命を守るため、県立新庄病院及び最上地域のベッド数は減らさないように県に要請すべきではないでしょうか。

③として、本市の介護保険料は前期比で14.7%も上がりました。高齢者にとっては負担の限界を超えています。黒字分の準備基金などを活用し引き下げたほうがよいのではないのでしょうか。

④として、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護を介護保険から外し、市で行う総合事業が始まりました。介護が必要な方へのサービスやリハビリは、高齢者の生活の能力を維持するため継続が必要なものです。本当に自立できるようになった方が卒業となる場合は、おめでたいことであり、感謝されることになるわけですが、本当に自立できているわけではない場合には、無理やり卒業は問題ではないのでしょうか。

卒業を強制すべきではないと考えますが、いかがですか。

また、新規利用者も更新者も、要介護認定を受けないように誘導するようなことが起きていないでしょうか。もしあるとしたら問題ではないでしょうか。必要な介護が受けられるようにすべきではないか、お聞きいたします。

2つ目の大きな質問は、すべての子供の発達を保障するためにです。

①として、働きながらの子育てを支援していくために、産休明けからの保育の実施や、認可保育所増設のために土地代の補助、固定資産税の免除などで支援してはどうでしょうか。

②として、公立保育所の施設についてですが、敷地が狭過ぎて子供たちが伸び伸びと活動しにくいところがあります。例えば太鼓の練習を始めると途端に隣から「やかましい」と苦情の電話が入って活動ストップということになったりしているところがあります。これは隣に市有地があるわけですから、そこに移転させ、広々と使わせて保育を充実させる考えはないでしょうか。

また、子供の人数が多いのに洗濯機が1つしかない、浄化槽が逆流して悪臭が出る、窓に網戸がつけられず、夏になっても夕方、窓をあけられないところがあります。こういう設備は早急に改善すべきではないでしょうか。

③として、発達障害と思われる子供がふえております。保育士配置を要望する施設があれば、公立・私立を問わず市独自の保育士の加配が必要ではないでしょうか。また、障害を持つ子のための支援を受けるには障害認定が必要ですが、認定を受けるといところが遠くて、ようやく予約しても半年以上待たされるという状況です。子供が一日でも早く必要な支援を受けられるように、県立新庄病院に上山療育センターの支所が必要ではないでしょうか。市としてこれを要望すべきではないでしょうか。

大きな3つ目の質問は、公契約条例についてです。ここで通告書の文字が間違っていましたので訂正させていただきます。「管制ワーキングプア」の「管制」を正しく訂正させていただきますと思います。

公契約条例の制定は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の向上、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立に大きく道を開こうとする自治体の決意を示す意味を持っています。市の公共工事や業務委託で働く人の低賃金というのは官製ワーキングプアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の劣化や事故を招くことにつながりかねません。そこで、公契約条例を制定すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大きな4つ目の質問ですが、教育勅語は道徳教材としてふさわしくないということについてお聞きします。

教育勅語について、戦後の1948年6月19日に衆議院では排除、参議院では失効をそれぞれ全会一致で決議し、勅語を教育で肯定的に使用しないことをかたく決め、今日まで守ってきました。教育勅語は、基本的人権、憲法と相入れないという認識からでした。

教育勅語は、天皇が主人となり、その臣民に道徳を与えるというやり方であり、いざとなれば天皇国家に身をささげよ、全ての徳目は天皇国家のためにあるという内容になっております。これは独裁国家のものであり、国民主権の民主主義社会とは相入れないものです。

教育勅語は、戦前、日本国民の道徳と教育を支配し、人々を戦争に駆り立てたものです。教育勅語は戦争する国づくりの一環でした。

そこで、安倍政権が3月に学校での教育勅語の使用を容認する答弁をしましたが、本市としてはどうお考えになっているかお聞きします。

また、本市の学校教育で、教育勅語を道徳教

材として使用しないとここで明言すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、国民健康保険制度の県単位化についての御質問であります。国民健康保険制度については、持続可能な医療保険制度を構築するため、改正国民健康保険法が平成27年5月に成立し、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の主体として中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度の安定化を図るとされたところであります。

保険税率の決定に当たっては、県から示される納付金額をもとに税率を試算し決定することになりますが、この納付金額については、今年8月ごろに県と市町村間において実質的な調整に入る予定となっております。

また、納付金額の確定時期は、国の納付金額算定方式の決定が12月末のため、30年1月と予定されています。その後、新庄市国民健康保険運営協議会、産業厚生常任委員会、全員協議会を開催し、税率改正に向け協議を図ってまいります。県から示されているスケジュールに余裕がなく、厳しい日程編成となりますが、3月議会において条例改正、予算審議をお諮りしたいと考えております。

県における納付金額の算定は、市町村の医療給付費等を推計し、医療費水準、所得水準を反映させて算出されます。今後の調整の場において市町村の実態に沿った納付金額となるよう求めてまいります。国民健康保険の県単位化は平成30年度からスタートすることは決まっているものの、納付金額から算定される国民健康保険税の必要額は不透明であり、独自の繰り入れは

慎重に対応していきたいと考えております。

国庫負担の大幅増額などの財政支援については、県単位化へ移行することにより、国の財政支援は増加となりますが、さらなる財政支援を市長会などを通して要望してまいりたいと考えております。

次に、地域医療に関する要望であります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、国では平成26年6月に医療介護総合確保推進法が制定されました。山形県では平成28年9月に、病床機能の分化・連携、在宅医療の拡充、人材の確保・育成を施策とした山形県地域医療構想が策定され、今後は構想区域ごとに地域医療構想調整会議において取り組みを進めていくことになっています。

最上構想区域では、県立新庄病院の改築整備に際した区域内の連携、機能分担や病床規模を含め検討することとされており、現在の許可病床数891床から、人口減少等により2025年の必要病床数が574床見込まれております。

地域における医師などの医療従事者の確保は喫緊の課題であり、今後とも地域で必要な医療を受けることができ、二次医療の基幹病院である県立新庄病院における地域完結型医療、高度専門医療、救急救命医療の充実と地域内医療の連携が推進されるように機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

次に、介護保険料についての御質問ですが、現在の介護保険料の算定につきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間で行う介護保険事業に必要な費用を算出し、それを賄うための経費として必要な保険料を徴収する仕組みとなっております。

当市の介護保険料は、前回と比べて、所得の低い階層の段階を新たに設け負担の軽減を図っているところであり、前回の8段階設定から1段階追加し9段階の設定となっております。所得水準に応じたきめ細かな保険料の設定となった

り、所得の低い場合には保険料負担も軽くなる仕組みとなっております。

次期介護保険料については、来年3月までに第7期介護保険事業計画を策定し、この中で平成30年度から平成32年度までの介護保険料が決定することとなります。

介護保険料は、日常生活圏域ニーズ調査や今後の高齢化率、介護認定率などを分析しながら、介護保険事業に要する費用の見込み額をもって算定されますが、今後の高齢者健康福祉計画推進委員会において今期介護保険事業計画の評価を行いながら、当市が現在積み立てている介護給付準備基金の取り崩し額も含め検討を図ってまいります。

介護保険における日常生活支援総合事業についての御質問ですが、同事業につきましては、要支援者の多様な生活支援ニーズへの対応と、本人の能力を最大限生かしつつ自立を支援することが最大の目的であります。サービスの利用により要支援状態が改善されるよう、定期的な評価と利用者の意向も含めプランの見直しを行い、必要なサービスを提供するものであります。

本年4月より開始しました総合事業の通所型サービスの一つとして、新たに機能向上訓練事業を設けております。3カ月の集中訓練を基本とし、訓練の成果を見て必要と判断した場合はさらに3カ月間延長し、訓練終了以降においてもフォローアップできる体制を取り組んでおり、無理やりの卒業は考えておりません。

また、総合事業の開始により、従来の要介護、要支援の認定方法に加え、基本チェックリストによる対象者の決定が導入されました。新規申請者につきましては、本人の状態や希望するサービスなど十分な聞き取りを行い、申請者の意向も確認した上で要介護認定の申請や基本チェックリストによる事業対象者申請を進めております。更新申請の場合は、更新手続の案内に認

定申請方法の文書を同封し、担当のケアマネジャーや窓口サービス利用者と相談の上、いずれかの方法で申請をいただいております。

今年度は総合事業への移行年度であり、制度の内容や利用手続については今後とも十分に周知を図ってまいります。

子供たちの発達を保障することについてありますが、全ての子供の発達を保障することについての御質問のうち、初めに、産休明けからの保育の実施と、認可保育所増設のための土地代の補助、固定資産税の免除についてお答えさせていただきます。

平成28年度から新制度に移行した小規模保育事業所5所につきましては、保護者のニーズに応じた保育サービスを実施いただき、産休明けからの受け入れも行っていただいております。

認可保育所が生後8カ月からの保育を行っていることにつきましては、2カ月から保育を行っている小規模保育所の受け入れ人数との兼ね合いなどもあるため、見直しについては慎重に検討していく必要があると考えております。

また、本市では、認可外保育所から認可保育所への移行のための増設・新設などのための補助は現在行っておりませんが、新制度へ移行した保育施設には給付費として、建物が自己所有である場合は減価償却費加算、賃貸物件である場合には賃借料加算として保育に要する経費を支弁しております。

また、固定資産税につきましては、地方税法の規定により、民間立保育所、認定こども園、小規模保育事業等においては非課税措置となっております。

なお、今年度は平成27年度に策定しました新庄市子ども・子育て支援事業計画の中間評価と適切な基盤整備を行うために計画の見直しを行います。多様化する保育ニーズと保育の質の向上を目指してさらなる子育て支援に努めてまいります。

公立保育所の施設についてであります。中部保育所は昭和57年建築、泉田保育所は昭和51年建築と2所ともに建築後30年以上経過しており、施設などの老朽化が進んでおります。

今後の対応といたしましては、平成29年3月に策定しました新庄市公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を策定する予定でございますので、その中で検討を進めてまいります。

また、保育所の移転箇所については、影響を考慮しながら総合的に検討を進めることが必要ではないかと考えております。

次に、泉田保育所の浄化槽については、既設浄化槽への排水困難により詰まり及び悪臭の発生、浄化槽本体の機能低下もありまして、現在緊急の修繕を実施しており、7月末に改修が終了する予定でございます。

また、他の設備につきましては、児童の安全性確保や保育環境の維持、向上を図るため、適時適切な修繕の実施及び必要な物品の購入などで対応していきたいと考えております。

次に、発達障害あるいは発達が気になる児童に対する保育士の配置に関してですが、御指摘のとおり、当市の2つの市立保育所におきましては、中部保育所においては4名、泉田保育所におきましては2名の障害担当の保育士を配置しております。

また、平成27年度からスタートいたしました子ども・子育て支援制度によって、保育定員19名以下の保育事業を行っている民間立小規模保育事業所では、障害児の保育を行うために保育士を加配した施設には、その保育士についての経費が運営費に加算される仕組みとなっており、国・県・市がそれぞれ一定割合の財源支援を行っております。

一方、民間立保育所につきましては、現在、運営費の加算対象とはなっておりませんが、そうした児童の入所申し込みの希望があった場合の受け入れについては、該当保育所と十分に検

討して受け入れを行っております。

また、県立こども医療療育センターは、児童の発達支援に生かすための発達検査と診断を行っている施設であり、初診は市町村が窓口となっております。当該センターは上山市と鶴岡市にあり、距離的に遠いこと、また診断に時間がかかるなど、新庄最上から通院するには不便な状況にあります。新築移転が決定いたしました県立新庄病院の中にその機能が備えられるよう、関係課あるいは最上郡内の各町村とも連携しながら必要な要望を行ってまいります。

公契約条例の制定についての質問ですが、自治体が発注する工事や委託業務に従事する労働者の適正な労働条件等を確保する労働条項などを条例で定めたものが公契約条例であり、平成21年9月に千葉県野田市で初めて制定されて以来、全国で30ほど制定しておりますが、自治体全体ではまだ少ないのが現状です。

雇用契約に係る業務の質や労働環境の確保及び向上を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するという目的は理解できるところであります。しかしながら、本市の公共工事や業務委託の発注に当たっては、賃金、就労時間などの労働基準の遵守を基本にしており、これまで不正な労働条件に関する情報は寄せられておりませんので、現在のところ公契約条例制定についての考えはございません。

教育基本法については、教育長より答弁させていただきますので、壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 教育勅語についてお答えします。

教育基本法は1947年に公布、施行され、教育の基本に据えられました。1948年、衆議院で教育勅語の排除に関する決議、そして参議院で教育勅語等の失効確認に関する決議が行われたことも承知しております。

しかしながら、教育勅語の取り扱いについて、安倍内閣は3月の閣議で、憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されないとの答弁書を閣議決定しました。その後、松野文部科学大臣は、道徳の教材として使うことを否定せず、一義的に教員、学校長の権限と説明しています。

本市としては、昨日、小嶋市議の質問にもお答えいたしました。教育勅語そのものは既に法制上の効力は喪失しており、我が国の教育の唯一の根本となるのは教育基本法になります。憲法や教育基本法、あるいは学習指導要領に反しない形で教材として用いることまでは否定しません。御理解願いたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 再質問いたします。

1の①の国保税の県単位化による税額決定についてなんですけれども、ほかの県の状況を見ますと、ほぼこのような形でこのぐらいというふうに市町村に示されている例が出ております。それによりますと、所得の低い方に現在よりも増税になるような内容で、所得の高いほうになると軽減されるのかなというような、そういう内容になっている県が出ております。そういう意味で、市でも収入区分ごとの国保税の見通しがどうなるのか、低所得者ほど負担が重くなっていくのではないかと心配されるんですが、そういう見通しなどはどうですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 県がこれから市町村に示します標準保険税率につきましては、それぞれの市町村の納付金額をもとに県が算定する形となっておりますが、その基礎となるそれぞれの市町村の納付金額はまだ決定、確定になっていないところでございます。

県が示します標準税率、標準保険税率につき

ましては、市町村の納付金額をもとにそれぞれの市町村の国民健康保険の加入者数を勘案し、所得割、均等割、平等割の3方式による形での税率を算定するところがございますけれども、あくまでそれは県内市町村同士の比較を可能とするための目安となっているところでございます。実際のそれぞれの市町村の保険税率については、地域の実情に応じて市町村が定めることになっておるところでございます。新庄市の税率につきましても、今後県から示されます納付金額をもとに、納付金額が確定した段階で協議、検討してまいりたいと考えておるところです。

ただいまありました低所得者の方の部分でございますが、現行でも低所得者の方については最大7割の軽減措置、あるいは失業なされた方についても減額措置等を行っておりますが、この部分については、県への制度移行後も継続して行うような形となっておりますところでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） くれぐれもなるべく早く市民の皆さんにどうか議会に示していただきながら、国保税が上からないように、できれば少しでも負担軽減になるように努めていただきたいと思います。

次に、1の②のことですが、先ほど新庄最上は現在891床が2025年は574床にということで、人口減少に比例してというふうにやっているようです。しかし、人口は減っても65歳以上の人数は減らないし、むしろふえるというふうに見ております。そうなりますと、入院ベッドは減らしてはいけないのではないのでしょうか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 県のほうで発表されました山形県地域医療構想の中の数字でございますが、ただいま議員よりありました891床が、2025年

については必要病床数を574床と想定している
ということの部分ですが、確かにただいま議員
のほうでおっしゃっていただいたように、65歳
から74歳の人口につきましてはその構想の中
でも最上区域の将来人口の推計については109%
ということで、その部分の人口は伸びるとい
うことで推計しているところですが、75歳以上の人口
についても2015年と2025年の比較では99%と
いうことで、ほぼ同じという形で推計している
ところですが、県の構想の中でも、団塊の世代が
2025年には75歳以上の後期高齢者になりますの
で、その部分での医療や介護については大きな
ニーズが見込まれるということで、その部分の
病床数は必要だということで見込んでおります
が、64歳以下の人口の減少がかなり大きいと。
その部分での医療需要がかなり減少するという
ことで、トータル、全体で考えますと、人口減
少による入院患者の減少、医療ニーズが減少す
るということを踏まえて、先ほど申し上げた
891床が574床へ、割合で36%ほど減少するとい
うような形で構想の中では見込んでおるところ
でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 地域医療計画では、在
宅医療や介護サービスの具体的な整備方針、計
画は示されているのでしょうか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 構想の中では、県内4区域ご
ざいますが、それぞれの区域内での医療機関の
役割分担、病床機能の分担・連携、区域間の広
域的な連携の強化、あと、ただいまございました
在宅医療の拡充、介護との連携、医療従事者
の人材確保・育成ということで、項目立てで構
想の柱立てはなっている部分ではございますが、
具体的な今後の取り組みについては、それぞれ
で今後検討委員会を策定して、その中で取り組

んでいくという形となっているようでございま
す。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） つまり大幅な36%もの
入院ベッド数は減らされる、それだけは決まっ
ていると。しかし、それを受けての在宅医療や
介護サービスの具体的な整備方針、計画はほと
んど何もないという状況ではないでしょうか。

介護施設では重症化した高齢者が今でもふえ
ており、対応が困難になっています。特別養
老人ホームでは入所待機者が多くて、重症化
した人を簡単に受け入れることはできないと、こ
ういう状況になっていますが、そういう状況
を見たときに、このような退院後の受け皿がな
いままベッド削減となれば、必要な医療や十分
なケアが受けられない医療難民・介護難民が
この最上地域で、新庄で続出するのではないか
と思われるんですが、そのことについての認識
はどうでしょうか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 先ほどの私の答弁が説明不足
だった部分がありました。

在宅医療の部分では、その中で項目立てにな
っているようでございました。

まず、1点目としまして、在宅療養への円滑
な移行ということで、医療・介護関係者の連携
を強化するとともに、病院における退院支援の
充実や退院後の診療所、訪問看護、介護施設に
おける受け入れ態勢の整備を図っていくことが
まず1点目となっております。

2点目としまして、日常の療養生活の支援と
いうことで、区域の医療・介護関係者との連携
を強化し、在宅医療提供体制を確保・充実させ
るとともに、介護支援専門員、ケアマネジャー
等の在宅医療や訪問看護への理解を一層深めて
いくという形になっております。

あと、訪問看護サービス、訪問看護ステーション設置運営のための強化を図っていく。

大きなところでは、在宅療養後方支援病院地域包括ケア病棟・病床を持つ病院が不足しているので、その対策を図っていく。

その他、リハビリテーション関連施設の強化を図っていく等々の記載、項目立てがなっているようでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 健康課長の最初の答で、65歳以上74歳までの人口が109%、75歳以上は99%ということで、ここが一番臨床医療にかかり入院する患者が多くなる層なんです、年齢なんです。若い方々はそんなにいっぱい入院しなくてもいい人がいるわけで、一番入院する可能性が多い高齢者。そしてまた若い人が減っているわけですから、うちで介護をしてくれそうな、医療を手助けしてくれるような家族もないかもしれない。非常に貧しい状況になっている。高齢者だけで住んでいる人が多くなる。こういう中で、まともに入院できずに追い出されることになってしまう。特別養護老人ホームに入れない。こういうことが待っている中で、36%も入院ベッドを減らされるというのは、私たち地域住民にとって早く死ぬと言われるような気がするんですが、こういう数字は許せないというふうに健康課長としては言っていく必要があると思うんですが、どうですか。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 県の構想で上がったベッド数、病床数については、今後の2025年度の患者動向や入院患者数を推計した上での必要病床数の算出、算定となっているということで理解しているところでございますが、やはり県立新庄病院の病床数については、最上地域唯一の基幹病院でありますので、その部分では今後も、県立新

庄病院だけではないんですけども、地域にとって必要な医療が確保されるような病床数、必要な医療が確保できるような形では要望してまいりたいと考えておるところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひお願いします。住民の命だと思って真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、介護保険のほうなんですけれども、来年度改正に当たって引き上げを抑えるべきではないかと思うんです。新特養ホームの定員減など、給付予算を下回っているんじゃないでしょうか。準備基金もあるのではないのでしょうか。さらに国の国庫負担を社会保障財源確保の立場に改めることを要請すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険給付費準備基金の現在高は、今のところ2億8,700万円ほどになります。次期保険料を算定するに当たりまして準備基金を取り崩す方向で検討してまいりますけれども、その額については今後の検討となります。

現在、第7期の介護保険計画の策定に向けて準備をしているところでございますけれども、具体的などころでは、介護認定を受けている方、介護をしている方を対象とした在宅介護の実態調査、あるいは一般高齢者の生活状況について調査しております日常生活圏域のニーズ調査、高齢者の増加が見込まれますのでそういった中での利用者の見込み、あと介護保険施設関係の今後の整備状況、そういったもろもろの角度から分析しまして今後の保険料を算定してまいりたいというふうに思いますけれども、具体的な

計画につきましては、今後、開催します高齢者健康福祉計画推進委員会の中で検討してまいりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 介護を受けている高齢者が、高齢になってこんなにつらい世の中になるとは思っていなかったと泣かんばかりにして私に訴えてくださいました。年金が下がり、介護のいろいろな負担が上がり、体もきかない中でどうやって暮らしていくのかという、その不安でいっぱい、そんな声がありました。そういった年金で暮らされる介護を受けている多くの方への思いに立って、抑制、保険料引き上げをしないように、下げる方向になるように頑張っていたきたいと思います。

次に、大きな2番の子供の発達を保障するというので、途中入所の0歳から3歳未満児の待機児童となる子が毎年出ています。受け入れてくださるのは現在、多くが認可外保育所です。認可外保育所を市ではなくす方向と聞いておりますが、親は預けられるところがなくなれば働けませんし、安心して子供を産むこともできなくなります。認可保育所をふやす立場に立ち、産休明けから受け入れ、一番負担の大きい土地の確保についても支援すべきではないかと思っております。

東京都では、都の土地を提供して認可保育所を5万3,000人分、4年間でふやしてきたと聞いています。新庄市でもそういうふうに認可保育所ということでやっていくべきでないかと思っておりますが、どうでしょうか。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 たい

まの御質問についてお答えいたします。

先ほど市長のほうからも答弁ございましたように、新制度に移行した場合ということで、認可保育所へ移行した場合は、建物が自己所有である場合は減価償却費加算、また賃貸物件である場合は家賃相当分の加算をしておるところでございます。そういうことで、今のところはその線に沿って進めていくというようなことで考えてございます。

また、新たにハード整備をするような場合においても、国・県の支援などのメニューも適用させながら、認可保育所を設立する事業者と十分打ち合わせをしながら対応させていただきたいというふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 公立保育所のことについてです。公立保育所の浄化槽については7月まで改修終了ということでありがたいと今思ったところです。

網戸、それから洗濯機が1つ、これは直すべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 一般的な施設の管理という部分でお答えしたいと思いますけれども、市内の公立保育所2所、中部保育所と泉田保育所であります。その2所につきましては、いずれも昭和50年代に建築されたものでございますのでかなり老朽化が進んでございます。そういった中で快適な保育環境を提供するというようなことから、これまでも施設の修繕、それから必要な備品の購入などを行ってきたところでございます。

ただ、今、網戸というふうなことで具体例を出されたわけですが、なかなか物理的に

修繕が難しいというふうなこともございまして、その部分についてはほかの何らかの工夫で、クーラーなんかも設置しておりますので、そういったものでやっていかざるを得ないんだろうなということで今のところは考えております。

また、備品についても、子育て推進課のほうといたしましては計画的に緊急性の高いもの、それから必要性の高いものを優先しながら、財源のほうも限られているわけですので、そういったものを十分検討しながら更新をしていくというふうなことでございます。

あと、浄化槽のことも出たんですけれども、トイレがうまく機能しなくなったということで、地域の方からも大変御心配いただきまして、予備費を充用しまして対応させていただいているところでございますので、あわせてよろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 備品の洗濯機という点では、おむつを使うような子供がたくさんいる保育所でもあります。ということは、しょっちゅう汚していることは目に見えるわけでありまして、それを何十人もいるところにたった一つというのは余りにもひどいんじゃないかなと改めて私は思っておりますので、それは最優先にお願いしたいと。要望です。

次に、4番目の教育勅語についてです。

教育長は、憲法、教育基本法、学習指導要領に反しない限り教材としてと、そういうふうにおっしゃっていましたが、はっきり言って憲法とは相入れないという御認識がないのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。衆議院の排除決議などはごらんになっているかと思いますが、その中で、これらの詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残すものとなるというふう

に衆議院の排除決議で言うております。

日本というのは国民主権の国だというふうに憲法で一番大事な点として載っているわけです。ところが教育勅語は、ここにあるように主権在君なんです。そして天皇が主人になり国民は臣民。そういう立場からの道徳であり、一旦緩急あれば、いろいろないいことを言っても全部投げ出して天皇国家のためにはせ参じて命を投げ出せという、これが教育勅語なんです。これが国民主権と一致するんでしょうか。どうですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 教育勅語につきましては、先ほど教育長答弁でもあったとおり、既に法制上の効力は失っているということでございます。

散 会

小野周一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたしましたので参会いたします。

今回は6月20日火曜日、午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いします。

大変御苦勞さまでございました。

午後1時50分 散会

平成29年6月定例会会議録（第4号）

平成29年6月20日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 職務代理者	伊藤妙子

選挙管理委員会
事務局 局長

亀井 博 人

農業委員会
事務局 局長

三浦 重 実

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 章	総 務 主 査	三 原 恵
主 査	沼 澤 和 也	主 事	小 田 桐 まなみ

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 9 年 6 月 2 0 日 火曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

(総務文教常任委員長報告)

日程第 1 請願第 2 号『テロ等準備罪』法案(「共謀罪」法案)の撤回を求める請願

(産業厚生常任委員長報告)

日程第 2 議案第 5 5 号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 5 6 号平成 2 9 年度新庄市一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 4 議案第 5 7 号平成 2 9 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 5 議案第 5 8 号平成 2 9 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 6 議案第 5 9 号平成 2 9 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程(第 4 号)のほか

日程第 7 議案第 1 号「看護師養成機関調査設置特別委員会の設置」について

開 議

小野周一議長 おはようございます。

選挙管理委員会の矢作委員長が都合により欠席し、伊藤職務代理者が出席しております。

ただいまの出席議員は18名でございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めますが、会議に先立ち、奥山省三君より発言の申し出がありますので、これを許可します。奥山省三君。

10番（奥山省三議員） おはようございます。

6月13日の一般質問の冒頭に、市報の人口推移のことで「1年間」という語句を2回使用しましたが、「12年間」の誤りですので、訂正よろしく願いいたします。以上でございます。

小野周一議長 奥山省三君からありました発言の訂正について、許可いたします。

総務文教常任委員長報告

小野周一議長 日程第1請願第2号『テロ等準備罪』法案（「共謀罪」法案）の撤回を求める請願を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

（奥山省三総務文教常任委員長登壇）

奥山省三総務文教常任委員長 おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、請願第2号『テロ等準備罪』法案（「共謀罪」法案）の

撤回を求める請願1件であります。

審査のため6月14日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと、紹介議員の出席を求め審査を行いました。

審査に入り、委員より、この共謀罪は多くの国民が危惧している。地方の自治体議会から、進め方や中身について不安を持っているといったメッセージを国に向けて発信すべきといった意見が出されました。また、別の委員から、この法案は不完全で、十分な審議がなされていない。もう少し議論を尽くすべきといった意見。また、別の委員より、願意はわかる。今の法律も犯罪に対しての捜査はできる。何でも関与されると国民の生活ががんにがらめになるのではないかといった意見が出されました。別の委員から、この請願はプライバシーに関連した中身になっているが、テロの脅威については触れていない。国民の生命、財産を守るのは国の責務、テロの脅威からどのようにして守るのか。危ないからということでこの法が出てきたといった意見。別の委員から、賛否は当然ある。現在、国会で審議している最中でもあるが、オリンピックなどでの国際的な犯罪を阻止するため、また、未然に防ぐための国会の法案だと思うといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした後、継続審査といった意見も出されましたが、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしく願い申し上げます。

小野周一議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 委員長の報告の中で、紹介議員も呼んだというふうに言ってありましたけれども、私、紹介議員としては説明をさせ

ていただけなかったなという思いがあるんですが、そのところの訂正はどうでしょうか。

それから、審査の中で、テロの脅威からどのようにして国民を守るのか、オリンピックのためという意見があったようですが、この法案の中のどこにテロについて定義があり、テロの脅威からどのように守る条項が書かれているのか話し合ったのでしょうか。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 佐藤悦子議員が紹介議員になっております。それで、委員会で紹介議員を呼ぶことについて皆さんに諮りましたら、紹介議員の説明は必要ないという結果になりました。

それから、テロ等の中身については議論されておりませんので、その点についてはお答えできません。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ということで、残念ながら紹介議員として紹介させていただけなかったというのがとても残念であります。

テロについて、テロの脅威というふうに言葉はあったんですけども、それが法案のどこに定義され、どのように国民を守る新たな対策が盛り込まれているのかについては全く議論がないというお話でした。それは審議不足ではないのでしょうか。審査の中で、テロ等準備罪というふうに名づけたようではありますが、中身は、審査の中でテロ対策については何もないということが明らかになっております。

例えば安倍首相は、ハイジャック事件やサリンなどの毒物テロの事案を挙げて現行法の不備を言い立て、穴を塞ぐ必要があると言いました。しかし、ハイジャック犯などについては、ハイジャックの共謀に基づき、航空券を予約する行為は予備罪として処罰できるとする法務省の見

解が国会質疑で明らかになっています。また、飛行機に爆発物や武器を持ち込む行為は、爆発物取締罰則の共謀罪や凶器準備集合罪で対処できます。国会でそう指摘されると、政府はまともに答えられませんでした。

そういう意味で、常任委員会の審査では、テロの脅威というふうにおっしゃったけれども、この法律の中でテロ対策にしなければならない必要なものが何もないまま、ただテロ対策になるようなことを言って国民の不安をあおり、強行採決に至ったような気がしますし、テロ対策には何もないという中身が国会審議で明らかになったことなどは審議されなかったんですか。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 委員の中には、今国会で衆議院を通して審議をしている、そういう中でのこれからのオリンピックとかそういうのでテロを防ぐという意味で国のほうでは法案を出したという意見を言った方もおりますし、そのほかには、共謀罪というのは国民の間でもいろいろ話題になっていることは皆さんが承知だ。やはり国民が危惧するというふうにする意見もありましたし、そのほかにもまた、テロを含む組織犯罪を未然に防止する国際的な組織・犯罪の防止に関する国際連合条約の締結のため必要であると、そういうような意見も出ておりますけれども、ただいま佐藤議員がおっしゃいました点につきましては議論されなかったというか、以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 例えば今、国際組織犯罪防止条約ですか、これをするためにこの法律が必要だと政府が言っているという意見があったということですが、国際組織犯罪防止条約の批准のためというふうなことについては、これはこの条約そのものはマフィアなどの経済犯罪

に対応するためのものであり、テロ対策の条約ではないということは国会なんかで話になっていますが、そういった話はなかったんでしょうか。そしてテロリズムは本条約の対象とすべきではないと、日本政府がこの条約の起草の段階で国連で主張しております。ということは、政府自身が国際組織犯罪防止条約の批准のためと言っておきながら、この条約そのものがテロリズムとは関係ないものなんだということを政府自身が条約の話し合いのときに言っていたんです。ですから、これを理由にしてこの条約を結ぶためにはこの共謀罪法が必要なんだというのは、わかっていながらうそをついているといえますか、欺いているというか、そういう内容だったということが国会でも明らかになっていますが、そういった話はなかったのかということをもう一回お聞きしたい。

それから、オリンピックのため、オリンピックの安全のためという言葉もありました。しかし、よく考えていただきたいんです。オリンピックの安全のためというならば、イラク戦争などの対テロ戦争に協力したことによって日本として根本的に反省すべきではないでしょうか。憲法9条の精神を貫く平和国家として、世界の信頼を得ることにこそ力を注ぐことがオリンピックの安全につながる、テロなどが日本で起きないようにできる根本的なことだろうと思います。そのためには、やはり前に通ってしまった安保法制、戦争法を廃止して、一般民衆を犠牲にする空爆などの軍事作戦への参加や派兵を拒否することが日本の安全、テロに巻き込まれない第一だと思うんです。

そして、国連を中心に国連憲章、国際法、国際人道法、基本的人権と両立する法の裁きを下すことを基本に据えてテロ組織への資金・武器・人の流れを絶つための国際的な協力を進めることこそ求められると思います。

また、貧困を削減し、教育の改善や地域紛争

の平和的解決など、テロが生まれる根源を取り除くこと、異なる文明間の対話と共存の関係を確立することがテロに巻き込まれないというか、テロをなくす根本的なことなんでないかと思います。

日本は、戦争法などを進めることではなくて、そういう平和の立場でやるのが、テロに巻き込まれない根本なんじゃないかと思うんですが、そういった議論はなかったんでしょうか。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 佐藤議員いろいろおっしゃいましたけれども、そのような意見はありませんでした。

それから、佐藤議員も傍聴されていたもので、大体のことはわかると思いますので、以上です。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

9 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小野周一議長 遠藤敏信君。

9 番（遠藤敏信議員） 委員会の模様、委員長報告によって聞いたわけですけども、テロ等準備罪というふうな名称がついておるわけですけども、この共謀罪が通ることによって監視社会が訪れると危惧されるというふうなことなどの議論はなかったんですか。非常に昔の治安維持法にも通ずるような監視社会が強化されることに対する不安、そういうふうなことの議論はなかったのか、伺います。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 今言った監視社会についての発言はありませんでした。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。賛成、反対。

1 番（佐藤悦子議員） 賛成。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 『テロ等準備罪』（「共謀罪」法案）の撤回を求める請願に賛成討論を行います。

理由は、国会で十分に審議が尽くされないまま強行採決されました。共謀罪法は撤回すべきという市民の声を市議会として関係機関に示すべきであると思います。

共謀罪法の最大の問題は、何を考え、何を合意したかが処罰の対象となる、心の中、内心を処罰するということです。それは具体的な行為があつて初めて処罰するという刑法の大原則を根本から覆すものです。思想や内心の自由を侵してはならないと定めている憲法19条に反する違憲立法にはほかなりません。政府は共謀罪法をこり押しするために国民を欺くうそを幾つも重ねてきました。

1 つは、テロ対策だといううそです。政府は、国際組織犯罪防止条約の批准のためと言いますが、この条約はマフィアなどの経済犯罪に対応するためのものであり、テロ対策の条約ではありません。そのことは、この条約を締結するための国連立法ガイドを作成したニコス・バッサス教授が、条約の目的はテロ対策ではないと断言していることから明らかです。大体、日本政府自身が条約の起草過程で「テロリズムは本条約の対象とすべきではない」と主張していたのです。つまり、わかっていながら国民を欺いているのです。

もう一つは、一般人は対象にならないといううそです。参議院の審議の中で政府は、環境保護団体や人権擁護団体を隠れみのとした場合には処罰されることがあり得ると言いました。さらに組織犯罪集団の構成員でない周辺者が処罰

されることがあり得ると言いました。しかし、隠れみのかどうか、周辺者かどうかを判断するのは捜査機関です。どうやって判断するのか。広く一般国民を日常的に監視することになるのではないのでしょうか。

質疑の中で政府は、岐阜県大垣署による市民監視事件、風力発電所に反対する市民運動を監視し、情報を中部電力に流していた事件について謝罪も反省もせず、適正だったと開き直っています。既に行われている市民監視を適正と開き直る政府が、一般人は対象にならないと言っても誰が信用するのでしょうか。

5月18日、国連人権理事会が任命したジョセフ・ケナタッチ氏から、共謀罪法案がプライバシー権や表現の自由への過度の制限になると強く懸念する書簡が安倍総理に届けられました。ところが日本政府はそれには一切答えず、強く抗議するという問答無用の態度をとりました。日本政府は、国連人権理事会の理事国に立候補した際に、特別報告者との建設的な対話を公約したはずですが、その国際公約をほごにしてはばからない安倍政権の態度は、日本国民として恥ずかしいものというほかないと思います。

共謀罪法をめぐって、かつての治安維持法の再来になるとの危惧が強く寄せられました。金田法務大臣は治安維持法について、適法に制定され、適法に執行されたと言いました。治安維持法で数十万人が逮捕され、送検だけで7万6,000人、虐殺90人、作家の小林多喜二の虐殺も、哲学者の三木清の獄死も、創価学会初代会長の牧口常三郎の獄死も適法だったのでしょうか。このような政治家らに共謀罪法を与えることは危険過ぎます。国民をうそで欺き、国際社会の批判にも耳をかさず、憲法違反の共謀罪法を強行した安倍政権に日本のかじ取りをする資格はないと思います。速やかに退陣させ、共謀罪を撤回させるべきだと考えます。

以上、賛成討論を終わります。

小野周一議長 ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。
これより採決いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願第2号『テロ等準備罪』法案（「共謀罪」法案）の撤回を求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第2号については原案どおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 それでは締め切ります。
表決の結果は、賛成6名、反対11名でございます。賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

産業厚生常任委員長報告

小野周一議長 日程第2議案第55号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

（佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇）

佐藤卓也産業厚生常任委員長 おはようございます。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

審査のため、6月15日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

議案第55号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、介護保険法施行規則中、主任介護支援専門員の定義改正に伴い、新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する改正を行うものとし、内容について詳細な説明がありました。

審査において委員から、介護支援専門員として5年以上の実務経験があれば主任介護支援専門員の研修を受けて資格を取ることができるのかや、主任介護支援専門員がいると介護報酬がふえるのかなどの質疑がありました。

成人福祉課からは、介護支援専門員の資格を持ち、実務経験が5年以上あれば主任介護支援専門員の研修を受けることができる。また、主任介護支援専門員がいると介護報酬がふえるのかの質疑に対しては、包括支援センターに限ってはそのようなことはないとの説明がありました。

別の委員からは、日本全国の介護支援専門員の試験の合格率は20%台で、5年の実務経験があったとしても簡単に取れるような資格ではな

いとの意見もありました。

採択の結果、議案第55号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託された案件の審査と経過の結果についての報告を終わります。

小野周一議長 ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3議案第56号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第2号)

小野周一議長 次に、日程第3議案第56号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) それでは、12ページになります。一番上の行になりますけれども、7款1項2目から3目にかけてなんですけれども、学生トライアル雇用奨励金について、そして下段になります、インバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金、また下段、新庄フィルムコミッション負担金、新庄市エコロジーガーデン推進事業費、この4点についてお聞きします。

初日にも説明ございましたが、一番上のほうですけれども、トライアル雇用奨励金、去年ですけれども、中学校のほうでたしか2件ほどこのような事業をやったと思うんですけれども、これは同じようなことをやるのか、それともまた新しいことをやるのか、お聞きします。

次に、インバウンド誘致キャンペーンなんですけれども、ことしもこのような誘致キャンペーンをやっております。どのような効果があり、そしてまた、新庄市にこの負担金をすることによってどのような成果があらわれるのかお聞きいたします。

下段になります新庄フィルムコミッション負担金ですけれども、このフィルムコミッションによって新庄市にさまざまな映画が来ております。非常に新庄市の活性化にも役立っておりますので、これも有効に使っていただきたいと思っておりますので、どのような事業を行うかをお聞きいたします。

最後に、下段のエコロジーガーデン推進事業費なんですけれども、これは耐震工事をするという御説明をいただきました。その中においてもどのような方が設計するのかによってかなり変わってくると思います。また、あそこは有形文化財になっておりますので、また市内の方が

少しできないのかなと私は感じておりますけれども、あそこを使うに当たっては非常に神経を使っていただきますので、どのような工事をなさるおつもりなのか。

この4点についてお聞きいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいまの商工観光課の予算について、4点ほど御質問いただきました。

その中でまず第1点目は、学生トライアル雇用奨励金について御説明申し上げます。

ただいま佐藤議員のほうから、新しい事業を始めるんでしょうかというような御質問がありましたけれども、こちらにつきましてはまた新たな施策として新しい事業を始めたいと思いついて提案させていただくものです。

皆さん御存じのように人口減少、少子高齢化社会が進んでいる現在、企業においてはものづくり人材の不足という課題を抱えている現状でございます。特に企業とお話をする中で、大学と地域から外に出た人たちの人材確保をどのようにしたらいいんだろうかというような相談とか要望とかをいただいているところでございます。

そうした中で我々が地域人材の定着と産業活性化の視点で新たな施策の検討というものを続けてきたところでございますけれども、今回提案する制度というのは、地域外へ出ていった新庄市出身の大学生や専門学生と大学生等、夏休みや春休み、大変長期間にわたる休みがあるわけなんですけれども、その休みを利用して地元企業で就労体験をしてもらえれば企業と学生のマッチングの機会の創出になるのではないかなというふうに考えまして、一定の日数以上アルバイト雇用を行った企業に対してそこに奨励金を交付することによって、企業に対し学生とのマッチング機会を醸成する部分の支援を行いたいというものでございます。

特にことしに入りまして、最上総合支庁のほうでも今年度から進学でこの地域を離れた若者の地元回帰を促す仕組みをつくりたいということで、地元企業と県内大学等との連携強化を図る取り組みを行っておりますので、そうしたものと連携して、ぜひとも地域外に行った人たちにうちの企業のほうを体験していただくと、そういったことをお願いしたいと思って提案したところでございます。

2番目に、インバウンド誘致キャンペーン実行委員会の負担金でございますけれども、5月に引き続きまして、地方創生、追加でいただきました。本当にうれしく思っている次第でございます。

この事業につきましては、前回も話してはいますが、我々の情報をいらしやる方に来る前に伝えたいということがありまして、一つは台湾向けテレビ番組の台湾現地での放映という企画をしたところ、こちらのほうを認めていただいていることと、また、新庄まつりの効果ということもありますけれども、新庄まつりツアーの造成や海外からの旅行商品の拡充、そういったものに充てて、ぜひとも新庄を知っていただく、そしてこちらに来て体験していただくといった、そういったものに取り組んで、有効に活用したいと思っております。

3番目に新庄フィルムコミッション、佐藤議員のほうからも大変評価いただきましてありがとうございます。

今、新庄フィルムコミッションはどのような事業をやっているかといいますと、ロケ地の候補に関する情報提供、PR活動のほか、エキストラの手配とか、撮影現場の周辺住民へのいろいろな配慮、お願いとか調整、当然スタッフの宿泊施設、車の手配、食事の手配、そういったものの相談、または撮影するに当たって関係機関、消防とか警察とか県のほうのいろいろな部門に申請をしたりと、そういったことを非常に

やっていたいただいているところでございます。

この事業につきましては、やはり地域振興に資する部分があるのかなということで、このたび地方創生交付金のほうに申請させていただいたところ、採択いただいたということでございます。

個別の映画名を言っていないのかどうかわからないんですが、昨年ですと「赤い雪」という映画で新庄の冬がメインに撮られたということで、約2カ月近くにわたる撮影があったということで、大変長期にわたる宿泊をしていただき、なおかつ新庄市が舞台ということで、映画がこれから公開される運びになっているということで非常にうれしい成果があらわれているところでございます。

フィルムコミッションにおきましては、映画だけでなくCM撮影など、昨年25本の映像撮影に携わっておりますので、この交付金を有効に活用させていただいて、地域のすぐれた映像、それだけでなく地域の人、そういったものを映画やテレビなどで紹介できればいいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、エコロジーガーデンの推進事業費ということで、測量設計業務委託料でいただいたんですけれども、佐藤議員のほうから、地元でもできないのかとありますけれども、我々のほうでもさきのエコロジーガーデンの保存改修計画で説明したように、専門的な部署がどうしてもあるものですから、基本設計と実施設計に分けたいと。基本的な部分につきましては、やはり専門的な知識を持っている方、そして実施設計においては、できるのであれば地元の部分というような形でやっていきたいと考えておりますので、基本設計、実施設計に分けながら詰めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番（佐藤卓也議員） 詳細な説明、ありがとうございました。

1番目のトライアル雇用奨励金なんですけれども、ちょっと私勘違いしてしまして、勘違いなことを言わせていただきましたけれども、確かに学生の方が新庄市の企業を知らないということが非常に多いと思ひますので、ぜひとも地元企業の方々にうまくPRしていただいて、うまく使っていただければなと思ひますので、そこら辺の情報発信をしっかりしていただきたいと思ひます。

また、インバウンド誘致キャンペーンなんですけれども、私たち議員もいろいろなことを言われておりますけれども、ここをしっかりとつかないと、台湾から来てくれる方がやっぱり少ない。逆に言えば、私たちも行かなければ台湾の人に知っていただくことはできないでしょうし、また自分たちの魅力をもうちょっと発信することも必要です。そのため国のほうからも予算をいただいたことなんですけれども、ここら辺をしっかりと位置づけをして、しっかりとコアな方に確実に焦点を当てていかないと必ず散漫になってきます。県のほうでも一生懸命取り組んでいますので、そこら辺も一緒に加味しながらしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

また、フィルムコミッションなんですけれども、前回と申しますか、ことしの冬ですか、来ていただいたりしたんですけれども、ちょっと不思議に思っただけなんですけれども、地元の方、そこにいる方々が知っていると思うんですけれども、新庄市の方々がフィルムコミッションを使って来ている方が少ないというんですか、もうちょっと言えば新庄市全体でなかなか広がっていないような感じがします。要は一部の地域の方は知っているんですけれども、なかなか新庄市に広がっていかないというのはあります。と

というのは、映画会社の方が広げない、要は俳優の方が来て、ぐちゃぐちゃになって撮影ができないという配慮もあるんでしょうけれども、もしこれがもう少し広がっていけば、もっと協力したいという方が、スタッフだったりとか、いろいろなお食事を差し上げたりという広がりをもっと広がると思うんです。そういう形で新庄市全体でもっと盛り上げていきたいと思いますというところがもっとも必要ではないかなと思うんですけれども、そこら辺をもうちょっとフィルムコミッションの方々と協力して新庄市の魅力を広げていくこともできるのかなと思うんですけれども、今後そういう考えがあるのかも1個お聞きしたいと思います。

あと、最後にエコロジーガーデンのことなんですけれども、地元企業といわず、専門の方がいらっしゃるので、地元企業の方々がそこに見学というんですか、見ていただいて技術を盗むということもできるのではないかなと思います。というのは、有形文化財ですからそれなりの専門知識がないとできないわけですので、ぜひとも地元の方に見ていただいて技術をしっかりと継承し、それこそ後世に伝えていく必要があると思うんですけれども、そういう考えを持って地元の企業の方にも参加していただくことが耐震工事に向けてできるかなと思ったんですが、そこら辺、いかがでしょうか。お聞きいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 まず、フィルムコミッションについてお答えさせていただきます。

フィルムコミッション事業、過去平成27年から始まりまして、2回の2年の経験があります。その中で大きな映画撮影ができたということは正直私自身も驚いているところがありまして、それが新聞等にも取り上げられまして、市民の方々からもあそこで見たよとか、そういったこ

とが出てきていると。逆に言えばこれほど早く大きな映画を誘致できたということ自体が私自身も本当にうれしく、驚いているところであります。

映画撮影につきましては、なかなか公開前ですと、こういうところでこういう撮影をしているということを出さないでほしいという部分も会社のほうであるものですから、なかなか実際の撮影している部分を御紹介できないところが非常にあって苦しいんですけれども、フィルムコミッション事業がこのような形でやっているということは、やはり私どもも市民のほうに知らせたいと思いますので、今回国の予算もいただいたことですから、検討しながら、今後、例えば映画会社とお話をしながら撮影をした風景とかを展示できたりできないかなというようなことを検討してみたいと思いますので、その際にはよろしくお聞きしたいと思います。

あと、佐藤議員のほうからエコロジーガーデンの改修につきまして、地元企業もいい勉強の機会になるのではないかなという意見をいただきました。設計、今年度させていただくんですけれども、その中で佐藤議員からいただいたような、地元の企業も工事のそういったところを見ると勉強になるのじゃないかなという意見を伝えながら、耐震改修自体がますます地域にとって魅力のあるようなものに何とか組んでいきたいと思いますので、今後伝えていきたいと思えます。ありがとうございました。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) よろしくお聞きいたします。

補正予算書11ページ、6款1の3、農業振興費ですが、このたびの補正予算書を拝見いたしますと、県単独の補助事業と産地パワーアップというのは国の補助事業なわけですが、それら

の予算の組み替えというふうに捉えておりますが、その内容をまず伺いいたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 当初予算においては要望額調査というふうな形で、園芸事業関係について、当初予算で園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金というふうな形での、今回新たに名称が変わりました。それが代表して予算措置してきたところでございます。これについては県事業でございますけれども、まだ県の補助要綱が固まっておりますので、今回4月になって補助要綱が固まりまして、国の事業であります産地パワーアップ事業費補助金と、それから先ほど申し上げました園芸大国やまがた産地育成支援事業費、それから山菜のほうになりますけれども、促成山菜生産基盤整備支援事業費補助金というふうな3つの体系区分となりましたので、今回予算の配分をし直したところでございます。県の補助方針の中で、いわゆる今までの県の補助事業であります園芸大国やまがた産地育成支援事業につきましましては、国の産地パワーアップ事業に該当しないものというふうな形として申請してくださいよというふうなことです。主に機械中心でございますけれども、国庫部分での産地パワーアップ事業のほうを優先して配分したというふうなことになってございます。以上でございます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) これ、国の農業政策について云々すべきではないと存じておりますけれども、国の補助事業であります産地パワーアップ云々という事業、昨年度たしか1件申請、1件採択というところで、今年度は今2件というふうに報告を伺っておりましたけれども、課長答弁にもありましたように、国の産地パワーアップというやつはほぼ機械への補助、リース

という形をとっているという中で、山形県単独の同じ補助事業と比較いたしますと、県が基本的に3分の1で、新庄市ありがたいことにかさ上げしていただいているので、実質事業者の初期投資における金額の2分の1ですね。産地パワーアップも同じリースなんですけど、2分の1と。聞こえはいいんですが、実質リース事業というのをちょっと調べてみますと、消費税等もここから省かれる。あるいは後で残存価格を事業者が買い取りするところを考えると、最終的には50%を下回ってしまうのではないかと。

あとは今、産地パワーアップでカバーできないところを県単独でやるというお話ですけども、それは恐らく面積要件等の問題もあるのかなと思いますが、わかりやすく言うと事業者、つまり申請する側から見ると使い勝手が非常に悪い補助制度ではないかなというふうに私は思っているんですが、原課としてはどのように捉えられているのか、お教えいただきたい。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 国の産地パワーアップ事業費補助金については、議員おっしゃるとおり、消費税が補助算定されないというふうなことで、特に昨年度は事業要望が、県全体でございますけれども少ないといった状況でございました。国から配分されます補助金の基金造成分を県が余ってしまったというふうな状況があります。反して県単独事業につきましましては要望額を上回りまして、逆に100%採択されないというふうな状況になったようでございます。

新庄市におきましても、要望量につきまして、最初に半分ほどしか採択されない、二次募集を含めまして75%ほど採択されたというふうなことでございますけれども、今回、県のほうが国の事業を優先したというふうなところでもって、要望量につきましましては100%採択されたという

こととございますので、全体から見ると全て採択されたというふうなことからすると、全体的には恩恵があったのかなというふうに思います。

ただ、やはり消費税が算定されない分での2分の1ということで、農家あるいは団体のほうでの支払い分として考えると、実質的な補助率は4割ちょっとなのかなというふうなことがございます。そういったこととか、面積要件の関係で、特に村山地方では果樹の面積要件とか3年で実績を上げるというふうな、果樹にとってはちょっと難しい目標設定等がありまして、非常に使いづらいというふうな県全体での意見があるようです。

今後、13市の課長会議等、あるいはいろいろな機会を得ながらこの状況については訴えていきたいというふうに考えているところでございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 機会を捉えて市町村が抱える実情を伝えていくと、ここが非常に私も必要であるなというふうに思っています。

ただ、当面の間、せっかくの国の税金、それから県の税金を活用して、今まさに新庄市の担い手への支援を拡充していかなければならないということを思いますと、多少不満のある制度ではありますが、利用者、それから事業者、これからまた農協単位でいろいろな園芸が組織化される中、こうした資金を活用していかなければならないと思いますので、産地パワーアップに関しましては昨年度から始まって12月ぐらいで説明会をしたというふうに伺っておりますが、これから情報提供というものがもっと大事になってくるなと思っておりますので、その辺の計画とかありましたらお教えてください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今後いろいろな制度の中で変

わっていくもの、それから変更になっていくものにつきましましては、随時説明等していきたいというふうに考えてございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 11ページの3款の1で、子ども・子育て支援新制度事業費で、施設型給付費というふうになるようですが、どこに行き、どのような内容になっているのかということをお願いします。

続いて2つ目は、同じページで6款の3の農業振興行政事業費で、2段目に農作物等災害対策事業費補助金、これは説明で1月のパイプハウスの被害に対する補助ということですが、そのほかにもパイプハウスなどに風害による災害があったように聞いておりますが、そういったことへの対応は考えておられないのか。

それから3つ目ですけれども、同じページで6款の農林水産業費の1、林業振興費で森林・林業再生基盤づくり交付金、これはどういう内容なのか。お願いします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 私のほうからは、3款2項1目の子ども・子育て支援新制度事業費の施設型給付費についてお答えさせていただきます。

子ども・子育ての新制度に移行しますと、移行した保育園とか幼稚園につきましましては、施設型給付費というふうなものが市のほうから支給されます。

今回の補正ですけれども、2月だったと思いますけれども、新制度に移行したいという幼稚園が1園ございました。4月から新制度に移行したいというふうなことでございましたので、

どうしても当初予算に間に合わなかったという
ような事情がありまして、今回補正をさせてい
ただいたところでございます。以上でございま
す。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 農作物等の災害対策事業費の
補助金でございますけれども、これにつきましては、
県からの補助金でございます。これが発
動されますというか、要件ですけれども、県全
体で10億の被害があった場合に適用されるとい
うふうなことで、今回の分につきましては、1
月11日からの急激な降雪による被害というふう
なものが対象になってございます。

補助対象ですけれども、10年以内のものとい
うふうなパイプハウスが対象となってございま
して、これに該当するものとしまして、新庄市
としてはパイプハウス5棟というふうなことで
ございます。

それから、林業振興費の中の森林・林業再生
基盤づくり交付金につきましてはですけれども、
事業の趣旨としては、国産材の利用拡大を通じ
た林業、木材産業の再生整備というふうなこと
が趣旨となっております。

具体的に今回の事業内訳として2つございま
すけれども、一つには、新庄中核工業団地に建
設中であります木質バイオマス発電事業に供給
します燃料製造施設として、マルカ林業株式会
社が事業主体となるものの交付金額が1億
5,050万円です。もう一つが、同様に木質バイ
オマス発電事業に供する燃料製造施設として、
協和木材株式会社が事業主体となるものとして
1億1,750万円という内訳になってございます。
いずれも林野庁から県を通じまして内示を受け
た金額、合計2億6,800万円ということでござ
います。県を通じて市を経由する交付事業とな
りますので、今回補正として計上した次第でござ
います。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最初に、子ども・子育て
支援新制度事業費の施設型給付費についてな
んですが、新たに幼稚園1つが新制度になった
ということですが、認定こども園という
ことになるのでしょうか。認定こども園の内容
の中で、3歳未満が特に保育に行くところがな
い、待機児になりがちな点があるんですけれど
も、そういった対策になるのかならないのか、
認定こども園が。そのことについて、なるかな
らないか。なっているかなっていないか、状況
をお知らせいただきたいと思います。

それから、2つ目の農作物災害補助について
なんですが、県としては10億円以上の被害があ
った場合にこういう災害補助というのを県は出
すんだということがわかりました。

市内は5棟あったということですが、実は4
月だったかと思いますが、稲の苗のハウスが風
害、風で飛ばされてしまったと。つくったと思
ったその日に飛ばされて、何万円もかかり農家
は大変な思いをしたというふうな話を聞いたん
ですが、その状況と、そういった風害に対して
市独自で考える必要はないのか。お願いします。

それから、3つ目の木質バイオマスの燃料を
製造する2つの会社に支援、補助ということで
すけれども、名前からいきますと森林・林業再
生基盤ですから、木を切った後に苗を植える、
その苗の補助みたいな気もするんですけれど
も、苗の補助などはないのか、今後ですね。切
って、はげ山になって困るという市民の声もあ
ったんですけれども、いかがでしょうか。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、今回の補正分に係る幼稚園に関してまずお答えをさせていただきます。

今回は、新制度に移行でございますけれども、幼稚園としてそのまま新制度に移行したものでございます。ただ、幼稚園につきましては保育時間は午後2時までというふうになっておりますけれども、6時までの預かり保育というふうなものも実施しているところでございます。

また、認定こども園についての御質問もございましたので、これにお答えさせていただきますけれども、認定こども園、幼稚園の機能と保育園の機能をあわせ持った施設でございます。ことしの4月から市内の幼稚園1園が認定こども園に移行してございます。

認定こども園でございますけれども、ただいま申し上げましたように、幼稚園の機能と保育の機能というふうなものを持っておりますので、3歳未満のお子さんも預かることができるというふうなことでございますので、特に小さいお子さんの待機の解消につながるものというふうな期待してございます。以上でございます。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 最初の農作物等災害対策事業につきまして、4月、新庄市においてかなり風害の被害で、特に稲の苗のハウスがやられたところがございましたけれども、県全体では10億にならなかつたところでございまして、この事業は該当しなかつたというふうなことでございます。

基本的に農業共済が中心となるというふうな

ことになりますので、県全体で大きな被害になった場合に、この事業費としての補助金が出てくるというふうに理解していただきたいと思っております。

なお、今回パイプハウス5棟分の申請がございましたけれども、これの要件として、今後、農業共済のほうに加入していただくという条件での採択というふうなことになってございます。

それから、2番目の森林・林業再生基盤づくり交付金というふうな名称からして、当然、森林づくりというふうなところが目的とはなってございます。実際の交付金の用途につきましては、燃料製造施設でありますとか、そこの中の機械というふうなものが対象事業費になりますけれども、この事業を行う上では当然、計画の中で伐採したものについては再造林、すなわち木を植えていただくというふうなことが条件となっております。マルカ林業のほうでも植林のための苗の圃場でありますとかを準備してございますし、協和木材のほうでも再造林の動きを出しているというふうなところがございまして、ですから、実際、造林事業が出てくる場合、新庄市の別の予算の中で出てくるというふうなことになります。（「地方交付税入っているの、再造林」の声あり）入ってございます。造林部分については、ここは入ってございません。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 私から質問というより意見のほうに重点になるかと思えます。今の11ページの関連にもなるかと思えます。この件について、協和木材、マルカ林業、事業形態そのものは違うわけですが、マルカ林業のほうに意見的になるんですが、今、市内あちこちに木材確保しています、積んでいますね。これは安全第一でやっているとは思いますが、万一が一崩れたら大惨事になる。国道沿いとか積まれ

ているところを目の当たりに見ることがあるんです、課長も恐らく。その辺の安全管理、これを監視強化というか、重要視をもってやってもらいたい。起きてからじゃ遅いんで、あちこちに見受けられるんです。恐らくまだまだ材木の置き場というのは確保してふえてくると思いますから、ひとつその辺も重点的に監視してもらいたいと思います。

そしてまた、マルカが工場建設、今、着々と進んでいるようではありますが、その辺のいつごろから操業を始める体制でやっておられるのか。そしてまた、どのぐらいの雇用創出が見込まれているのか。そしてまた、年間どれだけの材料というか木材を利用して、そしてどれだけの量のエネルギーを生産して、それを電力会社に供給する運びでやられるか、ひとつお聞かせいただきたい。

そして、これちょっと気になった件なんだけれども、これも意見としてのほうになるかもしれない。12ページの観光費に当たるわけですね、款は商工費の款、目は観光費3、いすー1のことをちょっと触れていないと。ということは、この事業、イベントとしてやることがどうということじゃないですよ。まず一つは、去年も続いてきている。一つは、これ五、六年前、この予算が廃案になった経緯がある。その辺の今回の予算化しようとしている物事とどういうふうな違いがあるのか、これを議会にきちっと示してもらいたい。

そしてまた、昨年、いろいろ案内をもらっている議員がほとんどだと思いますよ。しかしながら、私もこれまで議長としての立場で出席したこともあるんだけど、議員たちが開会式に合わせて来ているんですよ。それが案内されない。そういう状況下で開会が始まったという経緯があるわけです。そういう運びは、そういう対応は、やはり案内をもらった議会議員に対して余り好ましくないなというような感じで

受けとめたものだから、その辺の対応もきちっとやっていただきたい。その辺の考えをお聞かせいただきたい。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今、貯木を始めているところですけども、安全対策については県の森林整備課とともに指導をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、今後のバイオマス発電の予定ですけども、発電所の建築工事は始まってございますけれども、来年の9月に施設としては完成する予定というふうなことでございます。10月、11月に試験運転をしまして、本格稼働を12月というふうな予定で聞いてございます。

雇用人数については、私どものほうではまだ具体的な人数については聞いてございません。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま観光のほうに御質問いただきました、いすー1GP東日本大会実行委員会の運営事業費補助金について御説明申し上げます。

まず初めに、8ページの歳入のほうを御確認いただければありがたいんですが、8ページの一番下の諸収入というところに雑入、長寿社会づくりソフト事業費交付金100万円という形で、12ページに戻っていただきまして、この事業費補助金と同額を計上させていただいております。

こちらにつきましては、皆さん御存じかと思うんですけども、さまざまな地域活動を支援する、そういった形で公益財団法人地域社会振興財団というものがあまして、さまざまなメニューがあるわけなんですけれども、その中の一つに今申し上げました歳入の部分がありまして、市民団体等が実行委員会を使って、この財団の予算を使ってイベントをやりたいということもありまして、申請するに当たっては市を通

じて財団に申請するというような形でございますので、こちらにつきましては、市が予算を活動のほうにするということではなくて、あくまで財団に対して窓口になるというふうな形でありまして、イベントを行うのも実行委員会等が行うということでございます。

それで今、清水議員のほうから、いすー1GPに関するさまざまな案内や体制ということで、団体が自主的にやっている部分ではございますけれども、その部分につきましては我々のほうでも今いただいた意見は伝えながら、せっかく財団のほうからこれだけのお金をいただきますので、しっかりしたものにしていただければいいのかなと思いますので、伝えてまいりたいと思います。以上です。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 万全な体制でやってもらえば、別に言うことはないんです。

今、いすー1関係のイベント、やはり一回議会で廃案になってしまった経緯はあるわけですから、そういうふうな予算をまた計上する物事の運びとなるような状況のときは、やはり議会に対してもう少し何らかの説明的なものがあってもしかるべきなんです。今、課長は、出すところが一般財源じゃないよというような形で宝くじとかという説明あったんだけど、予算書にこうやって説明あるときは、いろいろな予算計上されても、我々はそれを審議する義務、責務があるわけですから、そういうようなことを考えると、そういうふうなイベントが云々じゃないということは先ほど言ったが、そういうことも踏まえてひとつよろしくお願いします。

あと農林課長、マルカが一生懸命本当に操業に向けて事業を着々と進めています。そういう状況の中で、市内の各地に材木を置いているわけです。そういう危険な状況が見受けられるところがあるんですよ。やっぱり一つは、そうい

う危険な状況の場合は塀とか囲いをして入れないような状況をつくるとか、そういう対策がとられていない。これは安全上そういうふうな行政から業務指導がないからしているんだかわからないけれども、私から見ると本当に危険だ。万が一、大きい地震が来たら、当然考えられますよ。そういうことも想定しながら、監視強化を今後きちっとやってもらいたい。そのことについてお聞きします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 人命にかかわることになりますので、そこら辺の対策につきましてはマルカ林業ともお話ししていきたいというふうに考えてございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） わかりました。そういうふうなきちっと対処をお願いをしまして、質問を終わります。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） 13ページの5項の社会教育費のふるさと歴史センターのところ翻訳委託料があります。インバウンドを含め、ユネスコ登録後、新庄まつりに来る方も当然ですけども、365日、1年の中で考えますと、ふるさと歴史センターがまつり観光の拠点となるというふうに考えられます。当然、そこに訪れられる方もふえてくることを考慮して、さまざまな言葉で対応するというふうに考えての質問なんですけれども、まずは何か国語を予定して、どのような内容を翻訳して、そしてどういうふうにその内容を提示していくのかをお聞かせください。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 ふるさと歴史センターということで、生涯学習施設の一つであり、かつ観光施設の役割を持つというようなことで、今回、地方創生交付金の2分の1の交付を受けながらこの事業を展開していくというようなことで、ただいま議員おっしゃいましたとおり、これからのインバウンドの部分でそれ相当の体制という形で、おもてなしという部分で整備していきたいというようなことを考えておるところでございます。実際には看板の製作について65万円、それからさらに翻訳の部分で6万円という予算措置ということでございまして、多言語表記の部分については英語と中国語、簡体字と繁体字と、それから韓国語と考えてございました。以上でございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） インバウンドで来るそういう観光客を対象に、しっかりとしたPRをとるというふうなところであると思います。そういうことを考えますと金額云々ではないんですけれども、例えば商工観光との連携であったり、さまざまところでのもっと厚みのある対応をもう少し考えてもいいのではないかなと思うんです。例えば先ほど言った看板のほかにも市内の場所場所にそういう案内板を設置するとか、あと何よりも新庄まつりで各町内のいわれであったり山車の説明であったりというところを配るチラシをしっかりと翻訳して、それを来てくださる方に配れるような体制をとるとか、さまざまなことが考えられると思うんですけれども、これら全ては翻訳する言葉、文章が基本になってくると思うんですけれども、そういうことを鑑みながらぜひ物事をやってほしいと思う気持ちもありますので、そのあたりの連携を含めたところの考えはいかがでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 今田議員から、ただいまの社会教育課の翻訳と連携をぜひしてほしいということがありましたので、せっかく社会教育課のほうで多言語のさまざまな表記について、翻訳されるものはぜひ商工のほうでも生かせるものは生かしたいと思ってございます。

なお、我々のほうでもスポーツ商工関係団体と総会等いろいろさせていただくんですけども、駅前商店街のほうでユネスコ登録を祝う、また商店街を回ってもらいたい形で、自主的に既に4カ国語表記の「ようこそ新庄へいらっしゃいました」というようなポスターをつくってやっていると、そういった活動が見えてきておりますので、徐々に徐々に市民の中にもそういった部分が芽生えてきているのかなと思いますので、それらをうまく強化できればいいかなと思っております。

また、3月議会で今田議員のほうからも、おもてなし等の強化を図っていく必要があるだろうということもいただいておりますので、今回の予算の中にもインバウンドに関する案内体制の整備事業の委託料もいただいておりますので、そういったことを連携しながら案内体制の充実も図っていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） そういうふうな思いがあればなおうれしいと思います。

まず、翻訳に関しては、言葉は生き物ですので、ありきたりな翻訳表記ではなく、小さい子供からお年寄りまでしっかり通用するような、その層に合った翻訳をしながら、新庄市の理解を深めてもらうような方策をぜひ考えてやってほしいと思いますので、あわせてよろしく願いいたします。

私からは以上です。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） まずは、7ページの歳入14款5目土木費国庫補助金の市道舗装修繕事業社会資本整備総合交付金が減額補正されていて、そこから9ページに行っていたいて、21款市債発行、こちらのほうが1,190万減額となっております、そして12ページ、歳出8款2項の道路長寿化事業費、こちらが減額補正という形になっております。この流れというか理由をお聞かせいただきたいということが1つ。

あとは、歳入の8ページ、17款3目総務費寄附金、こちらの内容を質問させていただきたいということと。

そして、先ほど佐藤議員からもあったんですが、11ページの7款商工費の2目商工振興費の中の工業振興対策事業費、こちらの内容の説明はあったんですが、こちらの事業を一般財源を使って施策を出されたということで、こちらのKPIなどはどうなっているのか伺いたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 私のほうからは、社会資本整備総合交付金についての御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

補正につきましては内示が今回出ましたので、その内示に伴う変更として対応させてもらっております。

道路の長寿命化の部分につきましては2項目入っております、一つは橋梁の部分、もう一つが舗装の改修、修繕に使う部分、この2項目が入っております。それらを内示に伴いまして変更させていただいたところでございます。

交付金につきましては、55%の交付率で算定をしまして、その額を計上させてもらっております。起債については残りの90%についての起債を該当させているということでございます。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 総務費寄附金10万円につきましては、今年度に入りまして市民から寄附金をいただきました。その使途としましては10ページの一番上にあります総務費管理費の一般管理費、職員研修事業費ということで、市の職員の研修費に充ててほしいというふうな寄附の依頼でございましたので、ここに職員自主研修・研究活動助成金ということで、市の職員が自発的にこういった研究・研修をしたいというふうな提案をいただきまして、プレゼンをしていただいて、その中から審査をして決定して、自発的に研修・研究をしていただくというふうな費用に充てる予定でございます。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 学生トライアル雇用奨励金につきましては、初年度、また地域外に出ていった方とのマッチングということで、なかなか難しいものがあるかなと思っておりますが、私どもとしては5社程度、こういった形で結びつくところが出てきていただきたいなと思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。道路長寿命化事業の部分が減額補正にかかってきたのかなと考えるんですが、当初計画していたところから国の社会資本整備総合交付金のほうが減額されてきたということで、組んでいた工事ができないところが出てきたのではないかと懸念するんですが、いかがでしょう。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 橋梁部についてだけ申し上げますと、確かに当初予算で栄橋という場所を予定しておったんですが、そこにつきましては

は、橋梁診断のほうにどうしても向けざるを得ないという部分がございます、今回はその部分を休止したいというふうに考えているところでもあります。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 当初予定していた舗装道路について、市民の安全・安心と考えた場合、それができなくなってしまうという、国への補助金の申請の仕方の部分で、きちっと国に対して要請をどのようにしているのかを聞きたいと思えます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 これまでの補助事業と違いまして、現在は社交金、交付金という形がとられております。その交付金というのは、今うちのほうでやっている補助事業をある意味全部取りまとめるような形で採択といいますか、事業費が計上されているというようなことがあります。一方で使い勝手はいいんですが、もう一方では、なかなか一つ一つに補助金が見つからないというような欠点もございます。これらについてはヒアリングのたびに現状を申し上げまして、少しでも多くの交付がなされるよう努力しているところでございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4議案第57号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

小野周一議長 日程第4議案第57号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5議案第58号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

小野周一議長 日程第5議案第58号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 26ページの総務費の一般管理費で、地方公営企業法適用支援業務委託料が掲げられております。どこに委託するのでしょうか。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 地方公営企業法適用支援業務委託でありますけれども、委託先はコンサルタントを予定しております。水道事業につきましては公営企業法が適用になっておりますけれども、公共下水道につきましても平成32年4月から法適用を総務省のほうからも求められておりますので、それに向けての支援業務委託ということで、下水道事業に精通しているコンサルタントに委託する予定になっております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市の職員でできないのでしょうか。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 公営企業法の適用であるために一番大事なところが資産の管理であります。管渠処理場で、膨大な資産があります。それを整理して確認してシステムに入力する。今後の減価償却等の計算に使っていくというようなこととなりますので、そういった部分についてはやはり量が膨大なことと、あと専門的な知識を必要とするということで、業務委託をしようとするものであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 水道事業で企業会計しているわけでありまして、そういう意味では経験のある、そういったことに精通した職員がおられるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 水道事業につきましては、実際に今運営しておりますので、その部分につきましては職員でできますけれども、これから新たに立ち上げるということをするためにはやはりコンサルタント等の支援業務が必要になってくるところであります。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第6議案第59号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）

小野周一議長 日程第6議案第59号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

小野周一議長 追加議案がありますので、ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時53分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

（佐藤義一議会運営委員長登壇）

佐藤義一議会運営委員長 御苦労さまです。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前11時48分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議会案第1号「看護師養成機関調査設置特別委員会の設置」についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、

議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第7議会案第1号「看護師養成機関調査設置特別委員会の設置」について

小野周一議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第7議会案第1号「看護師養成機関調査設置特別委員会の設置」についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

森 儀一君。

(15番森 儀一議員登壇)

15番(森 儀一議員) それでは、私のほうから、議会案第1号「看護師養成機関調査設置特別委員会の設置」について、上記の議案を別紙のとおり議会規則第14条第1項の規定により提出します。平成29年6月20日。新庄市議会議長小野周一殿。提出者は私、森 儀一、賛成者は佐藤義一議員、遠藤敏信議員、佐藤卓也議員であります。

提案の理由でございますが、別紙議案末尾に記載してありますとおり、看護師養成機関設置に係る諸問題について必要な調査、研究を行うため、特別委員会の設置を提案するものであります。

設置しようとする特別委員会は、7人の委員をもって構成し、名称は看護師養成機関調査設

置特別委員会とします。

特別委員会の任務は、看護師養成機関設置に係る諸問題に関する調査・研究であり、議会において調査終了を議決するまで継続し、議会が閉会中であっても調査を行うことができることとしております。

以上のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提案するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

これより先ほど設置されました特別委員会の委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長より指名いたします。

それでは、議席順に御指名申し上げます。

叶内恵子君、遠藤敏信君、清水清秋君、高橋富美子君、山科正仁君、森 儀一君、小嶋富弥君、以上の7名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、これより特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時01分 休憩

午後1時08分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、特別委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので報告いたします。

看護師養成機関調査設置特別委員会委員長に清水清秋君、副委員長に山科正仁君、以上であります。

ここで委員長の清水清秋君から一言挨拶をお願いしたいと思います。

(清水清秋看護師養成機関調査設置特別委員長登壇)

清水清秋看護師養成機関調査設置特別委員長 た

だいま特別委員会において特別委員長という何十年ぶりの委員長を仰せつかりました清水清秋でございます。

この特別委員会は、市長が行政サイドで、広域でもいろいろお話しされた経緯もありますけれども、新庄市が率先してリーダー的に進める方向の物事を我々議会に話をされました。そういうことで、行政サイドでいろいろこれから議論、検討されていかれると思います。それらを我々は全面に受けとめながら、議会として調査・研究・検討にいきたいと思います。

ひとつよろしく議員の皆様方にはお願い申し上げます。一言就任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

閉 会

小野周一議長 ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 6月議会の慎重審議、まことにありがとうございました。議員の皆様からいただきました御意見等につきましては真摯に受けとめながら行政執行に当たってまいりたいと考えております。

昨今、非常に寒さが続いておりましたが、きょうは特別暑い日ではありますが、議員の皆様のお熱い気持ちが伝わってくる一因なのかなというふうに思っております。

おかげさまでといたしますか、議会の皆さんからきょう最後、議会提案ということで、看護師養成機関の調査設置特別委員会の設置をいただきましたこと、大変心強く思っております。

この間、総務文教においても担当課から説明があったかと思いますが、私も一つ一つ報告を

受けながら、私が出なければいけないというよう
なところは積極的に出ていきたいというふう
に考えております。

山形保健医療大学へ山形の看護師協会の会長
から御挨拶に行くようにというなお話をい
ただき、担当課で行かせていただき、また山形
医療大学の学長から、山大の嘉山顧問に挨拶に
行くようにというなお話もいただいたとこ
ろであります。大変力強い支援のお言葉をいた
だいたわけですが、具体的に進めようとなると、
やはり教師、教員の確保ということが大変難し
い状況にあります。それらを何とか乗り越えて
この地域に看護師養成機関が設置できれば、ま
た地域の新しい風が吹き、地域の活性化につな
がるのではないかなというふうに信じて今後も
行動してまいりたいというふうに思います。

議会の皆様方にいろいろな情報を提供しなが
ら、最後の最後まで詰めを急がないよう、そし
て設置がかなうような形で御協力いただければ
大変ありがたいなというふうに思っています。

6月議会に対しましての慎重審議に改めて感
謝を申し上げます、お礼の言葉とさせていた
だきます。まことにありがとうございました。

小野周一議長 以上をもちまして、平成29年6月
定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉
会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後1時13分 閉会

新庄市議会議長 小野周一

会議録署名議員 下山准一

〃 〃 森儀一